

第5次

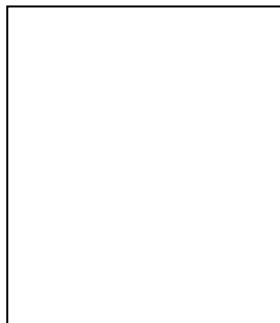
大村市総合計画

後期基本計画(案) 2021～2025

(表紙)

(表紙裏)

ごあいさつ



令和3年 月
大村市長 園田 裕史

〔目次〕

第Ⅰ編 序論	1
第1章 総合計画の概要	2
（1）計画策定の意義	2
（2）計画の構成と期間	3
第2章 基本構想	4
（1）大村市の将来像	4
（2）基本目標	5
（3）人口推計	6
（4）都市構造の考え方	7
（5）政策の大綱	8
第3章 後期基本計画の策定にあたって	14
（1）大村市の現状	14
（2）まちづくりに対するニーズ	18
（3）社会の動向	22
（4）総合計画とSDGs	25
第Ⅱ編 後期基本計画	29
政策体系	30
第1章 重点プロジェクト	32
第2章 分野別まちづくり計画	37
《基本目標1》人を育むまち	37
政策 1-1 子育てしやすいまちづくり	38
政策 1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実	44
政策 1-3 文化の振興と生涯学習の充実	50
政策 1-4 国際・地域間交流の推進	60
《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち	65
政策 2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実	66
政策 2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり	72
政策 2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり	78
政策 2-4 暮らしのセーフティネットの充実	83
《基本目標3》安全・安心なまち	89
政策 3-1 災害に強いまちづくり	90
政策 3-2 消防・救急体制の充実	94
政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進	97
政策 3-4 犯罪のないまちづくり	101

《基本目標4》活力に満ちた産業のまち.....	105
政策 4-1 魅力ある農林水産業の振興.....	106
政策 4-2 活力ある商工業の振興.....	115
政策 4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出.....	119
政策 4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり.....	123
《基本目標5》機能的で環境と調和したまち.....	127
政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり.....	128
政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上.....	132
政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備.....	136
政策 5-4 環境にやさしいまちづくり.....	143
《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進.....	149
政策 6-1 効率的で開かれた行政運営の推進.....	150
政策 6-2 健全な財政運営の推進.....	155
政策 6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり.....	159
政策 6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり.....	163
第Ⅲ編 資料.....	167
1 策定体制.....	168
2 策定経過.....	169
3 諮問・答申.....	170
4 総合計画とSDGsとの関係表.....	174
5 指標・数値目標一覧.....	178

(白紙)

第 I 編 序論

第Ⅰ編 序論

第1章 総合計画の概要

(1) 計画策定の意義

本市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第5次大村市総合計画において「～行きたい、働きたい、住みたい～ しあわせ実感都市 大村」を将来像として掲げ、その実現に向けた計画的な行政運営を進めています。

第5次大村市総合計画を開始した平成28年度以降、子ども医療費助成事業の対象年齢の拡大や未就学児に対する現物給付の開始、県内初のETC専用の木場スマートインターチェンジの開通、国道34号大村市与崎-諫早市本野間の4車線化に向けた新規事業の決定、市内全中学校での完全給食の開始、ボートレース大村での「発祥地ナイター」の開始、新工業団地である第2大村ハイテクパークの分譲開始、ミライオン（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）の開設などに取り組み、本市の課題解決に向けて様々な施策を実施し一定の成果を上げてきました。

こうした中、我が国においては、少子高齢化や人口減少が加速しており、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済への多大な影響が懸念されています。さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景とした我が国経済への影響は甚大となり、これまでに経験したことのない国難ともいえるべき局面に直面しています。

このような社会の動向や本市の課題を的確に捉え、長期的な展望に立って、本市の目指すべき将来像の実現に向けた行政運営を計画的に進めていく必要があることから、まちづくりの指針として第5次大村市総合計画を策定し、令和3年度からは、その後半5年間の後期基本計画を策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画の2層で構成しています。

①基本構想

基本構想は、本市が目指す将来像を明らかにし、その実現のための基本的なまちづくりの方向性を示すもので、「大村市の将来像」「基本目標」「人口推計」「都市構造の考え方」「政策の大綱」で構成しています。

計画期間：10年間（平成28年度～令和7年度）

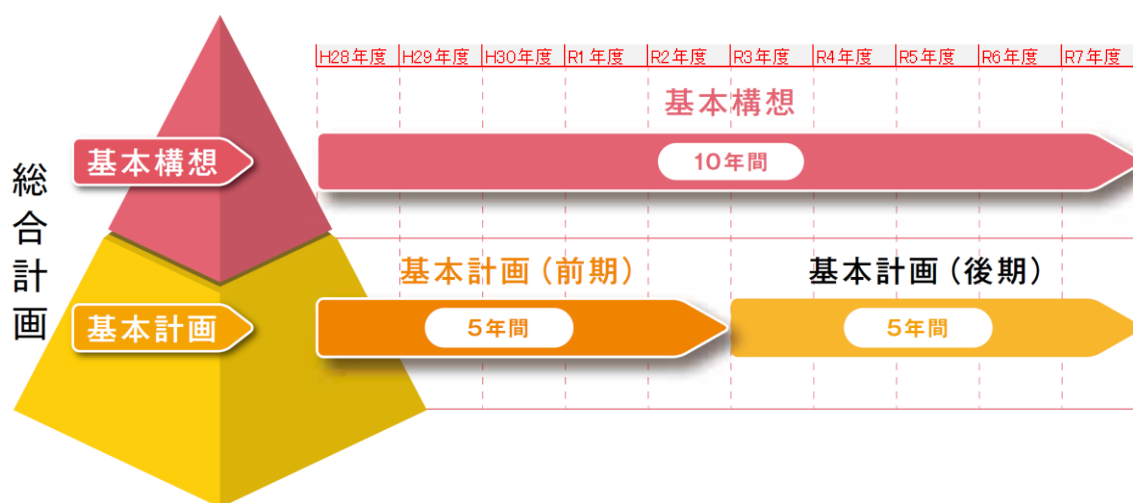
②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に示すもので、「重点プロジェクト」「分野別まちづくり計画」で構成しています。

計画期間：前期5年間（平成28年度～令和2年度）

後期5年間（令和3年度～令和7年度）

[計画の構成と期間]



第2章 基本構想

(平成28年10月策定)

(1) 大村市の将来像

社会の動向や大村市の現状、まちづくりに対する市民のニーズ等を総合的に勘案し、大村市の将来像を次のとおり定めています。

～行きたい、働きたい、住み続けたい～

しあわせ 実感都市 大村



“しあわせ”の感じ方は人それぞれですが、ご自身やご家族の健康、趣味や生きがい、子どもたちの健やかな成長、家族の絆など「日常生活の様々な場面で、誰もがしあわせを実感できるまち」、これが大村市が目指すまちの姿です。

市民の皆様とともに、しあわせを実感できるまちづくりを進め、“行きたい”、“働きたい”、“住み続けたい”と思える魅力的なまちを目指します。

住み続けたい



魅力的
なまち

働きたい



行きたい



（２）基本目標

本市の将来像である『～行きたい、働きたい、住みたい～しあわせ実感都市 大村』を実現するため、「まちづくりの基本目標」と行財政の指針となる「都市経営の基本目標」を次のとおり定めています。

まちづくりの基本目標

1

基本目標

人を育むまち

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や、人間性を重視した学校教育に取り組みます。また、いくつになっても楽しく生きがいを持って学ぶことができる、生涯学習の環境づくりを進めます。さらに、グローバル社会を踏まえた多様な交流、本市が誇る歴史・文化の活用や継承など、人を育むまちづくりに努めます。

2

基本目標

健康でいきいきと暮らせるまち

身体と心の健康づくりや医療体制の充実のほか、子どもから高齢者まで、幅広い世代がスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、医療・福祉・介護制度の適正な運営等を図ります。

3

基本目標

安全・安心なまち

風水害や地震をはじめとする自然災害などから、尊い生命と貴重な財産を守るため、ハード・ソフト両面での防災対策や消防・救急体制の充実に努めます。また、身近な暮らしの安全・安心を確保するため、交通事故や消費者トラブル、犯罪の防止などに努めます。

4

基本目標

活力に満ちた産業のまち

雇用創出や所得向上を図るため、農林水産業や商工業などの地場産業の競争力強化に向けた取組を支援するとともに、歴史や自然等を活かし国内外の観光客の誘致を強化します。また、高速・広域交通の要衝という立地条件や恵まれた自然環境等を活かし、企業誘致や創業支援などに取り組めます。

5

基本目標

機能的で環境と調和したまち

九州新幹線西九州ルートの開業を控え、今まさに都市の機能や環境を整備する重要な時期を迎えています。このため、中心市街地や新幹線新大村駅（仮称）周辺などの都市拠点の形成や、拠点をつなぐ公共交通のネットワーク化を進めます。また、住環境、道路・橋梁、上下水道、公園、河川などの都市環境の整備と長寿命化について、ユニバーサルデザインに配慮して取り組みます。さらに、豊かな自然環境の保全や循環型社会の形成に努めます。

都市経営の基本目標

6

基本目標

持続可能な行財政運営と市民協働の推進

少子高齢化の進行など社会構造の変化や、多様化・高度化する市民ニーズへ柔軟に対応するため、これまで以上に行財政運営の効率化を図り、持続可能な運営に努めます。また、町内会などの地域コミュニティの活性化を図るとともに、多様な市民活動を活かした協働のまちづくりや、お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めます。

(3) 人口推計

新工業団地の分譲、九州新幹線西九州ルートの開業などにより、令和7年度に人口10万人と推計

本計画の目標年度である令和7年度における本市の人口については、これまでの取組に加え、新工業団地の分譲開始、九州新幹線西九州ルートの開業などにより、今後も更に人口が増加することが予測されることから、10万人になるものと推計します。

また、世帯数については核家族化の進行、単身世帯の増加などを背景に、4万世帯になるものと推計します。

年齢階層別人口については、0～19歳は21,800人（対総人口比21.8%、以下同様）となり、20～74歳は65,000人（65.0%）、75歳以上は、13,200人（13.2%）になるものと推計します。

		平成27年度 (2015年)	令和2年度 (2020年)	令和7年度 (2025年)
総人口		92,950人	97,000人	100,000人
	0～19歳	20,751人 (22.3%)	21,100人 (21.8%)	21,800人 (21.8%)
	20～74歳	62,051人 (66.8%)	64,100人 (66.0%)	65,000人 (65.0%)
	75歳以上	10,148人 (10.9%)	11,800人 (12.2%)	13,200人 (13.2%)
世帯数		35,750世帯	38,200世帯	40,300世帯
一世帯当たり人数		2.60人	2.54人	2.48人

- ・平成27年度の総人口等は、平成22年度の国勢調査から平成26年10月1日時点の推計人口の伸び率により推計。
- ・令和7年度の人口は、平成22年度 - 平成27年度 - 令和2年度でコーホート法により、上記条件等を加味して推計。

（４）都市構造の考え方

コンパクトで機能的な都市づくりを推進

本市は、少子高齢化の進行や将来的な人口減少に対応するため、コンパクトで機能的な都市づくりを計画的に進める必要があります。このため、国道34号と国道444号を「都市軸」として、大村駅周辺や新幹線新大村駅（仮称）周辺などを都市拠点とした都市構造を目指し、地域の特性を活かした計画的な土地利用と都市環境の整備を進めます。

都市ゾーン

都市活動、都市生活の中心となるゾーン。コンパクトな市街地の形成を図り、にぎわいとゆとりのある市街地環境を創出する役割を担います。

海辺ゾーン

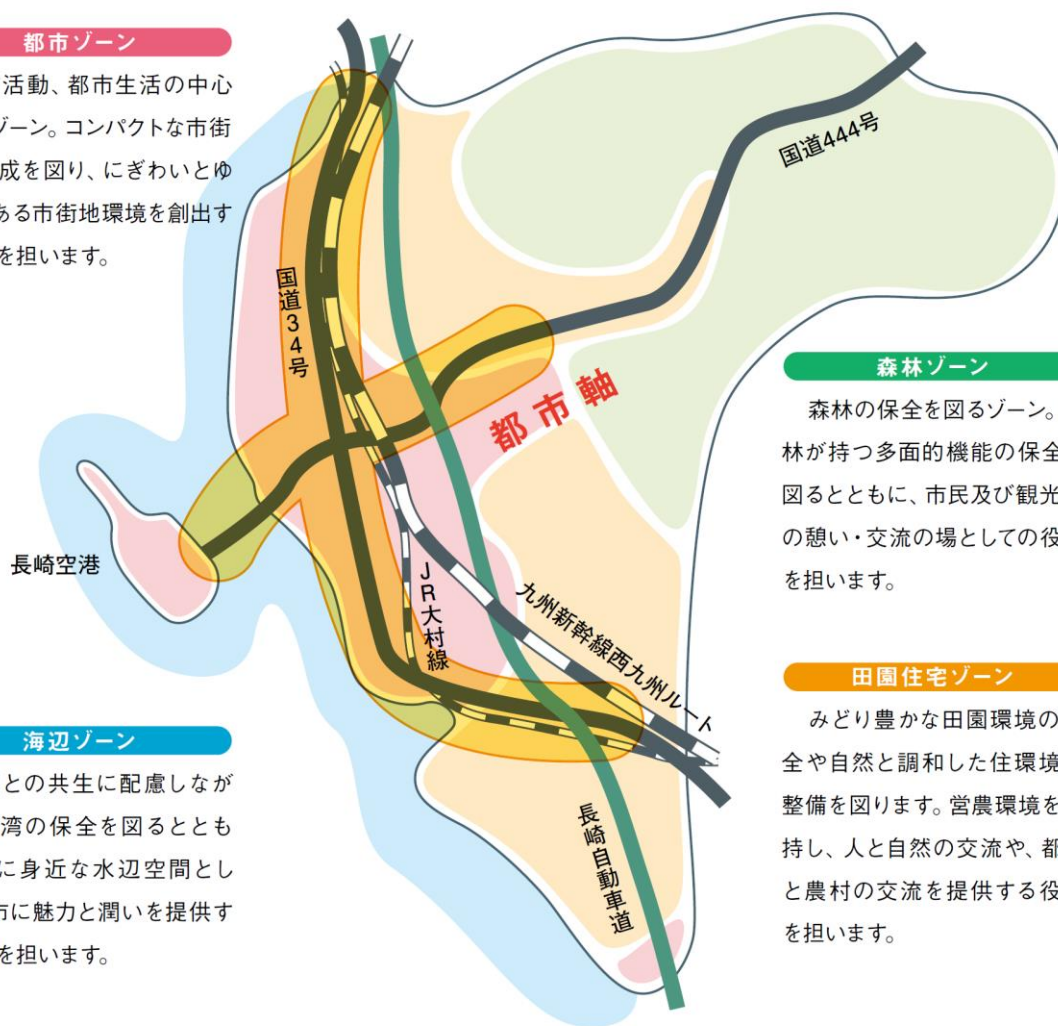
自然との共生に配慮しながら大村湾の保全を図るとともに、人に身近な水辺空間として、都市に魅力と潤いを提供する役割を担います。

森林ゾーン

森林の保全を図るゾーン。森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民及び観光客の憩い・交流の場としての役割を担います。

田園住宅ゾーン

みどり豊かな田園環境の保全や自然と調和した住環境の整備を図ります。営農環境を維持し、人と自然の交流や、都市と農村の交流を提供する役割を担います。



（５）政策の大綱

《基本目標１》人を育むまち

政策１－１ 子育てしやすいまちづくり

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、行政、家庭、職場、地域が連携して、きめ細かな子育て支援策を展開し、子育てしやすいまちを目指します。

【施策体系】

- ①出会いと結婚の支援
- ②親と子の健康増進
- ③子育てを支える環境の充実
- ④子育てと仕事の両立

政策１－２ 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

家庭、学校、地域が連携して、豊かな学力と確かな育ちを保障する、安全で充実した教育環境の創出に努めます。また、社会を生き抜く力やグローバルな人材の育成など、社会情勢を踏まえた教育に取り組みます。

【施策体系】

- ①幼児教育の充実
- ②小・中学校教育の充実
- ③教育環境の充実

政策１－３ 文化の振興と生涯学習の充実

本経寺や旧円融寺庭園、郡三踊など本市が誇る貴重な歴史的文化財を活かすとともに、芸術・文化活動を支援するなど、特色のあるまちづくりや、郷土愛の醸成に努めます。また、ミライおん（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）や公民館等を拠点とした生涯学習の充実や青少年の健全育成に努めます。

【施策体系】

- ①歴史・文化の保護・活用・継承
- ②芸術・文化の振興
- ③生涯学習の充実
- ④青少年の健全育成
- ⑤ミライおんの充実

政策１－４ 国際・地域間交流の推進

先人が築いた交流の歴史や高速・広域交通の要衝としての強みを活かし、姉妹都市や友好都市をはじめ、国内外の都市との交流を推進します。

【施策体系】

- ①国際理解・国際交流の推進
- ②地域間交流の推進

《基本目標２》健康でいきいきと暮らせるまち

政策２－１ 健康づくりの推進と医療体制の充実

各種健診の実施、食生活や運動習慣の改善など、市民の健康に対する意識を高め、健康づくりを推進するとともに、多様なスポーツの普及啓発等を図り、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。また、市内医療機関の連携や市民病院の機能充実に努め、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

【施策体系】

- ①健康づくりの推進
- ②スポーツの振興
- ③医療体制の充実

政策２－２ 高齢者が暮らしやすいまちづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいや誇りを実感しながら、健康で安心して生活できるよう、医療や介護・看護、支え合い活動など、包括的な連携によるまちづくりを推進します。

【施策体系】

- ①地域包括ケアシステムの充実
- ②高齢者の生きがいづくりと
介護予防の推進
- ③高齢者を地域で支える体制の充実

政策２－３ 障がい者が暮らしやすいまちづくり

障がい者が住み慣れた地域で、安心して社会生活を営むことができるよう、相談体制の充実や障害福祉サービス等の提供、就労支援、障がい児支援の充実に努めます。また、生活しやすい環境づくりや支え合う体制づくりを推進することで、障がい者の社会参加を促進します。

【施策体系】

- ①障がい者の自立支援の充実
- ②障がい者の社会参加の促進

政策２－４ 暮らしのセーフティネットの充実

低所得者が安定した生活を送るための適切な支援や助言を行うとともに、生活保護の適正な実施に努めます。また、国の動向を踏まえ、国民健康保険など各種社会保険制度の安定的な運営に努めます。

【施策体系】

- ①低所得者の生活支援
- ②社会保険制度の安定的運営

《基本目標３》安全・安心なまち

政策３－１ 災害に強いまちづくり

災害危険箇所などの計画的な整備のほか、自主防災組織の結成・育成や災害情報発信機能の充実など、防災対策の強化に努めます。また、様々な危機から市民を守るための総合的な危機管理を推進します。

【施策体系】

- ①防災対策の推進
- ②総合的な危機管理の推進

政策３－２ 消防・救急体制の充実

火災や自然災害などから市民の生命と財産を守る消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速かつ的確に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

【施策体系】

- ①消防・救急体制の充実

政策３－３ 交通安全と消費者保護の推進

交通事故を防ぐため、交通安全の啓発活動や交通安全施設の計画的な整備に努めます。また、複雑・多様化する消費者トラブルなどを防ぐため、情報発信や相談体制の強化に努めます。

【施策体系】

- ①交通安全の推進
- ②消費者保護の推進

政策３－４ 犯罪のないまちづくり

身近な生活の不安を感じることなく、市民が安心して暮らせるよう、防犯体制の強化や空き家の総合的な対策に取り組みます。

【施策体系】

- ①犯罪のないまちづくり

《基本目標４》活力に満ちた産業のまち

政策４－１ 魅力ある農林水産業の振興

農業の生産性の向上や生産基盤の保全・有効活用をはじめ、６次産業化、ブランド化、販路拡大など、競争力と販売面の強化に加え、多様な担い手の育成・確保に向けた取組を行います。また、地産地消を推進し、地元農林水産物の普及に努めます。

【施策体系】

- ①農業の生産性の向上と販路拡大
- ②農業の担い手の育成と確保
- ③農地の保全と有効活用
- ④畜産業の振興
- ⑤林業の振興
- ⑥水産業の振興

政策４－２ 活力ある商工業の振興

商店街の魅力向上など、にぎわいづくりを進めるとともに、図書館等の整備を踏まえ、更なる中心商店街の活性化に取り組みます。また、地域経済の活性化を図るため、中小企業の経営基盤の強化や新製品の開発、販路拡大を促進するとともに、多様化する市場ニーズなどを踏まえた創業支援に努めます。

【施策体系】

- ①商店街の振興
- ②商工業経営基盤の強化と創業支援

政策４－３ 企業誘致の推進と新たな雇用の創出

新たな雇用を創出するため、新工業団地など受入基盤の整備を推進するとともに、積極的な企業誘致に取り組みます。また、若者や高齢者の就業支援に取り組みます。

【施策体系】

- ①企業誘致活動の強化
- ②若者や高齢者の就業支援

政策４－４ 歴史や自然を活かした観光のまちづくり

各種情報媒体を活用したプロモーション活動の強化を図りながら、豊かな自然や歴史、文化など地域資源を活かし、観光地の魅力向上や整備を行うことで観光振興に努めます。また、外国人を含めた観光客の受入体制の整備に努めます。

【施策体系】

- ①観光交流のまちづくり
- ②観光客受入体制の整備

《基本目標 5》機能的で環境と調和したまち

政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

都市機能の集約を図り、多様な交流とにぎわいを創出する都市拠点の形成に向けたまちづくりを推進します。また、九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、新大村駅周辺、車両基地周辺の一体的な整備に取り組みます。

【施策体系】

- ①計画的な土地利用と都市拠点機能の充実
- ②新幹線を活かしたまちづくり

政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上

市民生活や経済活動の基盤となる、道路網の計画的な整備に努めます。また、公共交通については、長崎空港の機能強化や JR 大村線の利便性向上、バス路線の再編などに向けた取組を関係機関と一体となって推進します。

【施策体系】

- ①道路網の整備
- ②利便性の高い公共交通の確立

政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

良好な住宅市街地の形成や、公園、河川、上下水道など、都市環境の計画的な整備と維持管理、長寿命化に努めます。また、良好な景観形成など、魅力的で潤いのあるまちづくりを進めます。

【施策体系】

- ①住環境の整備
- ②景観の保全
- ③公園・河川の整備
- ④上下水道の整備

政策 5-4 環境にやさしいまちづくり

市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化防止対策や、環境保全意識の醸成などに取り組むとともに、大村湾や多良山系などの豊かな自然環境の保全、公害など環境汚染の対策に努めます。また、ごみの減量化を推進するとともに、家庭や事業所から発生する廃棄物の分別徹底や、適正処理の促進に取り組みます。

【施策体系】

- ①環境保全の推進
- ②環境汚染対策の推進
- ③ごみの減量化と適正処理の推進

《基本目標 6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

政策 6-1 効率的で開かれた行政運営の推進

行政改革や ICT の活用などを進めながら、効率的で効果的な行政運営に努めます。また、職員の能力と意欲の向上や、組織体制の強化に取り組むほか、広報・広聴の充実に努めます。

【施策体系】

- ① 効率的な行政運営の推進
- ② 開かれた市政の推進と個人情報の保護
- ③ 組織体制の強化

政策 6-2 健全な財政運営の推進

事業の重点化や経費削減等による歳出抑制に取り組むなど、効率的な財政運営に努めます。また、自主財源の確保と財産の適正な管理に努めます。さらに、モーターボート競走事業など公営企業についても、効率的な運営に努めます。

【施策体系】

- ① 健全な財政運営の推進

政策 6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

地域活動の基盤となる町内会など地域コミュニティの活性化の支援に努めます。また、ボランティアや NPO などの市民活動を支援するとともに、市民と行政が協働して取り組むまちづくりを推進します。

【施策体系】

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② 市民活動の支援と協働の推進

政策 6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

性別や年代を問わず、個性が輝き、活躍できる社会を実現するため、人権に関する教育と相談体制の充実に努めます。また、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組めます。

【施策体系】

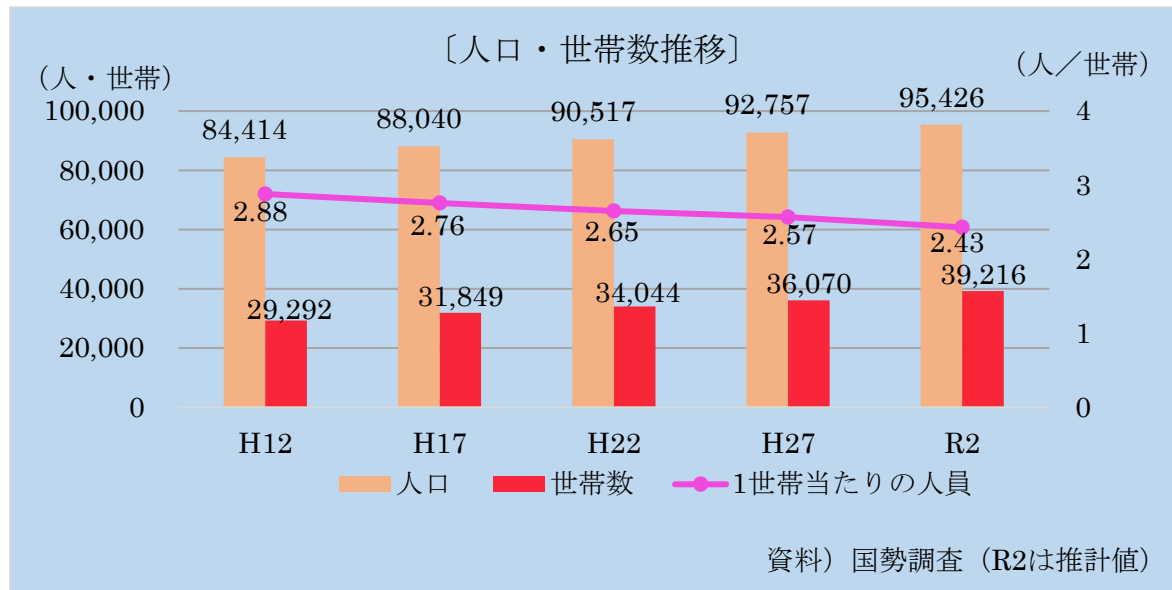
- ① 人権に関する教育と相談体制の充実
- ② 男女共同参画の推進

第3章 後期基本計画の策定にあたって

(1) 大村市の現状

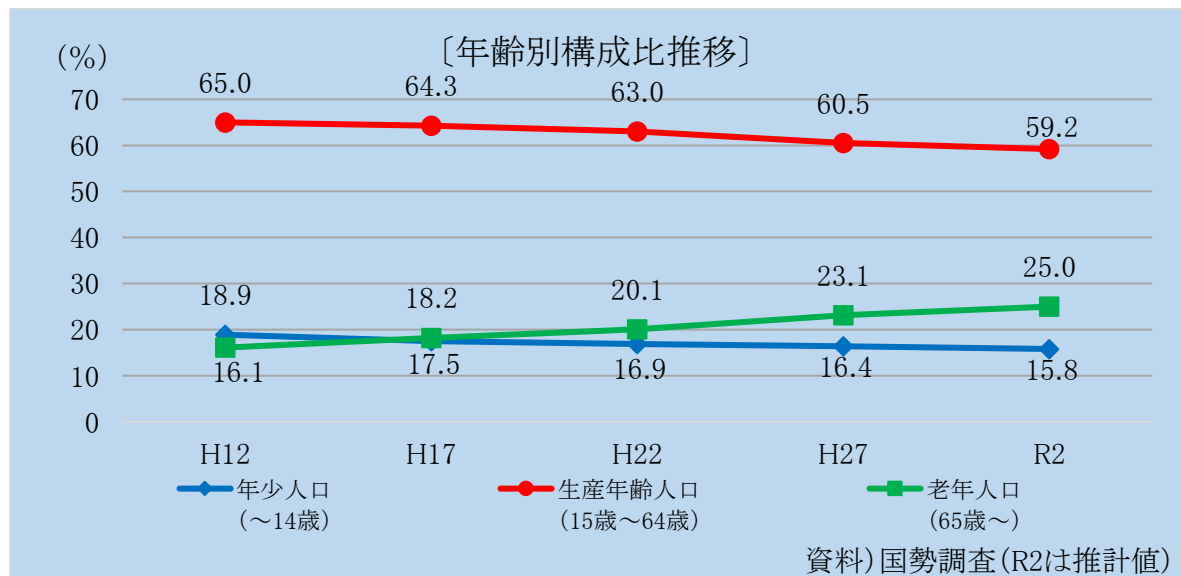
① 人口・世帯

令和2年10月現在の本市の人口は95,426人で、5年前に比べ2,669人(2.9%)増加しています。また、世帯数は39,216世帯で、5年前に比べ3,146世帯(8.7%)増加しています。



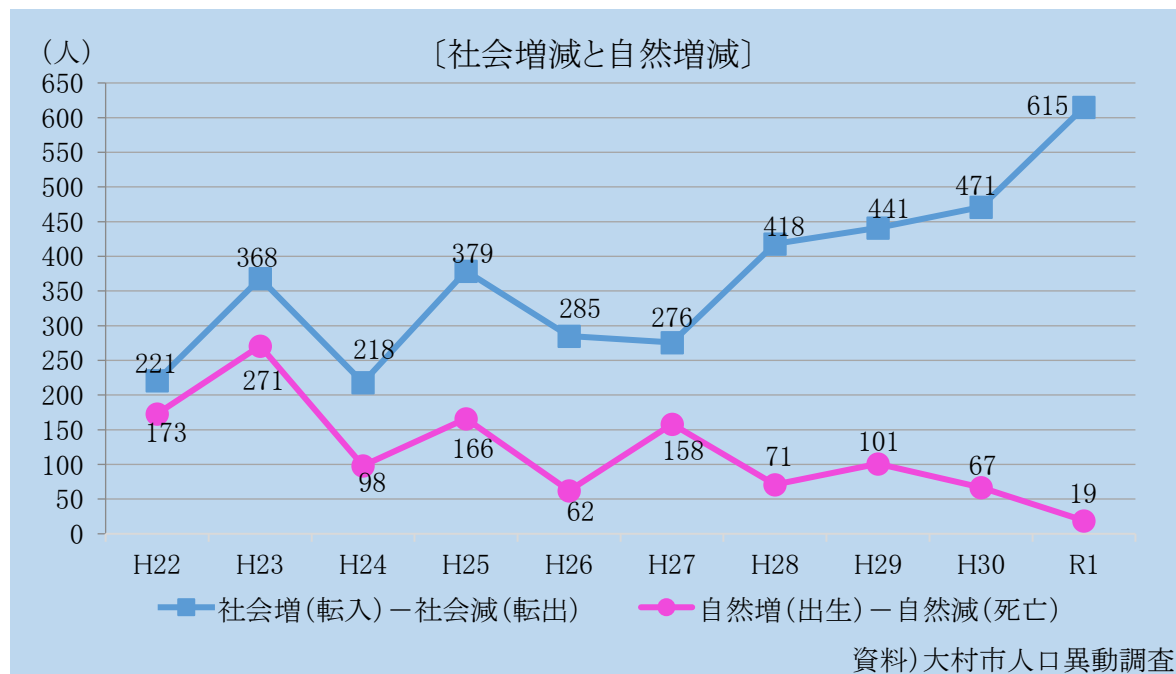
② 年齢別人口

65歳以上の老年人口の割合は、令和2年で25.0%と平成27年に比べ1.9ポイント増加しています。一方、15歳～64歳の生産年齢人口は、平成27年に比べ1.3ポイント減少、14歳以下の年少人口は0.6ポイント減少し、少子高齢化が進行しています。



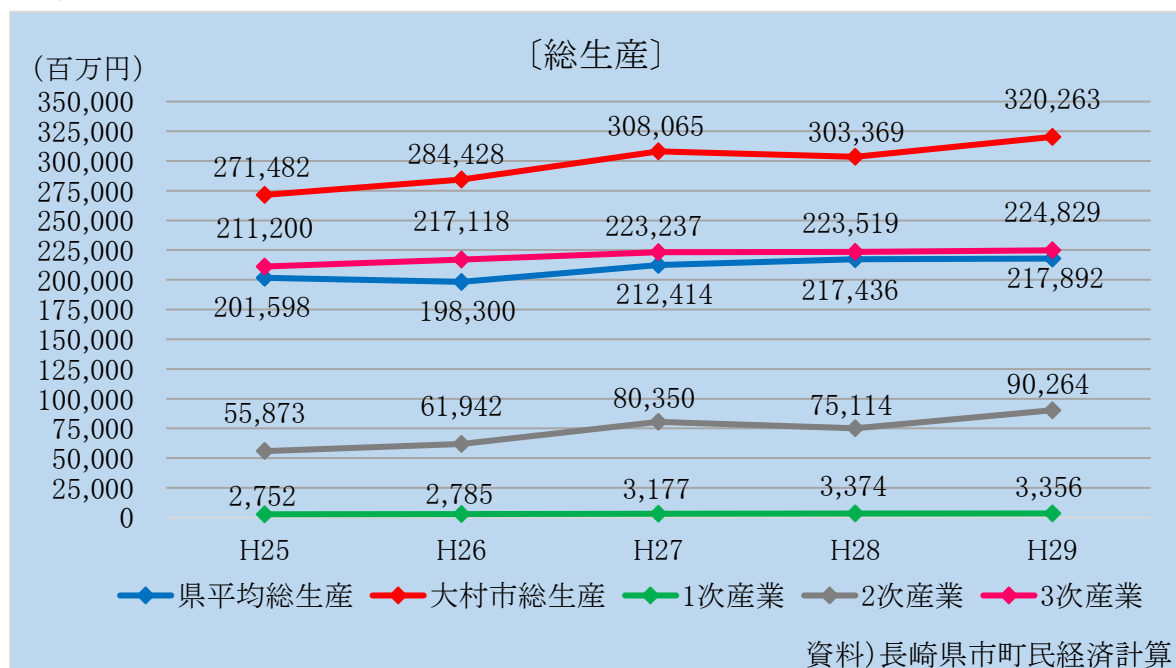
③ 人口の社会増減と自然増減

令和元年は、社会増減（社会増（転入）－社会減（転出））が 615 人で、平成 30 年の 471 人と比べ 144 人増加し、社会増による人口の増加傾向が続いています。一方、自然増減（自然増（出生）－自然減（死亡））は 19 人と、平成 30 年の 67 人と比べ 48 人減少し、自然増減による人口増の要因は薄れてきています。



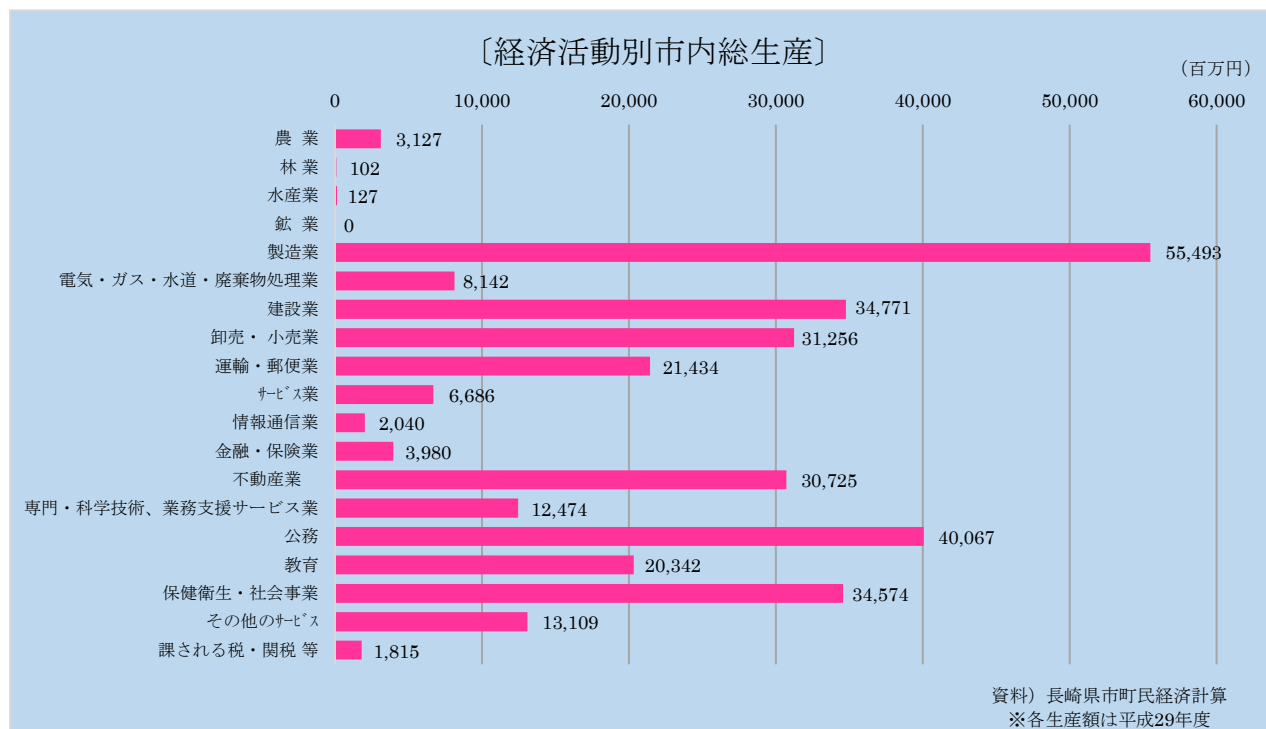
④ 総生産

大村市の経済規模を表す総生産は、平成 29 年で 320,263 百万円と平成 28 年に比べ 5.5 ポイント増加しています。県内市町の総生産平均 217,892 百万円と比べると、本市の総生産が 102,371 百万円上回っています。



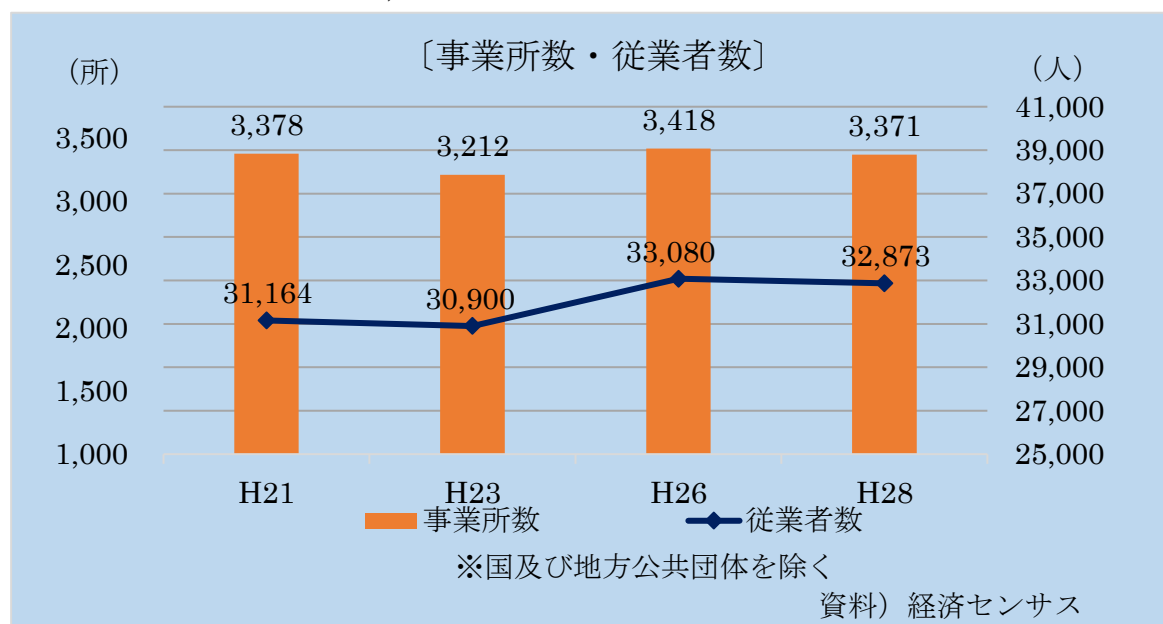
⑤ 経済活動別市内総生産

市内の総生産を経済活動別に分類すると、1次産業（農業、林業、水産業）の中では農業が3,127百万円で、2次産業（鉱業、製造業、建設業）では製造業が55,493百万円で最も多くなっています。一方、市内総生産の大半を占める第3次産業（1次産業と第2次産業以外の産業）では、公務が40,067百万円で最も多く、保健衛生・社会事業が34,574百万円、卸売・小売業が31,256百万円と続いています。



⑥ 事業所・従業者

平成28年の本市の事業所数は3,371箇所、平成26年に比べ47箇所（1.3%）減少しています。また、従業者数は32,873人で207人（0.6%）減少しています。

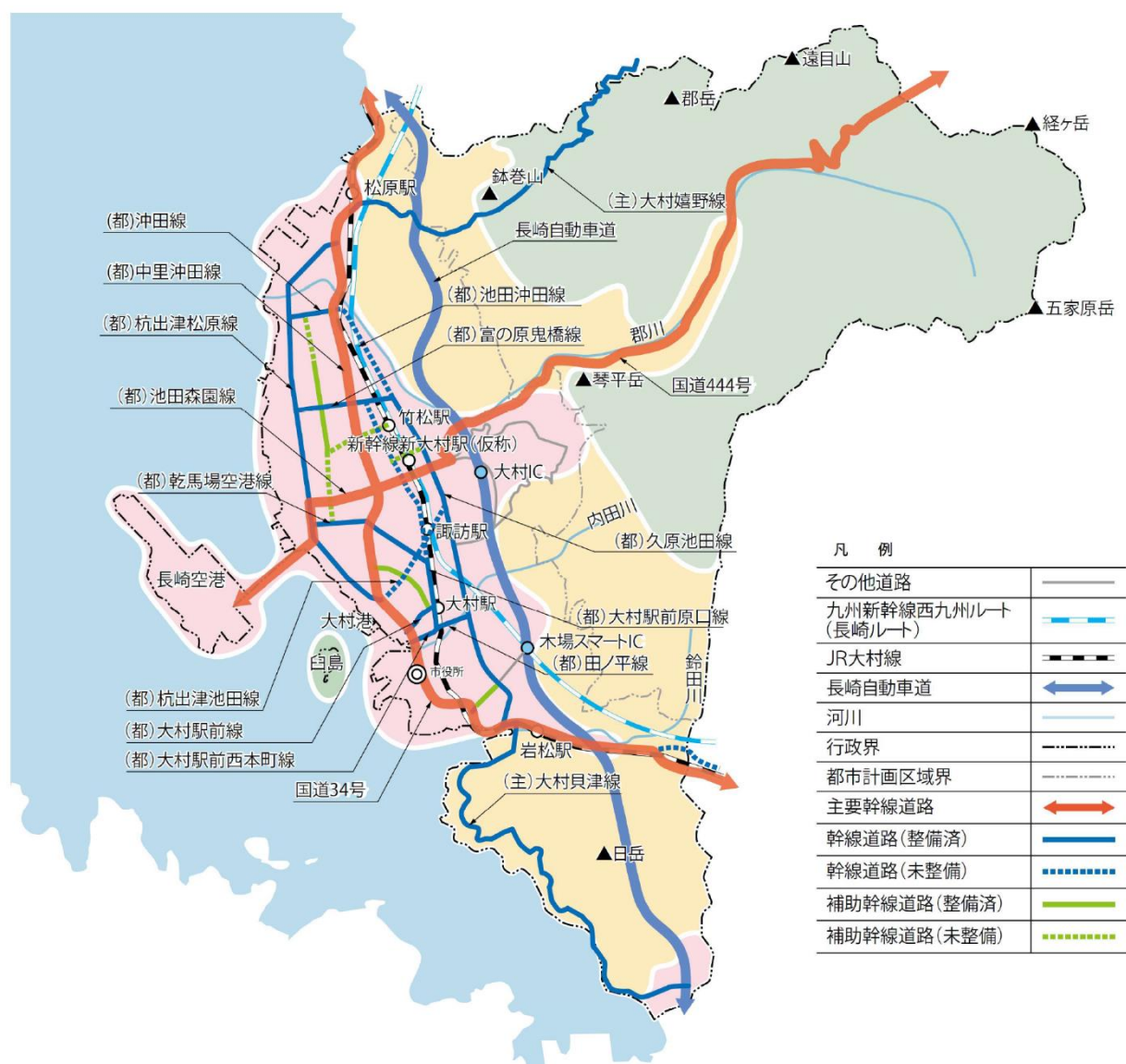


⑦ 都市機能

本市の地形は、西は大村湾、東は多良山系に接し、扇状地と平野部からなる平坦な地形が形成されており、平野部を中心に市街地が広がっています。

高速・広域交通については、長崎空港や長崎自動車道の大村インターチェンジと木場スマートインターチェンジに加え、令和4年度には九州新幹線西九州ルートの開業が控えており、高速・広域交通の要衝としてのまちづくりを進めています。

また、道路は、国道34号を中心に、幹線道路や生活道路などで形成されており、公共交通は、路線バスとJR大村線が中心となっています。



(2) まちづくりに対するニーズ

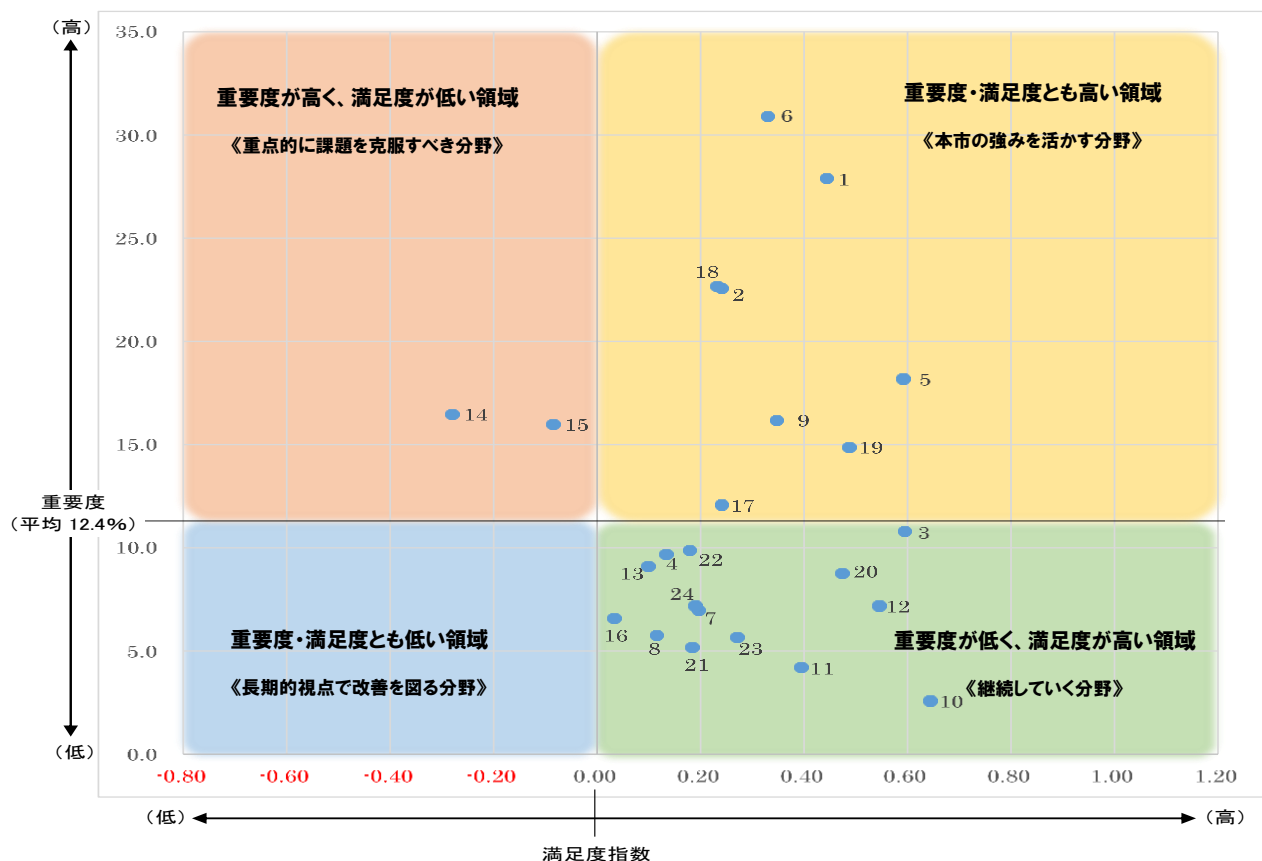
① 市民アンケート

まちづくりに対する市民のニーズを把握するため、アンケートを実施しました。特に、市民が今後どの政策に力を入れるべきと考えているのかを「重要度※1」とし、また、どの政策に満足しているのかを「満足度指数※2」として課題を整理しました。

調査時期	調査対象	回答数	回収率
令和2年4月～5月	18歳以上の市民 3,000人	1,114件	37.1%

<「重要度」×「満足度指数」>

- 重要度は高いが満足度が低い結果となった政策は、「14 活力ある商工業の振興」「15 企業誘致の推進と新たな雇用の創出」でした。
- 重要度・満足度とも高い結果となった主な政策は、「1 子育てしやすいまちづくり」「6 高齢者が暮らしやすいまちづくり」でした。



【基本目標1 人を育むまち】 1 子育てしやすいまちづくり 2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実 3 文化の振興と生涯学習の充実 4 国際・地域間交流の推進	【基本目標3 安全・安心なまち】 9 災害に強いまちづくり 10 消防・救急体制の充実 11 交通安全と消費者保護の推進 12 犯罪のないまちづくり	【基本目標5 機能的で環境と調和したまち】 17 コンパクトで暮らしやすいまちづくり 18 道路網の整備と公共交通の利便性の向上 19 快適で暮らしやすい都市環境の整備 20 環境にやさしいまちづくり
【基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち】 5 健康づくりの推進と医療体制の充実 6 高齢者が暮らしやすいまちづくり 7 障がい者が暮らしやすいまちづくり 8 暮らしのセーフティネットの充実	【基本目標4 活力に満ちた産業のまち】 13 魅力ある農林水産業の振興 14 活力ある商工業の振興 15 企業誘致の推進と新たな雇用の創出 16 歴史や自然を活かした観光のまちづくり	【基本目標6 持続可能な行政運営と市民協働の推進】 21 効率的で開かれた行政運営の推進 22 健全な財政運営の推進 23 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり 24 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

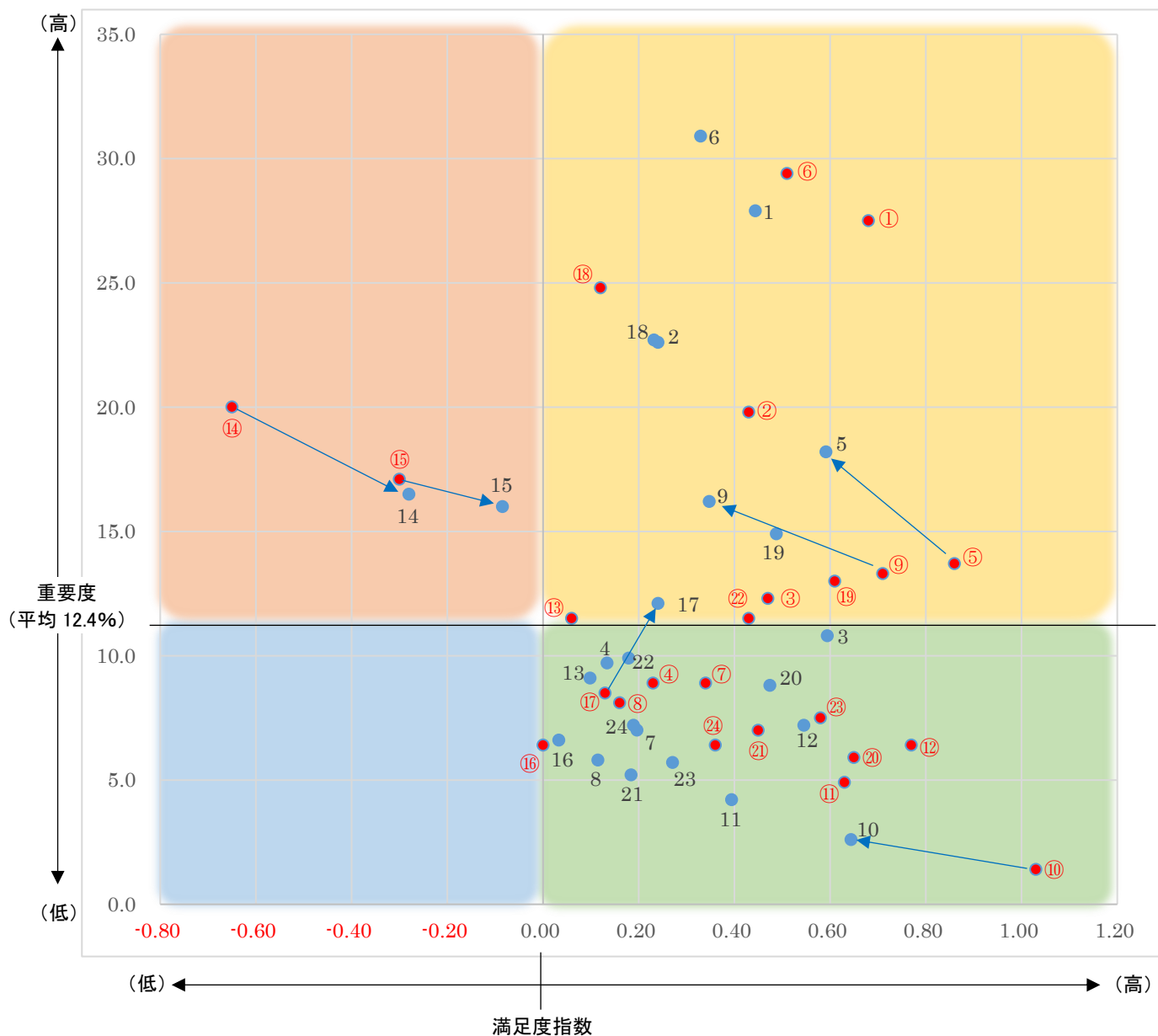
※1 重要度：上記 24 の政策ごとに、計算式（重要と回答があった数／回答数）の結果を縦軸に重要度として分布しています。

※2 満足度指数：上記 24 の政策ごとに、計算式【（「満足」×2+「やや満足」×1+「どちらともいえない」×0+「やや不満」×（-1）+「不満」×（-2））／回答数】の結果を横軸に満足度指数として分布しています。

<4 年前の調査（平成 29 年度調査）との比較（「重要度」×「満足度指数」）>

【○の番号が 4 年前】

- 4 年前の調査（平成 29 年度調査）と比較した場合、重要度が上昇し満足度が低下した主な政策は「5 健康づくりの推進と医療体制の充実」「9 災害に強いまちづくり」「10 消防・救急体制の充実」でした。
- 一方、「17 コンパクトで暮らしやすいまちづくり」は、重要度・満足度ともに上昇した結果でした。
- また、「14 活力ある商工業の振興」「15 企業誘致の推進と新たな雇用の創出」については、前期基本計画期からの重点的な課題であることに変化はありませんが、4 年前の調査結果と比較した場合、いずれも満足度は上昇しており、重点的に施策を継続していくことが重要といえます。



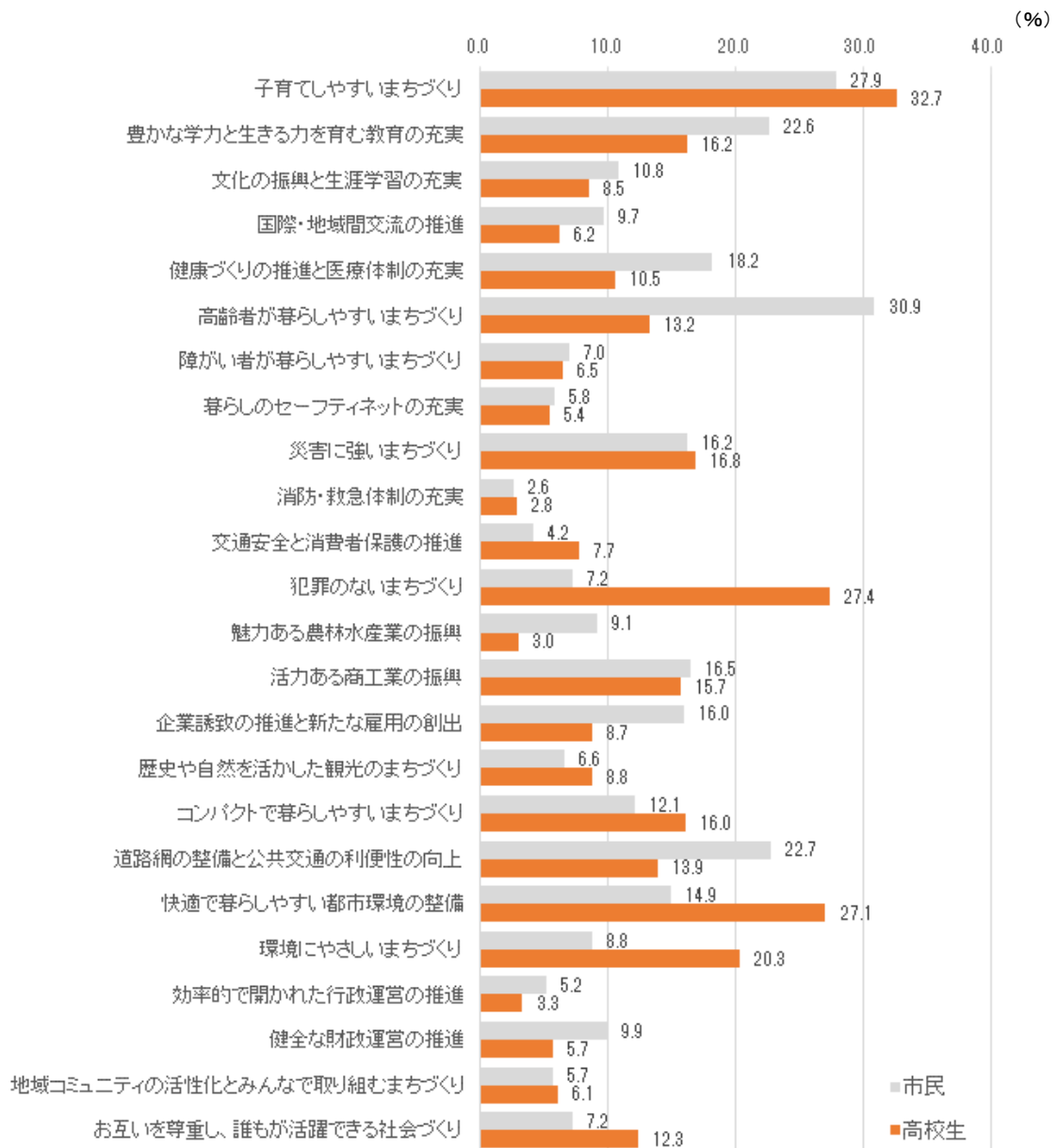
② 高校生アンケート

まちづくりに対する若者のニーズを把握するため、高校生アンケートを実施しました。高校生が今後どの政策に力を入れることが重要と考えているのかを調査し、先述の市民アンケート結果と比較し課題を整理しました。

調査時期	調査対象	回答数	回収率
令和2年8月～9月	市内高校の2年生 1,051人	1,019件	97.0%

<「高校生アンケート」×「市民アンケート」>

- 高校生の重要度として、「子育てしやすいまちづくり」が32.7%で最も多く、「犯罪のないまちづくり」27.4%、「快適で暮らしやすい都市環境の整備」27.1%と続く結果でした。
- 「犯罪のないまちづくり」は市民アンケート結果では7.2%、高校生アンケートでは27.4%と、比較差が20.2ポイントと最も大きく、「高齢者が暮らしやすいまちづくり」17.7ポイント、「快適で暮らしやすい都市環境の整備」12.2ポイントと続く結果でした。



③ 審議会や企業・団体からの主なご意見

<大村市総合開発審議会>

公共的団体等の役員や知識経験者で構成される大村市総合開発審議会に対して、後期基本計画案を諮問し、当審議会から計画案妥当との答申をいただきました。

なお、答申や附帯意見の詳細については、第Ⅲ編資料の P170・171 に掲載しています。

主なご意見

- 将来的な社会を見据えたデジタル化の推進
- 教育水準を向上させる I C T 教育の推進
- 防災対策の充実や気候変動対策の実施
- 若者が集まる魅力ある場の創出につながる取組の実施
- Wi-Fi 整備など観光客受入環境の充実
- 地元特産品の販路拡大策の充実

<企業・団体ヒアリング>

市内の企業・団体に対して、本市のまちづくりに対する現状認識等をヒアリングし、様々なご意見をいただきました。

主なご意見

- 地元に愛着を持つ子どもを育む教育の充実
- 住民に本市の魅力を伝える歴史・文化等の生涯教育の充実
- インターネット社会での青少年の健全育成
- 企業や大学の誘致
- 若年層の雇用機会の拡大
- スポーツ文化施設の充実
- 農業の担い手不足への対策
- 観光振興を図る地域間連携の促進
- 観光イベントや地域の行事等の担い手不足への対策
- 高齢者など交通弱者に対する公共交通の充実
- 行政からの情報発信や意見交換機会の充実
- 地域コミュニティ活性化のための支援

(3) 社会の動向

① 少子高齢化・人口減少の急速な進行

我が国の少子高齢化の進行、人口減少は深刻さを増しています。特に、出生数の減少は急速に進んでおり、平成 27 年に 100 万 6 千人であった年間出生数は、令和元年には約 86 万 5 千人と過去最少となっています。

出生数の減少と死亡数の増加を背景に、我が国の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入っています。特に生産年齢人口の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼします。こうした危機を踏まえると、過去からの延長線による取組だけでなく、将来の危機を想定しながら様々な分野の施策を推進することが重要となっています。

② 地方創生の推進と新たな人の流れの創造

我が国では少子高齢化・人口減少が急速に進行している中、主に東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しています。このため、地方では地域・社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が疲弊するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じています。

一方、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景にした都心部から地方への新たな人の流れや、テレワークを活用し地方で働きながら休暇を過ごすワーケーションの進展など、新たな人の流れや働き方が浸透しつつあります。

こうした社会の新しいトレンドを踏まえ、活力ある地方を創るためには、結婚・妊娠・出産、子育ての希望を叶え、生活面の充実を図るとともに、教育や歴史・文化、街並み等を活かした「住みやすさ」を追求し地方の魅力を育み、人が集うまちづくりを推進することが求められています。また、企業等の生産性向上と収益力の強化を支援するなど稼ぐ地域をつくるとともに、地方で働きたくなる魅力ある就労環境の構築が重要となっています。さらには、人と人との交流人口の拡大に加え、地域と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むなど、将来的な移住や定住にもつながる地方への新しいひとの流れをつくることが重要といえます。

③ Society5.0 を見据えた先端技術の活用

近年、ICT (Information and Communications Technology : 情報通信技術) はより進化しています。インターネット利用の増大と IoT (Internet of Things : モノのインターネット) の普及により、様々なモノがネットワークにつながり、大量のデジタルデータ (Big Data : ビッグデータ) の生成、収集、蓄積が進んでいます。このような「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation)」が進みつつある時代にあるといえ、この変化は段階を経て社会に浸透していくことが予想されています。

このようにデジタル化が進んだ社会像として **Society5.0** があります。**Society5.0** は、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものであり、これまでの狩猟社会 (**Society 1.0**)、農耕社会 (**Society 2.0**)、工業社会 (**Society 3.0**)、情報社会 (**Society 4.0**) に続く、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (**Society**)」とされています。**Society 5.0** で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、従来の課題や困難の克服に期待が持てる未来をもたらします。

少子高齢化やそれに伴う人口減少が進む中、様々な行政分野における課題を克服するためにも、AI (人口知能) や IoT 等の先端技術をまちづくりに有効活用するなど、**Society5.0** という新しい未来社会の到来を見据えた時代の流れを力にしていけることが求められています。

④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応と新たな生活様式

我が国では令和 2 年 1 月に新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認され、同年 3 月以降には感染が急速に拡大し、4 月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日本経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない国難ともいえるべき局面に直面しています。様々な業態で感染拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、国民経済に重要な雇用情勢が弱い動きとなり、休業者が増加しています。

このような状況を踏まえ、治療薬やワクチンが開発・普及するまでの間は、経済が元の状態に回復することは難しいといえますが、「ウィズコロナ」を前提とした「新しい日常 (ニューノーマル new normal)」に対応した生活様式の確立により、社会経済活動の両立を図っていくことが求められています。

⑤ 防災・減災、国土強靱化の推進

我が国では豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模災害が発生し、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。

このような自然災害に事前から備え、国民の生命・身体・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題とされています。

平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨等をはじめとする近年の自然災害により、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生しています。

これらの教訓を踏まえ、重要なインフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、本市では令和 2 年 6 月に策定した「国土強靱化地域計画」に基づき、平時から万全の備えを行うなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められています。

⑥ 地球環境問題への対応

気候変動に起因すると考えられる近年の自然災害の頻発化は、経済・社会へ大きな被害をもたらすだけでなく、人類や全ての生き物にとって、生存基盤を揺るがしかねない事態を招いています。地球温暖化の進行により、自然災害の発生のリスクが高まると予想され、想定を上回る自然災害が発生し、気候変動対策の強化が急務となっています。今後は、これまでの省エネの実施や再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガスの排出抑制等の取組に加え、気候変動対策と防災対策を包括的に講じていく「気候変動×防災」の視点に立った社会変革が求められています。

⑦ グローバル化の進展

ICT 技術などの目覚ましい発達はグローバル化の一層の進展をもたらしており、米国の GAFA (Google, Apple, Facebook, Amazon) など様々な世界的企業は国境を越え、SNS でのコミュニケーション、インターネット上での情報伝達やモノ・サービスの売買・移動等を可能にする場を提供し、世界各国における経済活動や人々の生活に大きな影響を与えています。

このような背景により多くの行政分野において国際的な関わり合いが避けて通れなくなっています。日本国内の状況では、我が国への関心の高まりに加え、ビザの発給要件の緩和等により、訪日する外国人観光客数は、平成 21 年の約 679 万人から令和元年には約 3,188 万人(369.5%増)となるなど、近年大幅に増加しています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により国際社会全体で人の移動が制限され、訪日外国人観光客数は大幅に減少しており、先行き不透明な状況となっています。しかしながら、グローバル化の進展による国際的な関わりの重要性は、今後も増していくものと考えられています。さらに近年、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が講じられてきており、外国人を念頭に置いてそれぞれの国・地域の文化的背景を踏まえた適切な情報提供を行うなどの対応も求められています。

（４）総合計画とSDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことです。SDGsは2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、誰一人として取り残さない包摂的な世界の実現を目指すことが理念として掲げられています。

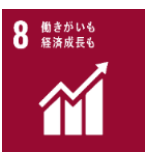
我が国においては、平成28年に内閣総理大臣を本部長とした「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、地方自治体を含む、あらゆる関係者とSDGs達成に向けた取組が進められています。

本市では、SDGsの理念を踏まえながら、総合計画で掲げる「～行きたい、働きたい、住みたい～ しあわせ実感都市 大村」を実現させる取組を推進していきます。

なお、総合計画とSDGsの関係性については、第Ⅲ編資料に「総合計画とSDGsとの関係表」（P174～P177）として掲載しています。



〔SDGsの17のゴール〕

ゴール		趣旨
	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー（社会的・文化的性差）平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する。
	産業と技術革新の基盤をつくろう	レジリエント（強靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつレジリエント（強靱）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の防止・回復、生物多様性損失の防止を図る。
	平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	パートナーシップ で目標を達成 しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第Ⅱ編 後期基本計画（2021～2025）

基本構想

基本計画

将来像

基本目標

政策

重点プロジェクト

まちづくり編

《基本目標1》

人を育むまち

政策 1-1

子育てしやすいまちづくり

政策 1-2

豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

政策 1-3

文化の振興と生涯学習の充実

政策 1-4

国際・地域間交流の推進

《基本目標2》

健康でいきいきと

暮らせるまち

政策 2-1

健康づくりの推進と医療体制の充実

政策 2-2

高齢者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-3

障がい者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-4

暮らしのセーフティネットの充実

《基本目標3》

安全・安心なまち

政策 3-1

災害に強いまちづくり

政策 3-2

消防・救急体制の充実

政策 3-3

交通安全と消費者保護の推進

政策 3-4

犯罪のないまちづくり

《基本目標4》

活力に満ちた

産業のまち

政策 4-1

魅力ある農林水産業の振興

政策 4-2

活力ある商工業の振興

政策 4-3

企業誘致の推進と新たな雇用の創出

政策 4-4

歴史や自然を活かした観光のまちづくり

《基本目標5》

機能的で環境と

調和したまち

政策 5-1

コンパクトで暮らしやすいまちづくり

政策 5-2

道路網の整備と公共交通の利便性の向上

政策 5-3

快適で暮らしやすい都市環境の整備

政策 5-4

環境にやさしいまちづくり

都市経営編

《基本目標6》

持続可能な

行財政運営と

市民協働の推進

政策 6-1

効率的で開かれた行政運営の推進

政策 6-2

健全な財政運営の推進

政策 6-3

地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

政策 6-4

お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

～行きたい、働きたい、住み続けたい～

しあわせ実感都市 大村

行きたい、働きたい、住み続けたい まちプロジェクト

基本計画

施策

施策1 出会いと結婚の支援 施策2 親と子の健康増進 施策3 子育てを支える環境の充実 施策4 子育てと仕事の両立

施策1 幼児教育の充実 施策2 小・中学校教育の充実 施策3 教育環境の充実

施策1 歴史・文化の保護・活用・継承 施策2 芸術・文化の振興 施策3 生涯学習の充実 施策4 青少年の健全育成 施策5 ミライonの充実

施策1 国際理解・国際交流の推進 施策2 地域間交流の推進

施策1 健康づくりの推進 施策2 スポーツの振興 施策3 医療体制の充実

施策1 地域包括ケアシステムの充実 施策2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進 施策3 高齢者を地域で支える体制の充実

施策1 障がい者の自立支援の充実 施策2 障がい者の社会参加の促進

施策1 低所得者の生活支援 施策2 社会保険制度の安定的運営

施策1 防災対策の推進 施策2 総合的な危機管理の推進

施策1 消防・救急体制の充実

施策1 交通安全の推進 施策2 消費者保護の推進

施策1 犯罪のないまちづくり

施策1 農業の生産性の向上と販路拡大 施策2 農業の担い手の育成と確保 施策3 農地の保全と有効活用 施策4 畜産業の振興 施策5 林業の振興 施策6 水産業の振興

施策1 商店街の振興 施策2 商工業経営基盤の強化と創業支援

施策1 企業誘致活動の強化 施策2 若者や高齢者の就業支援

施策1 観光交流のまちづくり 施策2 観光客受入体制の整備

施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実 施策2 新幹線を活かしたまちづくり

施策1 道路網の整備 施策2 利便性の高い公共交通の確立

施策1 住環境の整備 施策2 景観の保全 施策3 公園・河川の整備 施策4 上下水道の整備

施策1 環境保全の推進 施策2 環境汚染対策の推進 施策3 ごみの減量化と適正処理の推進

施策1 効率的な行政運営の推進 施策2 開かれた市政の推進と個人情報の保護 施策3 組織体制の強化

施策1 健全な財政運営の推進

施策1 地域コミュニティの活性化 施策2 市民活動の支援と協働の推進

施策1 人権に関する教育と相談体制の充実 施策2 男女共同参画の推進

第1章 重点プロジェクト

～行きたい、働きたい、住み続けたい まち プロジェクト～

1. 重点プロジェクトの位置付け

重点プロジェクトは、6つの基本目標の枠組みを超えて重点的に取り組むものであり、分野横断的な取組により効果的な政策展開を図ることを目的としています。

本基本計画における重点プロジェクトは「行きたい、働きたい、住み続けたい まち プロジェクト」として、「行きたいまち」、「働きたいまち」、「住み続けたいまち」の3つのテーマで構成し本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を図った取組としています。

住み続けたいまち

(子育て、都市環境、安全・安心)



働きたいまち

(仕事づくり)



行きたい、 働きたい、 住み続けたい まちプロジェクト

行きたいまち

(観光、移住)



2. 重点プロジェクトにおける新たな視点

「行きたいまち」、「働きたいまち」、「住みたいまち」の3つのテーマに沿った取組を実施するにあたって、新たな次の視点を踏まえ、本市の魅力を一層向上させる取組を展開します。

● 関係人口の創出・拡大

国内外に対して本市の魅力を最大限に発信することにより、交流人口の拡大を図るとともに、本市と継続的に様々な形で関わる関係人口の創出・拡大を図る取組を推進します。

● Society5.0の実現に向けた先端技術の活用

モノやサービスの生産性や利便性を高め、産業や市民生活の質を向上させるため、国が目指す未来社会、いわゆる Society5.0 の実現に向け、AI や IoT、5G 等の先端技術を活用した取組を推進します。

● SDGs を原動力とした地方創生の推進

産業、子育て、教育、スポーツなど様々な分野において、SDGs の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、企業や団体、市民等と連携を図りながら、地方創生の取組を推進します。

行きたいまち

本市の特色ある観光資源や、空港・高速道路、整備が進む新幹線など、高速・広域交通の要衝の地としての優位性を最大限に活かし、国内外から新しい人の流れを創ります。また、企業や団体、市民等と連携を強化し、それぞれの地域の特徴や利点を活かした、ヒト・モノ・コトの交流の拡大に取り組み、関係人口の創出・拡大につなげるとともに、移住・定住の促進を図ります。

■観光地の魅力向上

- ・歴史や自然等を活かした滞在型観光の推進
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・観光イベントの充実
- ・コンベンション誘致の強化

■受入環境の整備

- ・観光基盤の整備
- ・情報発信・プロモーション活動の強化
- ・観光推進体制の充実と人材の育成

■市外からの移住・定住促進

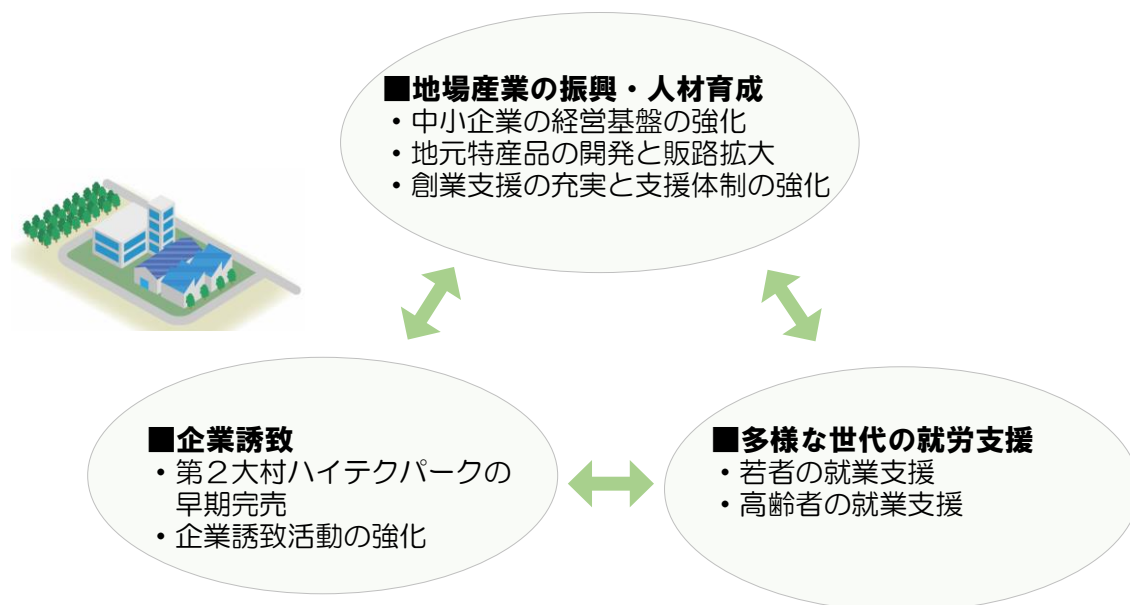
- 安心して妊娠・出産ができる環境づくり
- 子育て環境の充実
- 教育環境の充実
- 企業誘致
- コンパクトシティの推進
- 大学等の誘致・連携
- 地域コミュニティ機能の強化



**魅力ある観光地づくりや、まちの魅力向上による
交流人口の拡大、関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進**

働きたいまち

誰もが自らの仕事に生きがいを感じ、新たな目標に挑戦できるような仕事をつくり育てるとともに、企業誘致活動や創業支援などに積極的に取り組み、新たな雇用の創出を図ります。また、付加価値ある商品開発や販路拡大を支援するなど、就業者の所得向上を図ります。



地場産業の振興や創業支援、 企業誘致などによる雇用の場の創出



就業者の育成・確保と、魅力ある商品開発や 販路・消費拡大による所得向上

住み続けたいまち

出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現できるよう、切れ目のない支援に取り組みます。また、未来を担う人材を育てる教育環境の充実を図ります。

九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえた居住と都市機能の適正な立地や、公共交通ネットワークの再編に取り組みます。また、ミライオン（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）を活用した、にぎわいの創出や、地域コミュニティ機能の強化を図ります。さらに、地域包括ケアシステムを充実させるなど、高齢者をはじめ地域住民が安全・安心で生き活きと暮らせるまちづくりに取り組みます。

出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援と教育環境の整備

出会いから結婚、安心して妊娠・出産できるまちづくり

子育てと仕事の両立や、地域で子育てを支える環境づくり

子どもたちが夢を持ち、力強く生き抜く力を育む教育環境づくり

■出会いの場の創出等による婚活支援

- ・結婚相談窓口の充実
- ・出会いの場の創出

■安心して妊娠・出産ができる環境づくり

- ・親と子の健康づくり
- ・子どもの発達支援
- ・子育てに関する情報発信と相談体制の強化

■子育て環境の充実

- ・地域における子育て力の向上
- ・多様な保育サービスの提供
- ・放課後児童の居場所づくり

■教育環境の充実

- ・「豊かな学び」「確かな育ち」の実現
- ・「多様な感性」の育成
- ・高校教育の充実や大学等の誘致
- ・郷土教育の充実

誰もが安全・安心で、快適に暮らせるまちづくり

快適で住みやすいまちづくり

■コンパクトシティの推進

- ・コンパクトで機能的なまちづくり
- ・新幹線を活かしたまちづくり
- ・バス路線の再編
- ・長崎空港の利便性向上及び機能強化

■にぎわいの創出

- ・「出会いの広場」としてのミライオン運営
- ・スポーツ施設の充実と利用促進

■大学等の誘致・連携

- ・高校教育の充実や大学等の誘致

誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくり

■地域コミュニティ機能の強化

- ・地域防災体制の充実
- ・地域コミュニティの活性化

■高齢者が生き活きと暮らせるまちづくり

- ・みんなで取り組む健康づくり
- ・地域包括ケアシステムの充実
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進



《基本目標 1》 人を育むまち

政策 1-1 子育てしやすいまちづくり

政策 1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

政策 1-3 文化の振興と生涯学習の充実

政策 1-4 国際・地域間交流の推進

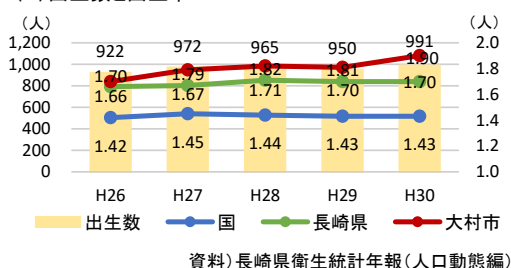
【政策 1－1】子育てしやすいまちづくり

- 施策 1** 出会いと結婚の支援
- 施策 2** 親と子の健康増進
- 施策 3** 子育てを支える環境の充実
- 施策 4** 子育てと仕事の両立

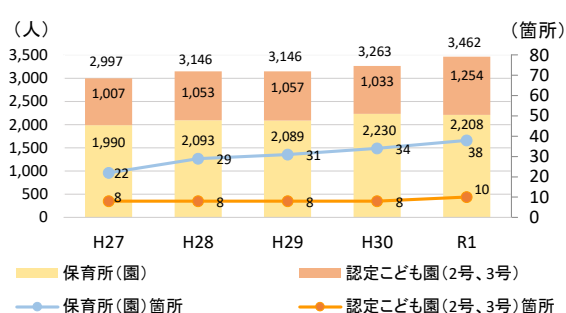
本市の現状・課題

- ・本市の年間出生数は、この 5 年間で 900 人台で推移しています。また、本市の平成 30 年度の合計特殊出生率※1は 1.90 であり、国の 1.43、長崎県の 1.70 に比して高い水準にあります。しかし、0 歳から 14 歳までの子どもの人口は、緩やかに減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれることから、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援が求められています。
- ・親子の健康増進のため、様々な心身の健康づくりや乳児に対する全戸訪問など、子どもの発達状態に応じた育児の支援に取り組んでいます。また、児童虐待防止などに対する取組の強化も求められています。
- ・安心して子育てができるように、相談窓口の充実や適切な情報の提供、経済的な負担の軽減などが求められています。また、子育てボランティアの育成や子育てサークルの活動促進など、地域における子育て支援の充実に取り組む必要があります。
- ・保育ニーズの増加や保護者の就労形態の変化などに応じ、保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設における適切な定員数の確保とあわせ、延長保育、病児保育などの多様な保育サービスを実施しています。今後も子育てと仕事を両立できる環境の更なる充実に努める必要があります。

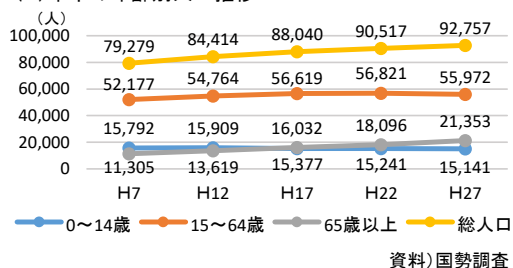
(1) 出生数と出生率



(2) 保育所(園)・認定こども園の園児数



(3) 本市の年齢別人口推移



※1 合計特殊出生率：一人の女性が一生のうちに生む子どもの平均数。

《基本目標1》人を育むまち

施策の体系

政策 1-1 子育てしやすいまちづくり

施策 1 出会いと結婚の支援

- 1 結婚相談窓口の充実
- 2 出会いの場の創出

施策 2 親と子の健康増進

- 1 親と子の健康づくり
- 2 子どもの発達支援
- 3 子育てに困難を抱える家庭等への支援

施策 3 子育てを支える環境の充実

- 1 子育てに関する情報発信と相談体制の強化
- 2 地域における子育て力の向上
- 3 子育てに関する経済的負担の軽減
- 4 子どもの安全の確保

施策 4 子育てと仕事の両立

- 1 多様な保育サービスの提供
- 2 放課後における児童生徒の居場所づくり
- 3 子育てしやすい家庭と職場の環境づくり

施策 1	出会いと結婚の支援
-------------	------------------

施策の方針・指標

大村市婚活サポートセンターにおいて、結婚に関する相談対応を行うとともに、婚活イベントの開催など出会いの場の創出に取り組みます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
大村市婚活サポートセンターでの相談件数（件/年）	700（R1 年度）	825（R7 年度）
お見合いシステム ^{※1} 、縁結び隊 ^{※2} による引き合わせ成立数（組/年）	98（R1 年度）	120（R7 年度）

<施策の概要>**（１）結婚相談窓口の充実**

大村市婚活サポートセンターにおいて、結婚に関する相談業務を行うとともに、お見合いシステム等の会員登録を進め、各種情報媒体を活用した積極的な情報発信を行います。

（２）出会いの場の創出

結婚を希望する人に出会いの場を提供するため、婚活イベントの開催など、県や民間団体などと連携した支援に取り組みます。

※1 お見合いシステム：結婚を希望する独身男女が会員登録し、相手のプロフィールを閲覧してお見合いを申し込み、相手の同意のもとサポーター同席でのお見合いができるシステム。

※2 縁結び隊：結婚を希望する独身男女から「相談シート（プロフィール）」を預かり、お似合いの相手を探して引き合わせ、出会いから結婚に至る支援を行うボランティア。

施策2	親と子の健康増進
------------	-----------------

施策の方針・指標

健康診査や健康相談など、親と子の健康づくりへの取組をはじめ、子どもの発達に応じた支援、児童虐待防止などを進めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
妊婦健康診査の受診率（％）	92.8（R1 年度）	97.0（R7 年度）
予防接種の実施率（％）	91.1（R1 年度）	97.0（R7 年度）
3 歳児健康診査の受診率（％）	97.5（R1 年度）	98.5（R7 年度）

<施策の概要>**（１）親と子の健康づくり**

安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、母親の体調管理や乳児の順調な発育を促す乳児全戸訪問をはじめ、乳幼児健康相談、特定不妊治療等への支援、食育など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

（２）子どもの発達支援

子どもの健やかな発達を支援するため、ことばや心の相談、未就学児の発達支援相談などを実施します。

また、障害児通所支援など障害児福祉サービスの提供を行うとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等との適切な情報共有に加えて、医療機関や療育支援機関などと連携した支援に取り組みます。

（３）子育てに困難を抱える家庭等への支援

子どもの安全と健やかな成長、健全な親子関係の形成を図るため、児童相談所など関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応の体制づくりに取り組みます。

施策3**子育てを支える環境の充実****施策の方針・指標**

子育てに関する情報発信や相談体制の強化に努めるほか、地域における子育て活動の支援や、子育て世帯への経済的支援などにより、子育てを支える環境の充実を図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
子育て相談件数（件/年）	6,256（R1 年度）	10,000（R7 年度）
子育て支援サポート登録者数（人）	45（R1 年度）	50（R7 年度）
SNS での子育てに関する情報発信回数（回/年）	243（R1 年度）	400（R7 年度）

<施策の概要>**（１）子育てに関する情報発信と相談体制の強化**

広報紙や市公式ホームページ、SNS など各種広報媒体を活用し、子育てに関する情報の積極的な発信を行います。

また、子育て世帯の不安軽減を図るため、こどもセンターやこども未来館などにおける相談体制の強化に努めます。

（２）地域における子育て力の向上

身近な地域で子育てをサポートできるよう、子育てボランティアの育成や NPO、子育てサークル等の活動促進を行うほか、親子の交流の場の提供や子ども会の活動支援など、より地域に密着した子育て支援に取り組みます。

（３）子育てに関する経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産一時金や児童手当などの支給を行うとともに、子ども医療費助成の充実に努めます。

また、ひとり親家庭の生活安定や自立促進のため、公共職業安定所などと連携した就労支援や資格取得のための支援を行います。

（４）子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪、災害から守るため、歩道の整備や交通安全教育を進めるほか、教育保育施設従事者への安全管理士講座の実施、地域のボランティアによる防犯パトロールや関係機関と連携した防犯・防災教育、さらにはインターネットや SNS に関する情報モラル教育など、子どもの安全の確保に取り組みます。

施策4	子育てと仕事の両立
------------	------------------

施策の方針・指標

多様な保育サービスの提供や放課後児童の居場所づくりなどに努め、子育てと仕事の両立を支援します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
教育・保育施設における4月時点の待機児童数（人）	75（R1年度）	0（R7年度）
病児保育施設を利用する児童数（人）	1,478（R1年度）	1,711（R7年度）
放課後児童クラブを利用する児童数（人）	1,823（R1年度）	2,317（R7年度）

<施策の概要>

（1）多様な保育サービスの提供

増加している保育ニーズに対応するため、保育士確保策の実施などにより、保育所（園）や認定こども園などにおける園児の受入体制の強化を図ります。

また、延長保育や障がい児保育、病児・病後児保育など、子育て世帯のニーズを踏まえた多様な保育サービスを実施します。

（2）放課後における児童生徒の居場所づくり

放課後児童の安全・安心な居場所づくりのため、地域のニーズを踏まえ、受入施設の確保と保育の質の向上に努めます。

また、国の放課後子ども総合プランに沿って、放課後児童クラブ※¹と放課後子ども教室※²の交流・連携を推進します。

さらに、OMURA 未来塾※³の開設数を増やし、学習活動により学習習慣の定着を図るとともに、中学生の安全・安心な居場所づくりを推進します。

（3）子育てしやすい家庭と職場の環境づくり

各種講座等を通して、女性の再就職支援や男性の育児参加を推進するとともに、市内事業者等に対し「ながさき結婚・子育て応援宣言※⁴」に取り組むよう働きかけることで、子育てしやすい家庭と職場の環境づくりを進めます。

※¹ 放課後児童クラブ：放課後児童健全育成事業（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業）を行う場所。

※² 放課後子ども教室：小学生を対象に、放課後及び週末の安全な居場所を与え、地域と協力して勉強・文化活動・交流活動等を推進する事業。

※³ OMURA 未来塾：中学生を対象として放課後に、安全・安心な活動拠点（居場所）を設けると同時に、教員O Bなど地域住民の協力を得ながら学習習慣・基礎学力定着の支援を実施する事業のこと。

※⁴ ながさき結婚・子育て応援宣言：長崎県が推奨している制度で、企業・団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりなどに取り組む内容を宣言していただく制度。

【政策 1－2】豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

施策 1 幼児教育の充実

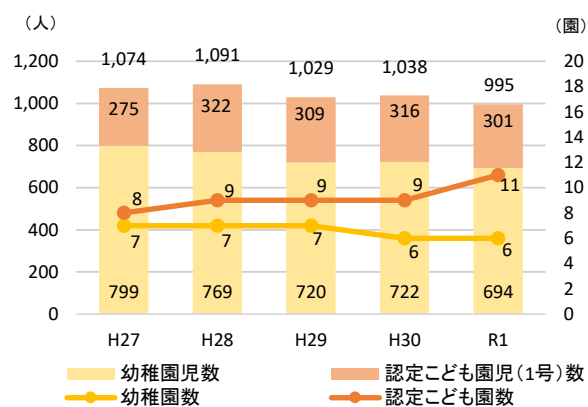
施策 2 小・中学校教育の充実

施策 3 教育環境の充実

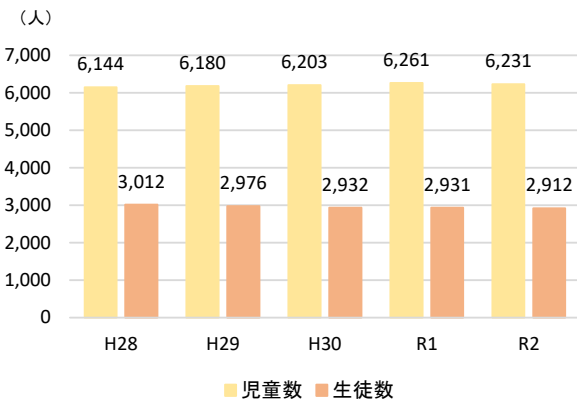
本市の現状・課題

- ・令和元年 10 月から幼児教育の無償化が実施されるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性が再認識されており、幼稚園、認定こども園及び保育所（園）における更なる幼児教育の質の向上、きめ細やかな対応などが求められています。
- ・本市では、全国的な状況と同様に、発達障害などにより、配慮を必要とする児童生徒が増加しているとともに、保護者の学校教育へのニーズが多様化しており、小・中学校、特別支援学校等の異校種や医療・福祉分野の関係機関との連携を図りながら、切れ目のない支援を行う必要があります。
- ・本市の児童生徒数は、他市町村の多くが減少する中、この 5 年間、横ばいが続いています。しかし、本市の小学校においては、校区ごとの児童数に偏りが目立ち、12～18 学級と定められている標準の学級数を超過する学校もあれば、学級数の減少が続く学校もあります。そのため、児童が少ない小規模校が、校区外から就学を受け入れる特別転入学制度の実施等に努めています。今後は将来の人口動向を注視しつつ、学校規模に関わらず、それぞれの小・中学校の利点を活かしながら、引き続き児童生徒の学びが、より充実するための環境を整えていく必要があります。
- ・平成 29 年に改訂された小・中学校学習指導要領では、「2030 年の社会を生き抜くための資質・能力」が明示されました。本市の学校教育においても、児童生徒がそれらを主体的に身に付けていく学びを実現する必要があります。また、心の教育、体育、食育等の充実を図るとともに、情報教育、環境教育、主権者教育等を学校の教育活動全体を通して効果的に行う必要があります。
- ・小・中学校の校舎や体育館などは老朽化が進行しているため、計画的に施設整備を行うとともに、定期的な点検を実施するなど適切な施設管理を行い、安全・安心な教育環境を確保する必要があります。
- ・教育力の向上、次世代産業の人材育成、若者の市内流入の促進及び市外流出の抑制などにつなげるため、大学等の教育・研究機関の誘致に積極的に取り組む必要があります。

(1) 幼稚園及び認定こども園(1号)の園児数と施設数

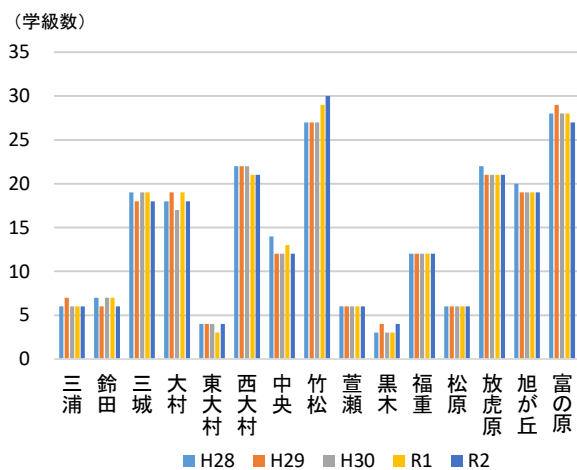


(2) 児童数及び生徒数



資料) 学校基本調査

(3) 小学校学級数(特別支援学級を除く)



資料) 学校基本調査

《基本目標1》人を育むまち

施策の体系

政策 1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

施策 1 幼児教育の充実

- 1 質の高い幼児教育の提供
- 2 障がい児等特別な配慮を要する子どもへの支援

施策 2 小・中学校教育の充実

- 1 「豊かな学び」の実現
- 2 「確かな育ち」の実現
- 3 「多様な感性」の育成

施策 3 教育環境の充実

- 1 学校施設・設備の充実
- 2 学校給食の充実
- 3 高校教育の充実や大学等の誘致

《基本目標 1》人を育むまち

【政策 1－2】豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

施策 1	幼児教育の充実
-------------	----------------

施策の方針・指標

幼稚園、認定こども園及び保育所（園）における教育力の向上や幼保小連携の強化、障がい児等の支援などに取り組み、子どもたちに質の高い幼児教育を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
大村市教育・保育力向上研修会参加者数 （人/年）	382（R1 年度）	400（R7 年度）

<施策の概要>

（１）質の高い幼児教育の提供

幼稚園、認定こども園及び保育所（園）において、幼児教育の研究や職員等への研修の実施などにより、教育力の向上に努めます。

また、小学校等との連携により、子どもの状況やそれぞれの教育目標、指導の内容などについて情報を適切に共有するなど、発達や学びの連続性を確保します。

さらに、質の高いきめ細やかな幼児教育の提供と子どもたちの育ちを支える幼児教育環境の充実を図ります。

（２）障がい児等特別な配慮を要する子どもへの支援

障がい児等特別な配慮を要する子どもにきめ細かに対応するため、特別支援教育コーディネーターや補助員の配置、個別の支援計画等の作成など、それぞれの子どもに配慮した支援体制の整備を推進します。

《基本目標 1》人を育むまち

【政策 1－2】豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

施策2	小・中学校教育の充実
------------	-------------------

施策の方針・指標

「豊かな学び」「確かな育ち」「多様な感性」を重点目標に掲げ、「日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間づくり」を目指して、家庭や地域、関係機関と協働しながら、社会に開かれた学校教育を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
全国学力・学習状況調査平均正答率の 全国比（％）	95.38（R1 年度）	100 以上（R7 年度）
学校評価のふるさと教育の項目において 「よい」と評価した児童生徒の割合（％）	71.6（R1 年度）	76.0（R7 年度）
学校教育に対する保護者の満足度（％）	90.8（R1 年度）	95.0（R7 年度）

<施策の概要>

（１）「豊かな学び」の実現

生きる力を育むために、「主体的・対話的で、深い学び」を実現するとともに、チームティーチング・少人数指導等の指導形態の工夫、ALT（外国人指導助手）や ICT 機器を効果的に活用した授業を展開します。

また、児童生徒の体力向上、学校体育の推進、食育の推進に取り組みます。

さらに、道徳教育、人権教育、情報教育、国際（外国語）教育、環境教育、主権者教育、ふるさと教育等の今日的課題に向き合う教育を学校の教育活動全体を通して行い、効果的に実践します。

（２）「確かな育ち」の実現

教員の生徒指導力、教育相談力の向上を図るとともに、各学校の相談体制、支援体制を整えます。

また、小・中学校、特別支援学校等の異校種や、医療・福祉・警察等の関係機関、青少年健全育成協議会・民生児童委員等と連携し、児童生徒を多様な立場から見守り、育てます。

（３）「多様な感性」の育成

個に応じ、個のよさを発揮させる教育支援の充実を図ります。

また、平和教育、人権教育、国際教育等を推進し、人権尊重を基盤とした、互いを認め合う雰囲気づくりに努めます。

さらに、各種補助員、心の教室相談員、学校司書、総合的な学習の時間等における外部講師等の「教員ではない多彩な人材」と協働して、社会に開かれた学校教育を推進します。

《基本目標1》人を育むまち

【政策1－2】豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

施策3	教育環境の充実
------------	----------------

施策の方針・指標

学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、安全・安心で魅力あるおいしい給食を提供するなど、教育環境の充実を図ります。また、高校教育の充実や大学等誘致を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
学校施設長寿命計画に基づく整備着手校数（校）	—（R1 年度）	7（R7 年度）
大学（研究室）等の誘致数（学部）	2（R1 年度）	3（R7 年度）

<施策の概要>

（１）学校施設・設備の充実

校舎や体育館の劣化度を調査し、「アセットマネジメント計画」及び「学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的・効果的な整備に取り組みます。

また、学校施設は子どもたちの活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所となることから、定期的な点検を実施するなど適切な施設管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めます。

さらに、子どもたちが快適に学校生活を送れるよう、学校施設の環境改善に取り組みます。

（２）学校給食の充実

学校給食向上推進委員会の開催などを通じ、より安全・安心で魅力あるおいしい給食を提供します。

また、学校給食における食物アレルギー事故を防止するため、食物アレルギー対策の充実を図ります。

さらに、食育の推進のため、「オール大村産給食」を実施するなど地場産物を積極的に活用します。

（３）高校教育の充実や大学等の誘致

優秀な人材を育成するため、高校の教育内容や、時代のニーズに対応した学科の新設などについて要望を行います。

また、企業や試験研究機関の集積、利便性の高い高速交通体系など、地域の特性を活かして、大学や学部等の誘致を目指します。

【政策 1－3】文化の振興と生涯学習の充実

施策 1	歴史・文化の保護・活用・継承
施策 2	芸術・文化の振興
施策 3	生涯学習の充実
施策 4	青少年の健全育成
施策 5	ミライ o n の充実

本市の現状・課題

- ・本市には、国指定文化財や県指定文化財をはじめ、多くの文化財がありますが、文化財に携わる人の高齢化や、地域のつながりの希薄化などにより、歴史遺産の継承が難しくなりつつあります。地域資源を活かしたまちづくりが求められる中、地域の歴史を知り、貴重な歴史遺産である文化財を保護・活用していく必要があります。
- ・市民の主体的な芸術・文化活動に対する支援を継続するとともに、多くの市民が優れた芸術・文化に触れることができる機会を提供する必要があります。
- ・近年、生涯学習講座の参加者数は減少傾向にあるため、市民ニーズの把握に努めるとともに、学習プログラムなどを充実させる必要があります。
- ・青少年の健やかな育ちを願い、家庭、学校、地域が連携し、子どもの居場所づくりや地域での体験活動の充実を図るとともに、いじめ、不登校、非行等への対応などに取り組んでいます。一方、子ども会への加入率が減少しているため、子ども会活動の活性化が必要です。
- ・「ミライ o n（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）」は、市民の生涯学習の場となる「知の拠点」、様々な市民がふれあう「出逢いの広場」としての充実を図る必要があります。

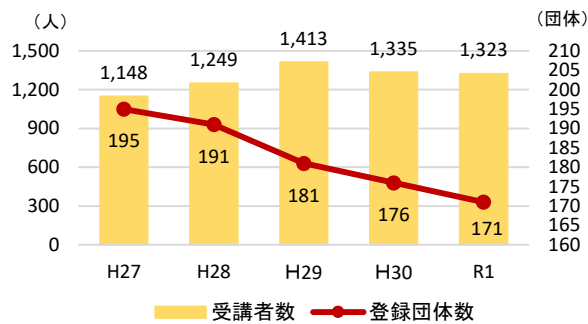
(1)文化財指定件数

	天然 記念物	名勝	史跡	有形 文化財	民俗 文化財	無形 民俗 文化財	合計
国指定	2	1	1	0	0	1	5
県指定	5	0	3	4	0	0	12
市指定	3	0	22	10	1	0	36
合計	10	1	26	14	1	1	53

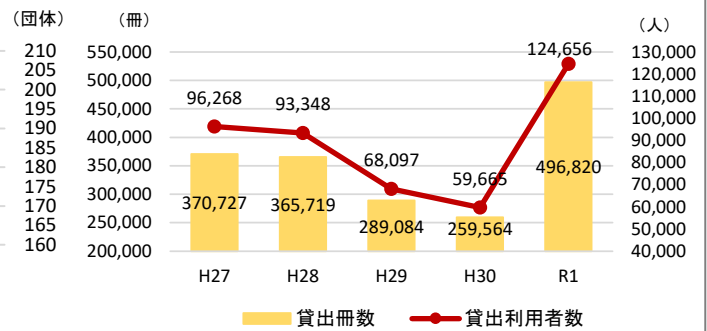
(2)大村神社のオオムラザクラ(国指定)



(3)生涯学習の講座参加者数及び登録団体数



(4)図書館貸出冊数及び貸出利用者数



《基本目標1》人を育むまち

施策の体系

政策 1-3 文化の振興と生涯学習の充実

施策 1 歴史・文化の保護・活用・継承

- 1 文化財の保護・活用
- 2 民俗芸能等の継承
- 3 郷土教育の充実
- 4 歴史資料館の充実

施策 2 芸術・文化の振興

- 1 芸術・文化に接する機会の提供
- 2 芸術・文化団体の育成・支援

施策 3 生涯学習の充実

- 1 魅力的な生涯学習プログラムの整備・充実
- 2 生涯学習拠点の機能強化
- 3 身近な生涯学習の場の充実
- 4 指導者などの人材育成

施策 4 青少年の健全育成

- 1 家庭環境の充実
- 2 家庭・学校・地域の連携強化
- 3 相談機能の強化
- 4 青少年の団体活動や体験活動の充実
- 5 子ども会活動の活性化

施策 5 ミライ o n の充実

- 1 「知の拠点」としての運営
- 2 「出逢いの広場」としての運営
- 3 読書活動の推進

施策 1	歴史・文化の保護・活用・継承
-------------	-----------------------

施策の方針・指標

貴重な歴史遺産である文化財の保護・活用や、各地域で継承されてきた民俗芸能等の保存・継承を推進します。また、歴史資料館において、郷土の歴史に触れる機会の充実を図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
指定文化財の数（件）	53（R1 年度）	62（R7 年度）
民俗芸能の保存団体数（団体）	20（R1 年度）	20（R7 年度）
大村市歴史資料館の入館者数（人/年）	30,305（R1 年度）	50,000（R7 年度）

<施策の概要>**（１）文化財の保護・活用**

本経寺や旧円融寺庭園をはじめとする歴史遺産を後世へ継承するため、文化財の計画的な調査・研究、保存に努めるとともに、重要なものについては文化財指定を進め、保護を図ります。

また、文化財は個人所有のものも多く、その保護には市民の理解、協力が必要となることから、その存在や価値を広く周知するための情報発信・活用を進めます。

（２）民俗芸能等の継承

伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する教育の推進を図るため、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「大村の郡三踊」（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）をはじめとする民俗芸能や伝統行事について、後継者や指導者の育成支援や記録保存を行います。

また、「大村の郡三踊」について、令和４年度のユネスコ無形文化遺産への登録を目指します。

（３）郷土教育の充実

多くの市民が郷土の歴史に関心を持ち理解を深めることができるよう、郷土史講演会などを開催します。

また、小・中学生の頃から郷土史に詳しく触れる機会を設け、郷土愛の醸成を図ります。

（４）歴史資料館の充実

郷土の歴史に触れ、貴重な歴史遺産を後世に伝える施設として、歴史資料館における保存、展示、教育普及などの活動の充実を図ります。

施策2	芸術・文化の振興
------------	-----------------

施策の方針・指標

芸術・文化に接する機会を提供するとともに、情報発信に努めます。また、関係団体の育成・支援や小・中学生の文化活動を支援します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
芸術・文化事業への参加者数（人/年）	13,066（R1 年度）	13,700（R7 年度）

<施策の概要>**（１）芸術・文化に接する機会の提供**

市民が優れた芸術・文化に触れることができるよう、多様なジャンルの芸術・文化を楽しむことのできる機会を提供するとともに、積極的な情報発信に努めます。

（２）芸術・文化団体の育成・支援

市民の主体的な芸術・文化活動の支援と活動の裾野の拡大を図るため、団体の育成・支援を行うとともに、団体間の相互交流を促進します。

また、将来を担う子どもたちの芸術文化活動の活性化を図るため、小・中学生の文化活動を支援します。



長崎 OMURA 室内合奏団スクールコンサート

施策3**生涯学習の充実****施策の方針・指標**

生涯学習プログラムの充実や指導者の育成を図ります。また、生涯学習の場を充実させるとともに、拠点機能の充実など利用しやすい環境づくりに努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
生涯学習講座の受講者数（人/年）	1,323（R1 年度）	1,550（R7 年度）
公立公民館の定例グループ登録者数（人）	2,269（R1 年度）	2,550（R7 年度）

<施策の概要>**（１）魅力的な生涯学習プログラムの整備・充実**

市民の生涯学習意欲の高揚を図るため、多様なニーズの把握に努めながら、公民館講座の充実に努めます。

また、講師の活用について県と連携し、より質の高い魅力的な講座の提供に努めます。

（２）生涯学習拠点の機能強化

生涯学習拠点の機能強化を図るため、市民のニーズを十分に把握し、施設の改修や備品等の整備を行います。

（３）身近な生涯学習の場の充実

地区住民センターや町内公民館が身近な生涯学習の場となるよう、学習活動や情報発信を積極的に支援し、利用しやすい環境づくりに努めます。

（４）指導者などの人材育成

市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、生涯学習の指導者となる人材の育成に努めます。

また、ボランティアセンターに登録された人材を各公民館や団体等へ紹介するなど、人材の活用を図ります。

施策 4	青少年の健全育成
-------------	-----------------

施策の方針・指標

地域ぐるみで子育てができるよう、家庭、学校、地域の連携や相談機能の強化を図ります。また、青少年の団体活動や子ども会活動の活性化を促進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
青少年健全育成協議会の主催行事への参加者数（人/年）	15,478（R1 年度）	16,000（R7 年度）
補導活動への延べ参加者数（人/年）	1,539（R1 年度）	1,750（R7 年度）
家庭教育に関する相談件数（件/年）	12,436（R1 年度）	12,700（R7 年度）
子ども会加入率（％）	17.0（R1 年度）	20.0（R7 年度）

<施策の概要>**（１）家庭環境の充実**

青少年健全育成協議会、PTAや学校などと積極的に連携し啓発活動に努め、また、親子で参加できるものづくりや子育てに関する講座を開催し、親子の絆が深まるような環境づくりに努めます。

また、家庭の絆を深める目的である「家庭の日^{※1}」の周知に努めます。

（２）家庭・学校・地域の連携強化

それぞれの地域が特色を活かしながら、地域ぐるみで子育てができるよう、家庭、学校、地域の連携を強化し、それぞれの行事に協働して取り組むとともに、「ココロねっこ運動^{※2}」を推進します。

また、青少年の健全育成、非行・事故防止についての広報啓発キャラバンを地域と協働して実施するとともに、万引きや自転車盗難等の犯罪の未然防止にも努めます。

（３）相談機能の強化

青少年の健全育成に関する相談業務について、少年センター、民生委員児童委員協議会連合会、地域子育て支援センター等が情報共有などの連携を密に行い、相談機能の強化を図ります。

^{※1} 家庭の日：家族そろっての団らんの機会を増やすことにより、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、昭和 41 年から青少年育成国民会議が、昭和 56 年から長崎県青少年育成県民会議が提唱している毎月第 3 日曜日を標準日とする運動名。

^{※2} ココロねっこ運動：子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動。

（４）青少年の団体活動や体験活動の充実

団体活動を通じて社会の一員としての自覚を高めるとともに、仲間づくりを促進するため、各種サークルの育成及び活動を支援します。

また、実体験の中で豊かな人間性や自立心を培うため、野外での体験型こども教室や、子ども科学館での実験教室などを充実します。

その他、各団体や地域における指導者の育成・確保に努めます。

（５）子ども会活動の活性化

子ども会の活動を、安全で楽しく、魅力あるものにするため、子ども会育成連合会と連携し、保護者や子どもに対する研修会を実施するとともに、活動内容の広報や加入促進のためのPR活動を行います。

また、各子ども会が情報交換できる場を設け、事業内容や課題等の共有を促進します。



ココロねっこ運動



野外体験活動

施策5	ミライonの充実
------------	-----------------

施策の方針・指標

生涯学習施設としての図書館、歴史資料館の機能を充実させるとともに、市民の知識や知恵を育み、学びや暮らしを支える「知の拠点」、様々な市民がふれあう「出逢いの広場」となるような運営に取り組めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
市民一人当たりの貸出冊数（冊／年）	6.1（R1 年度）	9.0（R7 年度）
来館者数（人／年）	264,211（R1 年度）	600,000（R7 年度）
多目的ホール等の利用人数（人／年）	1,442（R1 年度）	10,000（R7 年度）
大村市歴史資料館の入館者数（人／年）	30,305（R1 年度）	50,000（R7 年度）

<施策の概要>

（１）「知の拠点」としての運営

市民の知識や知恵を育み、学びや暮らしを支える「知の拠点」として、充実した図書資料、高度なレファレンス（課題解決支援サービス※1）を提供する図書館、郷土の歴史に触れ、貴重な歴史遺産を後世に伝える歴史資料館を運営します。

（２）「出逢いの広場」としての運営

県内外から多くの方が来館し、様々な人々が触れ合う「出逢いの広場」として、歴史資料館での企画展示や特別展示、多目的ホールなどミライonの空間を利用した多種多様なイベント・講座等を開催します。

（３）読書活動の推進

読み聞かせのイベント、「としょかん出前講座」、様々なテーマでの図書資料展示などを実施し、図書や読書との新しい出逢いを創出することで、人々の読書活動を推進します。

※1 課題解決支援サービス：生活の中で、知りたいことや、困ったことなどに回答するための資料・情報を提供するサービス。



ミライon 外観



ミライon メインエントランス



歴史資料館 常設展示室の様子



歴史資料館 企画展示室の様子(「新収蔵品展」)



開館記念イベントの様子

【政策１－４】国際・地域間交流の推進

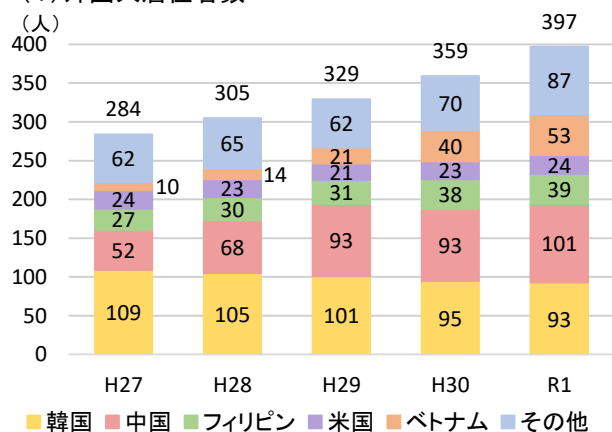
施策１ 国際理解・国際交流の推進

施策２ 地域間交流の推進

本市の現状・課題

- ・海外の姉妹都市であるポルトガル・シントラ市、アメリカ・サンカルロス市、友好都市である中国・上海市閔行区との友好・親善活動に取り組んでいます。また、「大村市国際交流プラザ」を開設し、在住外国人との交流や国際交流に関する情報提供に努めており、今後、更に市民レベルの交流の拡大やグローバル人材の育成を進める必要があります。
- ・国内の姉妹都市である秋田県仙北市、兵庫県伊丹市、友好交流都市である島根県飯南町との交流に加え、天正遣欧少年使節ゆかりの地^{※1}などによる多様な地域間交流を発展させていく必要があります。

(１)外国人居住者数



(２)天正遣欧少年使節ゆかりの地交流事業の様子



^{※1} 天正遣欧少年使節ゆかりの地：天正遣欧少年使節にゆかりのある自治体が、国内のゆかりの地と海外へ中学生を派遣し、交流を図っている。構成自治体は、宮崎県西都市、西海市、雲仙市、南島原市、波佐見町、大村市。

《基本目標1》人を育むまち

施策の体系

政策 1-4 国際・地域間交流の推進

施策 1 国際理解・国際交流の推進

1 国際理解の推進

2 国際交流の推進

施策 2 地域間交流の推進

1 地域間交流の推進

施策 1	国際理解・国際交流の推進
-------------	---------------------

施策の方針・指標

講座やイベントの開催による国際理解の推進や、海外の姉妹都市・友好都市との国際交流の活性化を図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
中学・高校生のホームステイ派遣者数（人/年）	8（R1 年度）	8（R7 年度）
国際交流プラザの利用者数（人/年）	3,314（R1 年度）	3,900（R7 年度）
多文化講座の参加者数（人/年）	2,943（R1 年度）	3,000（R7 年度）

<施策の概要>**（１）国際理解の推進**

多様な文化を理解することのできる市民を育成するため、国際交流プラザを活用した、外国の文化・慣習・外国語などに関する講座やイベント、鎮西学院大学大村サテライトキャンパスの留学生と市民との交流イベントの開催など、多様な学習の場や機会を提供します。

（２）国際交流の推進

国際性豊かな市民の育成やまちづくりを推進するため、姉妹都市であるポルトガル・シントラ市、アメリカ・サンカルロス市や友好都市である中国・上海市閔行区との訪問団やホームステイの相互派遣等の友好・親善活動に取り組みます。

また、市民レベルでの交流を促進し、姉妹・友好都市関係の発展を図ります。



シントラ市でのホームステイ相互派遣



サンカルロス市でのホームステイ派遣

施策2	地域間交流の推進
------------	-----------------

施策の方針・指標

国内の姉妹都市や友好交流都市、さらには天正遣欧少年使節ゆかりの地などとの地域間交流を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
姉妹都市・友好交流都市交流事業への延べ参加者数（人）	269（R1 年度）	1,500（R7 年度）

<施策の概要>

（１）地域間交流の推進

他の地域の人々との交流を通じて相互の理解を深め、広域的振興を図るため、国内の姉妹都市である秋田県仙北市、兵庫県伊丹市のほか、友好交流都市である島根県飯南町、さらには天正遣欧少年使節ゆかりの地や日本遺産に認定された「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」構成自治体との多様な地域間交流活動を推進します。

また、大村湾を活かした地域の活性化を推進するため、大村湾流域自治体 5 市 5 町等による連携と交流を推進します。



島根県飯南町での青少年交流事業（しめ縄づくり）

《基本目標 2》

健康でいきいきと暮らせるまち

政策 2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

政策 2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

政策 2-4 暮らしのセーフティネットの充実

【政策2-1】健康づくりの推進と医療体制の充実

施策1 健康づくりの推進

施策2 スポーツの振興

施策3 医療体制の充実

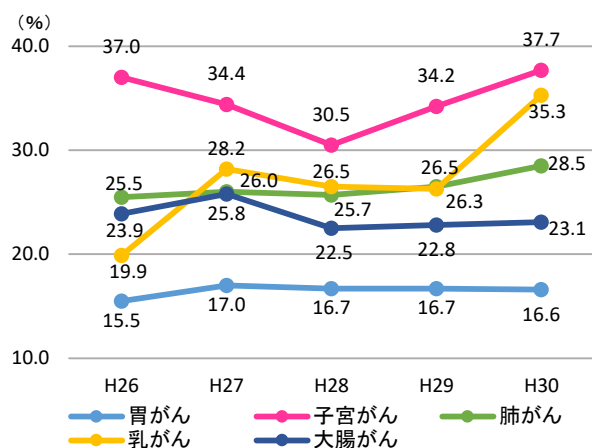
本市の現状・課題

- ・年々平均寿命が延びる中、健康で自立した生活をおくることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが重要になっており、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるかが課題となっています。
- ・本市における死因の主なものは、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病となっている一方、特定健診^{※1}やがん検診の受診率については、国の目標値（特定健診は60%、がん検診は50%^{※2}）を大きく下回っています。今後も受診率向上に向けて、より一層の普及啓発活動等に努める必要があります。
- ・本市では、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するなど、生涯スポーツの普及と参加機会の提供に努めていますが、本市におけるスポーツに取り組む人の割合は、国の目標（65%程度）を下回っている状況です。また、生涯スポーツの普及・推進を支えるスポーツ指導者の高齢化が進んでおり、若い指導者の育成・確保が必要となっています。
- ・市立大村市民病院は、平成20年に指定管理者制度を導入し、平成29年には建替えにより新病院を開院するなど、経営基盤の強化や医療水準の向上に取り組んできました。今後も地域医療の中核病院として、安定した経営と必要とされる医療ニーズの提供に努める必要があります。

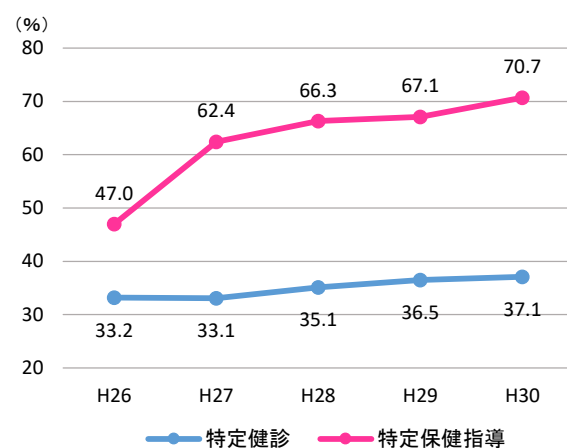
^{※1} 特定健診：40歳～74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けてもらうことを目的とした健康診査。

^{※2} がん検診の受診目標値：平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」による。受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸については当面40%）とすることを目標としている。

(1)がん検診受診率

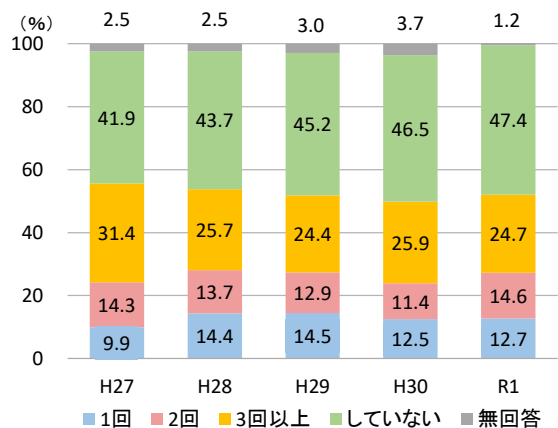


(2)特定健診受診率・特定保健指導実施率



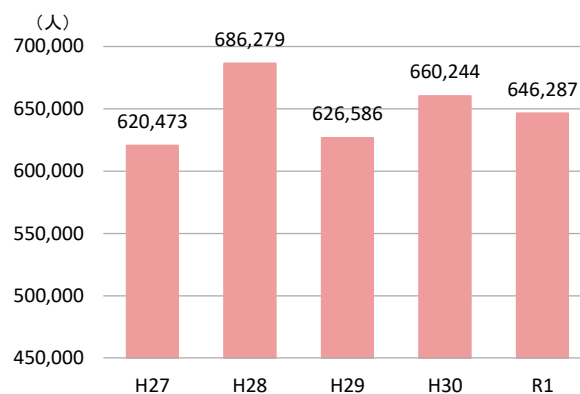
資料)大村市国保けんこう課

(3)スポーツをする人の割合(週当たり)



資料)市民満足度調査

(4)スポーツ施設利用者数



資料)おおむらの統計

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

施策の体系

政策 2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

施策 1 健康づくりの推進

- 1 みんなで取り組む健康づくり
- 2 食育の推進
- 3 歯・口腔の健康づくり
- 4 いのちを守る自殺対策の推進

施策 2 スポーツの振興

- 1 スポーツへの参加促進
- 2 指導者の育成
- 3 競技スポーツの推進
- 4 スポーツ施設の充実と利用促進

施策 3 医療体制の充実

- 1 安心して受診できる体制づくり
- 2 市民病院の機能充実

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策2-1】健康づくりの推進と医療体制の充実

施策1	健康づくりの推進
------------	-----------------

施策の方針・指標

身体と心の健康づくりや食育の推進など、市民の健康寿命を延ばす取組を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
特定健診の受診率（％）	36.9（R1 年度）	50.0（R7 年度）
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合（％）	26.9（R1 年度）	20.0（R7 年度）
食育に関するボランティア等の人数（人）	256（R1 年度）	400（R7 年度）
むし歯のない子どもの割合（12 歳児）（％）	70.8（R1 年度）	75.0（R7 年度）
自殺対策のゲートキーパー養成講座延べ受講者数（人）	1,175（R1 年度）	2,800（R7 年度）

<施策の概要>

（１）みんなで取り組む健康づくり

「自分の健康は自分でつくる」を基本に、一人ひとりが自分の心身の状態を知り、適切な生活習慣を維持できるよう、特定健診やがん検診、心身の健康に関する情報発信を推進するとともに、健康教室、各種イベント等を実施します。

また、身近な地域で市民の健康づくりをサポートする人材や組織を育成することで、みんなで楽しみながら取り組む健康づくりを推進します。

（２）食育の推進

市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送れるよう、食育情報の発信や食育活動を推進します。

また、関係機関や団体等と連携・協力し、市民が自ら食育活動を実践できる環境づくりに取り組みます。

（３）歯・口腔の健康づくり

健康な歯を保ち、食生活を楽しみながら、いきいきと暮らすことができるよう、「むし歯」と「歯周病」の予防のため、歯科検診や歯・口腔に関する情報発信を推進します。

（４）いのちを守る自殺対策の推進

市民一人ひとりが、身近な人の悩みや心の危険信号などの自殺のサインに気づき、ゲートキーパー※1の役割を担えるよう啓発活動を行います。

また、関係機関や団体等とのネットワークを更に強化し、官民一体となって自殺対策を推進します。

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）することができる人。

《基本目標２》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策２－１】健康づくりの推進と医療体制の充実

施策２	スポーツの振興
------------	----------------

施策の方針・指標

スポーツへの参加促進や指導者の育成を図り、生涯スポーツ及び競技スポーツを推進します。また、スポーツ施設を充実するなど、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整えます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
スポーツイベントの参加者数（人/年）	5,543（R1 年度）	6,400（R7 年度）
公認のスポーツ指導者登録数（人）	174（R1 年度）	198（R7 年度）
スポーツ競技団体の加入者数（人）	8,562（R1 年度）	9,100（R7 年度）
成人の週１回スポーツ実施率（％）	51.4（R1 年度）	60.0（R7 年度）
体育施設の利用者数（人/年）	646,287（R1 年度）	653,300（R7 年度）

<施策の概要>

（１）スポーツへの参加促進

生涯を通して気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる市民参加型のスポーツイベントの開催や、地域のスポーツ大会などの支援を行います。

（２）指導者の育成

スポーツの指導者の育成を図るため、日本スポーツ協会が公認するスポーツ指導者資格などの取得支援や、県と連携した研修の充実による指導者の育成、確保に努めます。

（３）競技スポーツの推進

競技力の向上を目指し、市スポーツ協会と連携し競技スポーツ団体の育成を図り、優れた指導者や競技者の養成に努めます。

また、全国レベルの大会やスポーツ合宿を誘致するなど、多様な交流を通じた競技力の向上を図ります。

（４）スポーツ施設の充実と利用促進

市民のスポーツ活動の場となるスポーツ施設の充実を図るため、総合運動公園の早期整備や老朽化した施設・設備の計画的な改修と適正な維持管理に努めます。

また、スポーツ施設の利用促進を図るため、適切な運営管理を行うとともに、予約システム等の充実を図ります。

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策2-1】健康づくりの推進と医療体制の充実

施策3	医療体制の充実
------------	----------------

施策の方針・指標

救急医療体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化します。また、地域の中核病院である市民病院について、ニーズに沿った医療サービスの向上及び提供に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
休日・夜間における外来患者数（人/年） （休日当番医、夜間初期診療センターの年間受診者数）	10,114（R1 年度）	10,500（R7 年度）
市民病院の病床稼働率（%）	90.0（R1 年度）	90.0（R7 年度）

<施策の概要>

（１）安心して受診できる体制づくり

休日や夜間に市民が安心して医療機関を受診できるよう、大村市夜間初期診療センター、民間医療機関、市立大村市民病院及び国立病院機構長崎医療センターとの連携を図ります。

また、日頃から安心して受診できる身近な「かかりつけ医」の普及促進に努めます。

（２）市民病院の機能充実

地域医療の中核病院として、安定した経営基盤のもと医療サービスの向上を図ります。

また、診療所等からの患者の紹介や逆紹介※1 など、患者が適切な医療を受けられるよう、市内をはじめとする他の医療機関との連携を強化します。

さらに、患者の症状やニーズに応じて、地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床の入院状況を調整するベッドコントロールや、リハビリテーションの充実など、医療機能の充実に努めます。

※1 逆紹介：病状が安定した患者に、紹介元の診療所等の医療機関に紹介すること。

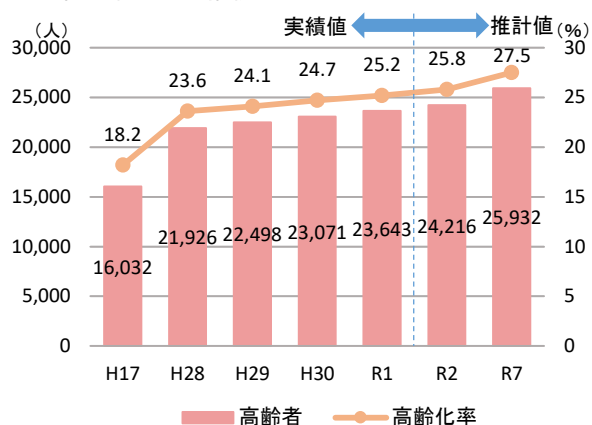
【政策 2－2】高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策 1	地域包括ケアシステムの充実
施策 2	高齢者の生きがいくりと介護予防の推進
施策 3	高齢者を地域で支える体制の充実

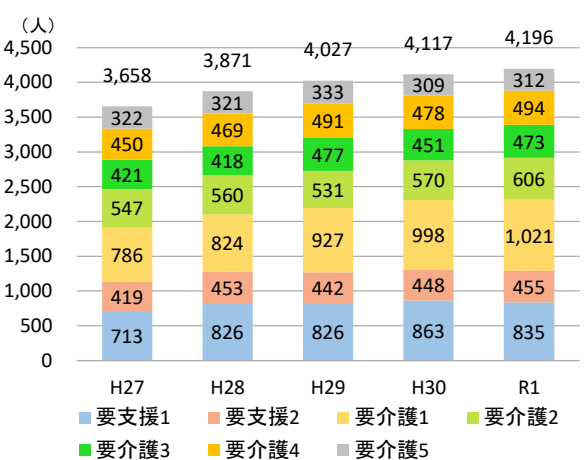
本市の現状・課題

- ・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの拠点施設として、平成 28 年に中心市街地複合ビルに地域包括支援センター等に移転したのち、平成 31 年 4 月には、医師会や大村市社会福祉協議会などの医療や福祉の関係事業者等に移転し「プラットおおむら」として本格整備しました。今後、関係機関と更なる連携を図るとともに、市民一人ひとりが地域包括ケアシステムを支える一員としての意識を持てるような地域づくりが必要です。
- ・高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者が今後も増加することが予測されています。このため、高齢者の生きがいくりや社会参加の促進、健康づくり等、介護予防に重点を置いた取組を進める必要があります。
- ・独居を含む高齢者のみの世帯が今後も増加する見込みであり、高齢者世帯の社会的孤立や介護現場の人材不足等が課題になっていることから、認知症対策や住民相互の支え合い活動の推進など、高齢者を地域で支える体制づくりに取り組む必要があります。

(1) 高齢者人口の推移予測



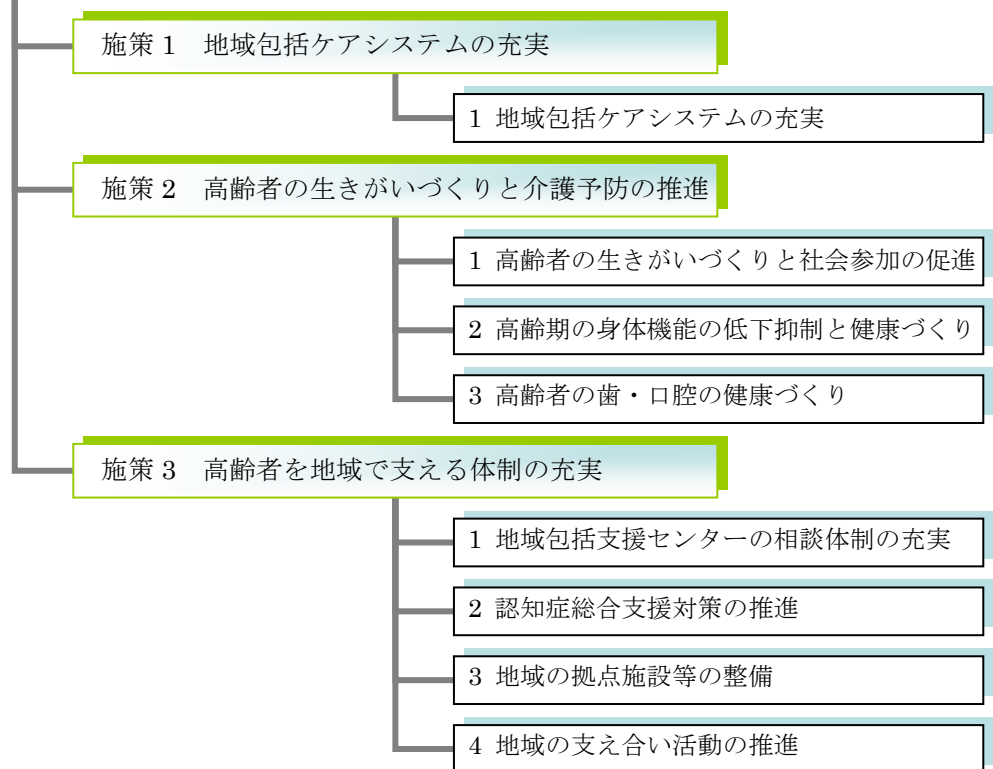
(2) 要支援・要介護認定者数



《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

施策の体系

政策 2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり



《基本目標２》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策２－２】高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策１	地域包括ケアシステムの充実
------------	----------------------

施策の方針・指標

「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」を拠点に、関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
24 時間対応コールセンター（在宅医療サポートセンター※ ¹ ）登録件数（件）	112（R1 年度）	215（R7 年度）

<施策の概要>

（１）地域包括ケアシステムの充実

要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、関係機関と連携し、地域の身近な相談窓口の開設や自宅でも適切な医療を受けられる体制づくりなど、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

特に、在宅医療を提供する医療機関と介護サービス事業所等との多職種連携や緊急時の病診連携※²を進めるなど、在宅療養環境の整備を目指します。

※¹ 在宅医療サポートセンター：在宅療養環境を整備するため、大村市が大村市医師会に委託している在宅医療・介護連携に関する相談窓口。

※² 病診連携：高度な医療設備や専門性のある技術を持った基幹病院と地域のかかりつけ医（医院・診療所等）が病気の治療や早期発見を目的として連携を図ること。

《基本目標 2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策 2-2】高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策 2	高齢者の生きがいがづくりと介護予防の推進
-------------	-----------------------------

施策の方針・指標

高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進を図るとともに、身体機能の低下抑制及び歯・口腔の健康づくりを推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
介護予防教室の利用団体数（団体/年）	76（R1 年度）	86（R7 年度）
住民主体の「通いの場」※ ¹ の拠点数（箇所）	20（R1 年度）	100（R7 年度）

<施策の概要>

（１）高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者一人ひとりが生きがいを感じながら社会生活を営むことができるよう、就労や地域活動等の社会参加をしながら、生涯現役として活躍できる環境づくりに取り組みます。

（２）高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり

加齢による身体機能の低下や生活習慣病による要介護化を予防するため、高齢者健診の受診促進や高齢者のフレイル※²等の特性に着目した健康支援の充実を図り、介護予防と生活習慣病の重症化予防を連動させた健康づくりを支援します。

また、高齢者が身近な地域で楽しく健康づくりを続けることができるよう、住民主体の「通いの場」を支援するなど、高齢者の健康の維持・増進を図ります。

（３）高齢者の歯・口腔の健康づくり

歯周病や歯の喪失、口腔機能の低下を予防するため、口腔ケアの重要性について普及啓発に取り組みとともに、歯や口腔機能の維持・向上を目的とする介護予防事業の取組を推進します。

※¹住民主体の「通いの場」：週 1 回以上の頻度で、体を動かす活動をしている高齢者の集いの場。

※²フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態である一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像を表す。

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策2-2】高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策3	高齢者を地域で支える体制の充実
------------	------------------------

施策の方針・指標

地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、認知症総合支援対策を推進します。また、高齢者を地域で支える拠点施設等の整備に加え、地域の支え合い活動を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
認知症サポーター養成延べ人数（人）	8,192（R1 年度）	13,600（R7 年度）
老人クラブ連合会の加入者数（人）	3,045（R1 年度）	3,045（R7 年度）

<施策の概要>

（１）地域包括支援センターの相談体制の充実

高齢者の健康の保持及び生活の安定のため、関係機関と連携し、リハビリテーションや栄養管理などの様々な分野の専門性を活かしたきめ細かな相談体制の充実に取り組みます。

（２）認知症総合支援対策の推進

認知症高齢者やその家族が地域で気軽に相談できる窓口「認知症ほっとライン※1」の充実を図るとともに、認知症支援リーダー※2 及び認知症サポーター※3 の養成を継続して行うなど、認知症高齢者とその家族を見守り支える体制づくりを進めます。

（３）地域の拠点施設等の整備

高齢者を地域で支える体制を整備するため、リハビリテーションや介護予防、介護支援のための通所系サービス施設のほか、高齢者の住まいの確保を含めた入所系施設、さらには地域密着型サービス※4 施設などの確保を計画的に進めるとともに、これら介護サービスを担う介護人材の確保や育成に努めます。

※1 認知症ほっとライン：認知症支援リーダーが所属する事業所に設置する認知症の相談窓口。

※2 認知症支援リーダー：医療・介護従事者における認知症対応力の向上を図ることを目的として、大村市と大村市医師会の共催で実施する認知症支援リーダー養成研修を修了した人。

※3 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る市民を養成することを目的として、大村市が実施する認知症サポーター養成講座を受講した人。

※4 地域密着型サービス：介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

（４）地域の支え合い活動の推進

高齢者が仲間づくりを通して身近な支え合いに取り組めるよう、老人クラブや公民館活動の支援を行います。

また、地域住民や関係機関が、日常生活や災害時などにおいて、高齢者を見守る意識を共有できるよう、地域の支え合いに関する市民への意識啓発や関係機関同士のネットワークの充実を図ります。



老人クラブ連合会スポーツ大会

【政策 2－3】障がい者が暮らしやすいまちづくり

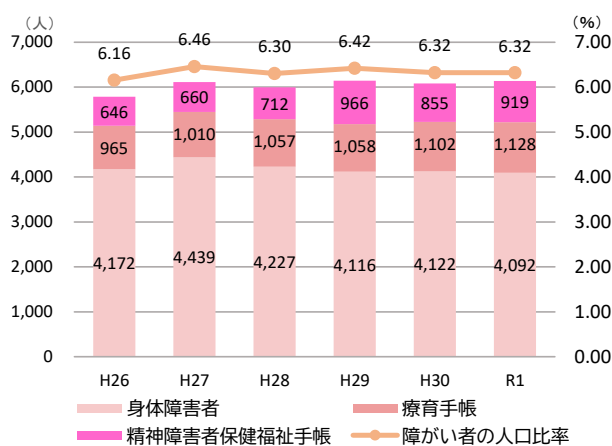
施策 1 障がい者の自立支援の充実

施策 2 障がい者の社会参加の促進

本市の現状・課題

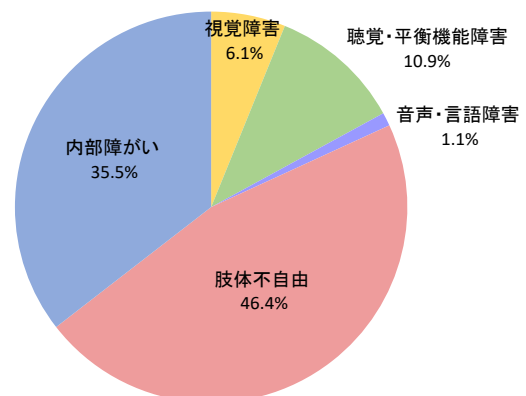
- ・ 障害者手帳（身体・療育・精神）所持者は、過去 5 年間に於いて、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。障がい者が安心して自立した生活を送るため、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療（療育）、生活支援、障がいや障がい者に対する理解促進に努める必要があります。
- ・ 障害者雇用促進法では、事業主に対し、法定雇用率※1 以上の割合で障がい者を雇うことを義務付けていますが、障がい者の雇用環境はいまだ厳しい状況にあります。障がい者の生活を安定させる上で、就労に向けた取組を更に拡大させていく必要があります。
- ・ 障がい者が日常生活を送る中で、依然として様々な障壁（バリア）が存在しています。障がい者の社会参加を促進するための環境整備が必要です。

(1) 障害者手帳所持者数



資料) 大村市障がい福祉課

(2) 身体障がいの種類別の比較 (令和 2 年 4 月 1 日時点)



※1 法定雇用率：従業員が 45.5 人以上である民間企業の場合、2.2%（令和 3 年 4 月 1 日からは、2.3%）。

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

施策の体系

政策 2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり

施策 1 障がい者の自立支援の充実

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 日常生活を支援するサービス等の充実
- 3 就労支援の充実
- 4 障がい児支援の充実

施策 2 障がい者の社会参加の促進

- 1 心のバリアフリーの推進
- 2 社会参加しやすい環境づくり
- 3 健康づくりの促進
- 4 地域で支え合う体制づくり

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策2-3】障がい者が暮らしやすいまちづくり

施策1	障がい者の自立支援の充実
------------	---------------------

施策の方針・指標

障がい者の相談支援体制を充実・強化し、それぞれの障がいに応じたサービス等を充実させるとともに、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
障害者相談支援事業における相談件数 （件／年）	16,415（R1年度）	17,400（R7年度）
障害者就労施設等からの市役所の 優先調達額（千円／年）	12,614（R1年度）	12,870（R7年度）

<施策の概要>

（１）相談支援体制の充実・強化

障がい者の相談支援体制を更に充実させるため、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス提供事業者、民生委員、ボランティア等との連携の強化を図ります。

また、障がい者の人権や権利を擁護するため、虐待防止対策と成年後見制度の活用促進に取り組めます。

（２）日常生活を支援するサービス等の充実

障がい者の日常生活を支援するため、生活介護、自立訓練等の日中活動系サービス※1や居宅介護等の訪問系サービス※2の充実を図ります。

また、短期入所や移動支援、日中一時支援事業※3等により、家族等の負担を軽減します。

（３）就労支援の充実

障がい者の就労機会の拡大を図るため、大村市障害者自立支援協議会やハローワーク等の関係機関と連携し、事業所等に対する障がい者雇用の啓発に取り組めます。

また、障害者就労施設からの優先調達を推進するとともに、地域における販路拡大を支援し、障がい者の所得向上による生活の安定を目指します。

※1 日中活動系サービス：障がい者が自立した社会生活を送ることを目的とした身体機能や生活能力向上のための自立訓練や、就労に必要な知識や能力の訓練を行う就労移行支援などの障害福祉サービス。

※2 訪問系サービス：障がい者が日常生活を送るために必要な自宅での食事、入浴などの居宅介護や重度視覚障がい者の移動支援を行う同行支援などの障害福祉サービス。

※3 日中一時支援事業：日中に監護する人がいない障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業。

（４）障がい児支援の充実

障がい児の発達を促進するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校、療育支援機関等が連携し、障がいの早期発見や障がい児の成長過程に応じた支援に取り組めます。

また、障がい児を持つ保護者の育児不安の解消や負担軽減を図るため、障害児一時預かり事業^{※1}に取り組むなど、障がい児家庭の支援を行います。



オレンジクローバー販売会（障害者就労支援施設商品販売会）

^{※1} 障害児一時預かり事業：特別な支援が必要な未就学の障がい児を保育所等で一時的に預かる事業。

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策2-3】障がい者が暮らしやすいまちづくり

施策2	障がい者の社会参加の促進
------------	---------------------

施策の方針・指標

障がい及び障がい者に対する理解を促進し、社会全体における「心のバリアフリー」や意思疎通支援の充実を図るとともに、障がい者の活動環境の整備や地域における支え合いの体制づくりを図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
心身障害者おでかけサポート事業※ ¹ 交付者数（人）	576（R1 年度）	725（R7 年度）
手話奉仕員・要約筆記奉仕員の登録者数 （人）	144（R1 年度）	210（R7 年度）

<施策の概要>

（１）心のバリアフリーの推進

障がいのある人となない人との相互理解を深める「心のバリアフリー」を推進するため、各種講座や研修会等、様々な機会を捉えて障がいに関する理解の促進や広報に努めます。

（２）社会参加しやすい環境づくり

障がい者の社会参加を促進するため、外出支援の充実や施設のバリアフリー化などの環境整備を進めます。

（３）健康づくりの促進

障がい者一人ひとりが安心して社会生活を営むことができるよう、医療・保健・福祉の連携のもと、健康診査や健康相談の充実など身体と心の健康づくりに取り組みます。

また、内部障がい※²等の大きな原因となる高血圧、糖尿病等の生活習慣病やうつ病等の精神疾患について、発症や重症化の予防に努めます。

（４）地域で支え合う体制づくり

市民一人ひとりが共に支え合う地域社会を構築するため、住民参加型の福祉活動を推進し、市内の各種福祉団体や市民活動団体等との連携強化を図ります。

また、日常生活での安全対策や災害等の緊急時に備え、安否確認や避難・誘導等を行うための支援体制づくりを進めます。

※¹心身障害者おでかけサポート事業：在宅で1人では外出が困難な障害者に対し外出を支援するため、タクシー券又はガソリン券を交付する（交付対象者の要件あり）。

※²内部障がい：身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいの7つを規定している。

【政策２－４】暮らしのセーフティネットの充実

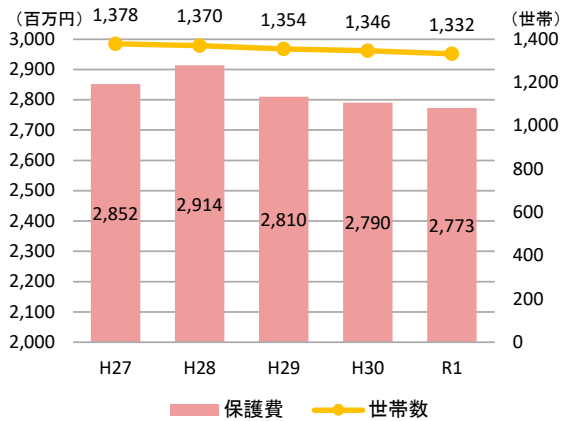
施策１ 低所得者の生活支援

施策２ 社会保険制度の安定的運営

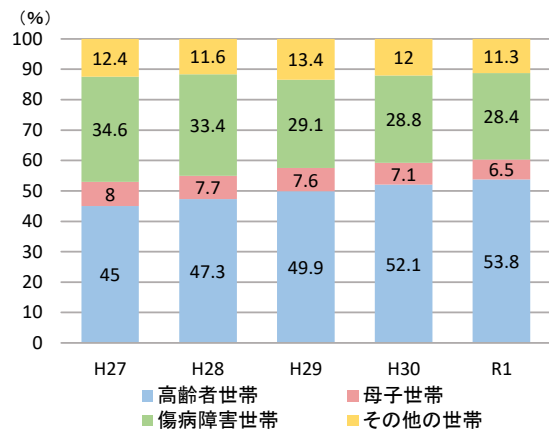
本市の現状・課題

- ・生活困窮者の就労件数は増加傾向にあり、今後も就労を確保することで、安心して生活できるように支援を行う必要があります。
- ・高齢化の進展に伴い、本市の生活保護受給世帯に占める高齢者世帯数の割合は増加しているものの、全体的な生活保護世帯数は減少傾向にあります。今後も引き続き、生活保護受給者の自立に向けてきめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。
- ・国民健康保険の世帯数及び被保険者数は減少傾向にありますが、保険給付金額は増加傾向にあります。今後も特定健診や保健指導等の実施により医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の納付に関する意識啓発に取り組むなど、国民健康保険の安定的な運営に努める必要があります。
- ・介護保険の介護認定者数及び介護給付費は年々増加しており、今後も更に増加が見込まれるため、介護事業者に対するケアプラン点検や様々な介護予防の取組などにより、介護保険の安定的な運営に努める必要があります。

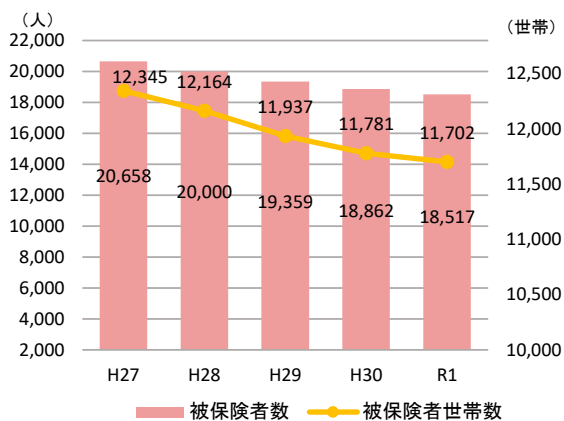
(1) 保護費と保護世帯数



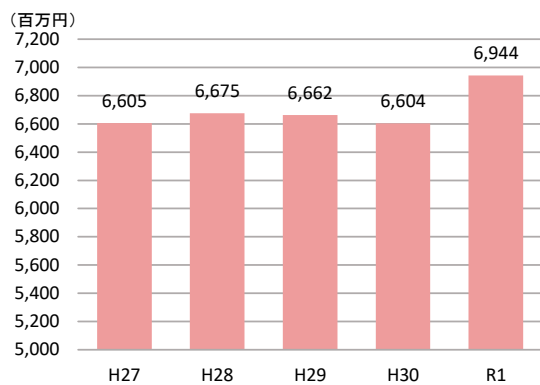
(2) 保護世帯の構成割合



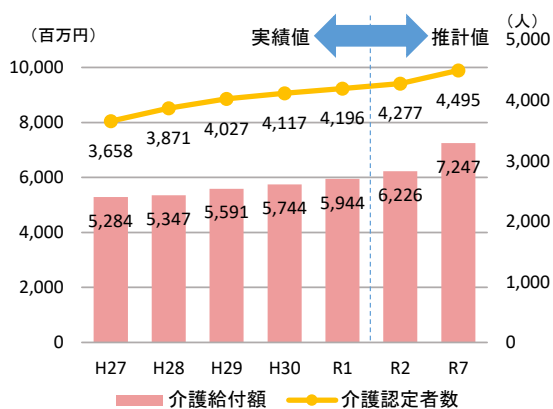
(3) 国民健康保険の世帯数及び被保険者数



(4) 国民健康保険給付額の状況



(5) 介護給付費及び介護認定者数の推移



資料) 大村市高齢者保健福祉計画

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

施策の体系

政策 2-4 暮らしのセーフティネットの充実

施策 1 低所得者の生活支援

- 1 生活困窮者対策の充実
- 2 生活保護の適正な実施と自立支援

施策 2 社会保険制度の安定的運営

- 1 国民健康保険の安定的運営
- 2 介護保険の安定的運営

《基本目標２》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策２－４】暮らしのセーフティネットの充実

施策１	低所得者の生活支援
------------	------------------

施策の方針・指標

生活困窮者に対する相談体制の充実を図るとともに、生活保護の適正な実施と自立支援を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
生活困窮者自立相談支援を受け就労した人の数（人/年）	34（R1 年度）	46（R7 年度）
生活保護率（％） （生活保護受給者数/推計人口）	1.84（R1 年度）	1.84（R7 年度）
生活保護受給者で就労開始した人の数（人/年）	54（R1 年度）	62（R7 年度）

<施策の概要>

（１）生活困窮者対策の充実

生活困窮者自立支援制度^{※1}に基づき、複合的な生活の困りごと・不安を抱えている生活困窮者からの相談に包括的かつ継続的に対応し、実態把握を通じて、それぞれの状況に応じた支援を実施します。

（２）生活保護の適正な実施と自立支援

生活保護の適正な実施に努めるとともに、医療費の適正化や生活保護受給者の健康の保持増進等に取り組みます。

また、就労支援や生活指導など、生活保護受給者の自立に向けた取組を強化します。

^{※1}生活困窮者自立支援制度：官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。

《基本目標2》健康でいきいきと暮らせるまち

【政策2-4】暮らしのセーフティネットの充実

施策2	社会保険制度の安定的運営
------------	---------------------

施策の方針・指標

国民健康保険や介護保険については、制度の重要性を市民へ啓発するとともに、医療費や介護給付の適正化に取り組み、制度の安定的な運営に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
国民健康保険税（現年度分）の収納率（％）	95.03（R1 年度）	95.03（R7 年度）
介護保険料（現年度分）の収納率（％）	99.30（R1 年度）	99.30（R7 年度）

<施策の概要>

（１）国民健康保険の安定的運営

医療費の適正化を図るため、重複・多受診者への訪問指導や特定健診及び保健指導を実施し、健康管理に対する意識の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用をより一層促します。

また、保険税の確保に向けた取組として、納税に対する理解促進や意識啓発、ファイナンシャルプランナーを活用した生活改善型納税相談を行います。

（２）介護保険の安定的運営

介護給付の適正化を図るため、定期的に介護事業所を訪問し、ケアプラン※1の点検及び高齢者の実態把握を行うとともに、サービス利用に関する高齢者の疑問点を把握し、適正なサービス利用に向けた相談や助言により、介護保険制度の理解促進を図ります。

また、今後の介護認定者数やサービス給付量に応じた適切な保険料を設定するとともに、被保険者の負担の公平性を確保するため、引き続き収納率の向上に努めます。

※1 ケアプラン：どのような介護保険サービス（介護サービス・介護予防サービス）を、いつ、どれだけ利用するかに関する計画。

《基本目標 3》

安全・安心なまち

政策 3-1 災害に強いまちづくり

政策 3-2 消防・救急体制の充実

政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進

政策 3-4 犯罪のないまちづくり

【政策3－1】災害に強いまちづくり

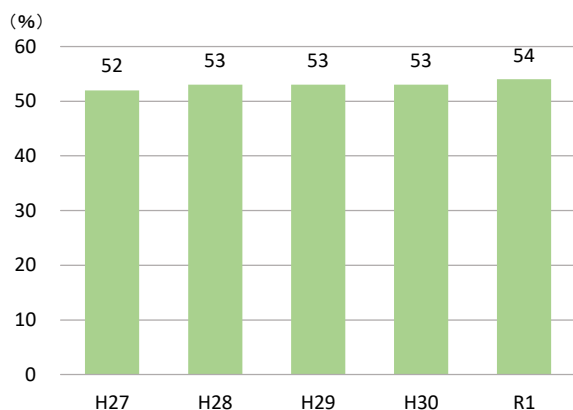
施策1 防災対策の推進

施策2 総合的な危機管理の推進

本市の現状・課題

- ・「大村市国土強靱化地域計画」に基づき、災害により致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- ・大規模災害に備え、河川・排水路の改修や土砂災害防止対策等を計画的に推進するとともに、自主防災組織の結成・育成を図る必要があります。
- ・全国的に頻発している豪雨災害を踏まえると「あらゆる施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」という前提に基づき、「自ら主体的に避難行動を行う」という意識を早急に市民に浸透させる必要があります。
- ・平常時から災害を想定した合同訓練等を行い、関係機関との協力体制の確立と市民の防災意識の高揚を図っています。
- ・防災情報を効果的に伝達するため、防災ラジオの必要性を周知し、更なる普及促進を図るなど、情報伝達体制を充実させる必要があります。
- ・あらゆる危機に対して、市民や行政が的確に対応できる総合的な危機管理が必要です。

(1) 自主防災組織の結成率



(2) 総合防災訓練の様子



《基本目標3》安全・安心なまち

施策の体系

政策 3-1 災害に強いまちづくり

施策 1 防災対策の推進

- 1 防災機能の強化
- 2 地域防災体制の充実
- 3 防災情報伝達体制の充実

施策 2 総合的な危機管理の推進

- 1 危機管理意識の向上
- 2 危機管理体制の充実

施策1	防災対策の推進
------------	----------------

施策の方針・指標

水害防止対策や土砂災害防止対策など防災機能の強化を推進するとともに、地域社会が一体となった防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
河川の改修率（％） （準用河川 ^{※1} ＋よし川）	47.6（R1 年度）	48.2（R7 年度）
雨水整備率 ^{※2} （％）	55.7（R1 年度）	56.3（R7 年度）
自主防災組織の結成率（％）	56.1（R1 年度）	60.0（R7 年度）

<施策の概要>**（１）防災機能の強化**

台風や大雨などによる河川の氾濫を防ぐため、河川の改修・しゅん濇^{※3}や、排水路・雨水管渠の整備を推進するとともに、砂防指定地域や崩壊の恐れのある土砂災害危険箇所など、危険区域の土砂災害防止対策を進めます。

また、特別警報級の暴風や大雨等に備え、非常食や飲料水、衛生用品などの備蓄品の確保に努めるとともに、指定避難所や備蓄倉庫など防災拠点となる施設の整備に取り組みます。

さらに、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図ります。

（２）地域防災体制の充実

地域防災体制の充実や防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の結成・育成や防災知識の普及啓発に努めます。

また、災害発生時に備えた避難行動の周知や総合的な防災訓練を実施します。

（３）防災情報伝達体制の充実

防災情報を迅速かつ的確に市民に伝達するため、防災ラジオの普及促進やSNS等の各種情報媒体の活用を行うなど情報伝達体制の充実を図ります。

※1 準用河川：一級河川、二級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定し、管理を行っている河川で、河川法の二級河川に関する規定（河川法施行令第56条に定められるものを除く。）が準用される。

※2 雨水整備率：認可区域のうち、雨水管渠の整備が完了した割合。

計算式：雨水整備率（％）＝整備面積（ha）／認可区域面積（ha）

整備面積は雨水管渠の整備が完了した面積、認可区域面積は下水道法第4条に規定する事業計画において予定排水区域に位置付けている面積。

※3 しゅん濇：河道内に堆積している土砂等の掘削（撤去）を行うこと。

施策2	総合的な危機管理の推進
------------	--------------------

施策の方針

様々な危機から市民の生命、身体及び財産を守るため、危機管理意識の向上や危機管理体制の充実に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
防災ラジオの配布率（％）	67.0（R1年度）	72.0（R7年度）

<施策の概要>**（１）危機管理意識の向上**

新たな感染症の流行や他国からの武力攻撃など、様々な危機が発生した場合に、市民が適切に行動できるよう、平常時から様々な危機に関する調査検討、想定訓練等を実施します。

また、防災ラジオを活用した広報等に努め、市民の危機管理意識の向上を図ります。

（２）危機管理体制の充実

様々な危機に対し、市が組織として迅速かつ的確に対応するため、「国民保護計画」、「業務継続計画」、「新型インフルエンザ等対策行動計画」等の個別計画を踏まえ、対策本部を設置するなど体制の構築・充実を進めるとともに、国や県、関係機関との密接な連携に努めます。

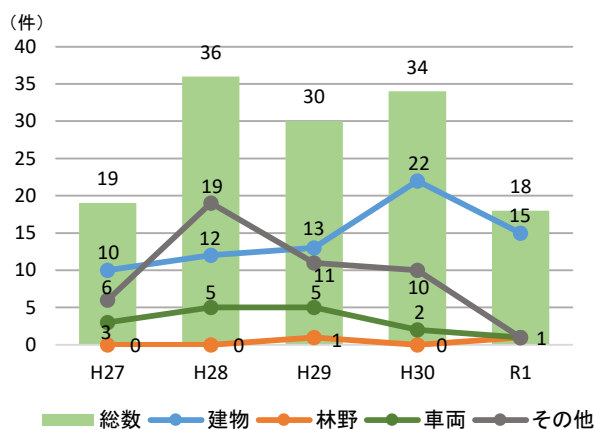
【政策3－2】消防・救急体制の充実

施策1 消防・救急体制の充実

本市の現状・課題

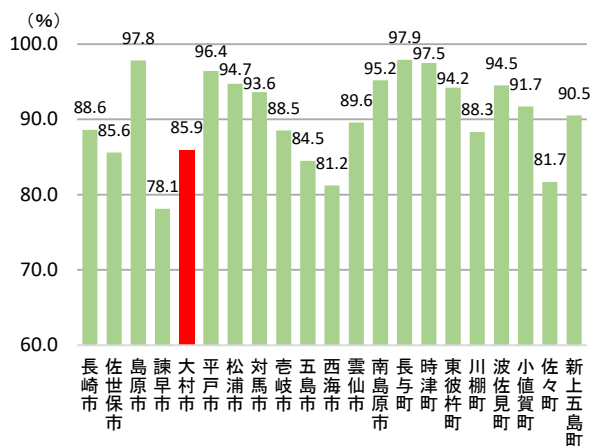
- ・本市の火災件数は年間 20~30 件前後で推移しています。
- ・国立病院機構長崎医療センター内の大村消防署久原分署において、平成 29 年にエムタック（医師同乗救急車）の運用が開始され、更なる救急の体制強化が図られました。今後も、防火水槽などの消防施設の整備や消防団員の安定的な確保など消防体制の強化や、救急救命・救助体制の充実が必要です。

(1) 火災件数



資料) 大村消防署

(2) 消防団員充足率(令和2年4月1日時点)



資料) 長崎県消防保安室

(3) 消防団員による訓練の様子



(4) 救急搬送訓練の様子



《基本目標3》安全・安心なまち

施策の体系

政策 3-2 消防・救急体制の充実

施策 1 消防・救急体制の充実

1 消防体制の充実

2 救急救命・救助体制の充実

施策1	消防・救急体制の充実
------------	-------------------

施策の方針・指標

消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
消防団員の数（人）	600（R1 年度）	630（R7 年度）
救急救命講習会の受講者数（人/年）	220（R1 年度）	270（R7 年度）

<施策の概要>**（１）消防体制の充実**

火災や風水害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制の維持・充実を図ります。

また、身近な地域の消防体制を支える消防団については、団員の確保に努めるとともに、老朽化した詰所など施設の計画的な整備を行い、消防団が活動しやすい環境づくりを進めます。

さらに、消防車両、通信システム等の計画的な更新のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利について、適切な維持管理と計画的な整備を進めます。

（２）救急救命・救助体制の充実

救急救命・救助活動に対する出動回数の増大や、救急医療の高度化に対応するため、国立病院機構長崎医療センター、市立大村市民病院、その他の医療機関と消防署との連携を一層強化し、夜間・休日などの時間外や災害時などの緊急時にも迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

また、救急救命講習会を開催し、多くの市民が AED 等を使用できるよう、応急処置方法の普及活動に努めます。

【政策3－3】交通安全と消費者保護の推進

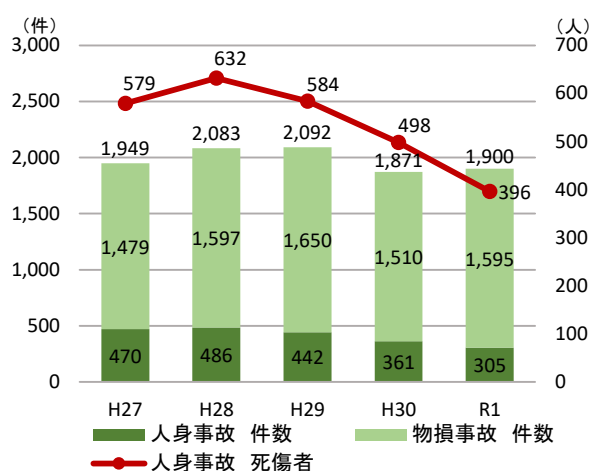
施策1 交通安全の推進

施策2 消費者保護の推進

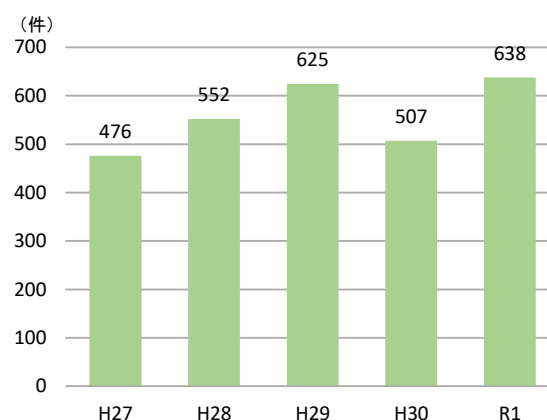
本市の現状・課題

- ・本市の交通人身事故の発生件数は減少傾向にありますが、今後も、子どもや高齢者をはじめとした市民の更なる安全の確保を図るため、各種の交通安全対策を推進する必要があります。
- ・本市は平坦地が多く、自転車の利用が県内で最も多いことから、今後も自転車の安全利用の促進及び放置の防止に取り組む必要があります。
- ・消費生活相談の内容は高度化・複雑化しています。このため、相談員の専門的知識の向上等、相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携強化が必要です。

(1) 交通事故発生件数



(2) 消費生活相談件数



《基本目標3》安全・安心なまち

施策の体系

政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進

施策 1 交通安全の推進

1 交通安全の意識の高揚

2 交通安全施設の整備

施策 2 消費者保護の推進

1 消費生活相談体制の充実

2 消費者トラブル等の未然防止

施策1	交通安全の推進
------------	----------------

施策の方針・指標

市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設等の整備を進め、交通事故の防止や歩行者の安全確保などを図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
交通人身事故の発生件数（件/年）	305（R1年）	250（R7年）

<施策の概要>**（１）交通安全の意識の高揚**

市民の交通安全に対する意識を高め、交通事故防止が図られるよう、交通安全講習会の開催や登下校時の立哨等を行います。

また、近年、社会的関心が高まっている高齢運転者による交通事故の防止に向けた各種講習会の開催、自転車の安全利用の促進と公共の場所における放置防止対策等により、安全で快適な市民生活の確保に努めます。

（２）交通安全施設の整備

歩行者やドライバーの安全を確保するため、カーブミラーやガードレールなど、交通安全施設の計画的な整備を進めます。

また、通学路での児童・生徒等の安全を確保するため、地域住民の理解を得ながら「ゾーン30^{*1}」の指定を進めます。

^{*1}ゾーン30：区域（ゾーン）を定めて最高速度を時速30キロメートルとする交通規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせることで、生活道路における歩行者等の安全性の向上を図るもの。現在、三城、放虎原、富の原、西大村、中央小学校の周辺区域を指定済み。

施策2	消費者保護の推進
------------	-----------------

施策の方針・指標

消費生活相談体制の充実・強化、消費者トラブルの未然防止のための情報発信や講座の開催などを行うことで、消費者の保護を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
消費生活相談件数（件/年）	638（R1 年度）	650（R7 年度）
消費者問題に対応した情報の市公式ホームページアクセス件数（件/年）	13,429（R1 年度）	15,000（R7 年度）

<施策の概要>

（１）消費生活相談体制の充実

架空請求や悪徳商法など、複雑・多様化する消費者トラブルや、振り込め詐欺などに関する相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

（２）消費者トラブル等の未然防止

消費者トラブルや振り込め詐欺などから市民の被害を未然に防止するため、広報紙や市公式ホームページ、SNS 等を利用した情報発信の強化に努めるほか、市民講座・出前講座による啓発活動を行います。

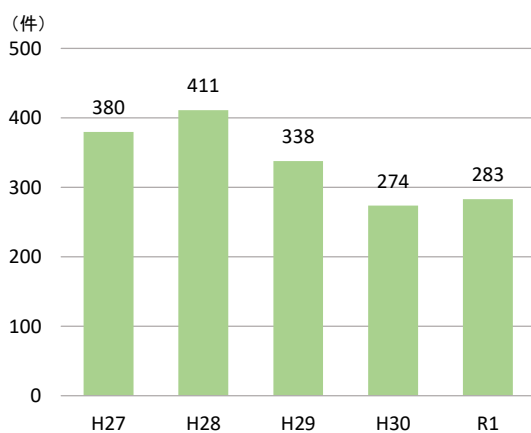
【政策3－4】犯罪のないまちづくり

施策1 犯罪のないまちづくり

本市の現状・課題

- ・本市の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、積極的な防犯活動を推進する必要があります。
- ・管理されていない空き家の増加は、市民生活に悪影響をもたらすことから、その総合的な対策に取り組む必要があります。

(1) 刑法犯の認知件数



資料)大村警察署

(2) 防犯キャンペーンの様子



《基本目標3》安全・安心なまち

施策の体系

政策3-4 犯罪のないまちづくり

施策1 犯罪のないまちづくり

- 1 防犯意識の高揚
- 2 地域防犯体制の充実
- 3 空き家等の適切な管理の促進

施策1	犯罪のないまちづくり
------------	-------------------

施策の方針・指標

市民が安全・安心な生活環境の中で暮らせるように、警察や関係団体と連携した防犯活動を推進するとともに、空き家等の適切な管理を促進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
刑法犯の認知件数（件/年）	283（R1年）	250（R7年）

<施策の概要>**（１）防犯意識の高揚**

市民一人ひとりが自分の安全は自分で守るという意識を持ち、防犯対策に自ら取り組めるよう、防犯講習会を開催するなど、警察や防犯協会などと連携した意識啓発に努めます。

また、地域安全運動や防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙や市公式ホームページ、SNS、防災ラジオなどで犯罪発生状況や防犯対策などの情報を発信し、防犯意識の高揚に努めます。

さらに、自転車の盗難件数を減らすため、防犯カメラの設置や、鍵掛け等の啓発活動を実施します。

（２）地域防犯体制の充実

地域における自主的な防犯活動を促進するため、防犯パトロールや登下校時の子どもたちの見守りなど、町内会や防犯ボランティアが取り組む防犯活動を支援します。

また、防犯灯などを計画的に整備するとともに、「こども 110 番の家^{※1}」の利用に関する周知や不審者情報の配信など、防犯対策を推進します。

（３）空き家等の適切な管理の促進

市内全域を対象とした実態調査や、地域住民から寄せられる情報などにより、空き家等の実態を把握し、適切な管理が行われていない空き家等が周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、「空き家対策特別措置法」に基づき指導等を行います。

^{※1} こども 110 番の家：地域ぐるみで子どもたちの安全を守るという考えのもと、児童生徒が登下校中や放課後等に危険を感じた時に緊急避難するための場所として設置されているもので、主に通学路にある商店や民家がその役割を担っている。

《基本目標 4》

活力に満ちた産業のまち

政策 4-1 魅力ある農林水産業の振興

政策 4-2 活力ある商工業の振興

政策 4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出

政策 4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり

【政策 4－1】魅力ある農林水産業の振興

施策 1	農業の生産性の向上と販路拡大
施策 2	農業の担い手の育成と確保
施策 3	農地の保全と有効活用
施策 4	畜産業の振興
施策 5	林業の振興
施策 6	水産業の振興

本市の現状・課題

- ・農業所得の向上を図るために、省力化機械の導入や多収量化につながる施設園芸の複合環境制御技術^{※1}をはじめとするスマート農業^{※2}の導入などにより、作業の効率化や生産性の向上を図る必要があります。また、農産物の販路拡大や 6 次産業化^{※3}への取組などを推進する必要があります。
- ・新たに就農した人の数は、市外や県外からの移住や女性の就農などにより増加してきているものの、依然として高齢化や離農などにより農業者数は減少しています。このため、新規就農者や認定農業者を確保・育成していく必要があります。また、農業者の減少と耕作放棄地の増加といった「人と農地の問題」を解決する上で策定する「人・農地プラン^{※4}」について、地域の現状を把握し実行可能な将来計画の作成に取り組み、その中で農業の中心的経営体となる農業者の育成・支援にも取り組んでいく必要があります。
- ・農地については、農地中間管理事業^{※5}を活用した農地利用集積が進んでいるものの、新幹線工事や宅地化などによる非農地化のほか、離農による耕作放棄地が増加しています。鈴田内倉地区の基盤整備をはじめ多面的機能^{※6} 発揮対策や中山間地域等直接支払制度^{※7}に基づく取組などのほか、有害鳥獣対策に取り組みながら、農地の有効活用を進めていく必要があります。

※1 複合環境制御技術：光、温度、湿度、CO2 濃度、など植物の生育に関連する環境因子を測定し、加温機、換気装置、CO2 発生装置等の一体的な制御により、多収量化に向けて植物の最適な生育環境を作り出す技術。

※2 スマート農業：ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

※3 6 次産業化：農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や、観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第 2 次産業と第 3 次産業にも取り組むこと。

※4 人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域における次世代の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心的経営体）、当該地域の農業の将来のあり方などを明確化して、当該結果を市が公表するもの。

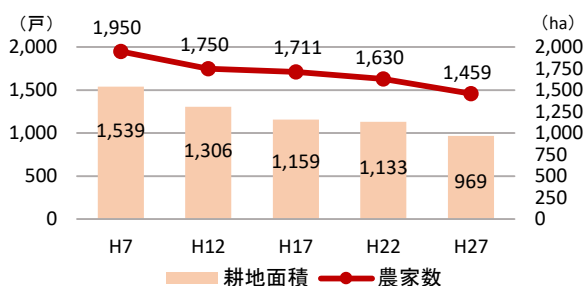
※5 農地中間管理事業：高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、経営規模拡大を目指す農業者等に、農地の集積と集約化を支援する事業。

※6 多面的機能：国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

※7 中山間地域等直接支払制度：農業の生産条件が不利な地域で、農用地の維持・管理の協定を締結し、農業生産活動の継続を行う集落等に対して、交付金による支援を行う制度。

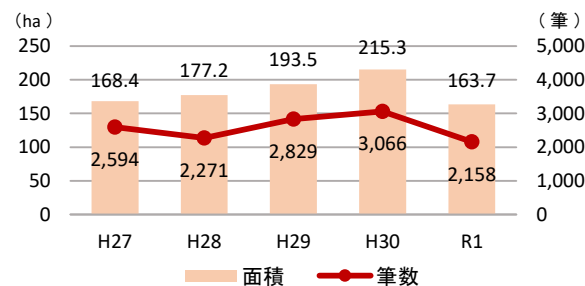
- ・畜産業については、高齢化による廃業もあり農家数は減少したものの、肉用牛における繁殖技術や肥育技術など生産性の向上により生産額は増加しています。今後は、TPP11※8 や日米貿易協定などによる輸入畜産物との競争に負けない、「選ばれる畜産物」づくりのため、生産性の向上と安定した経営の支援に取り組む必要があります。
- ・林業については、計画的な主伐・間伐、造林や林道の整備などを進めるとともに、森林の保全に取り組み、今後も、森林の持つ公益的機能の保全や木材の有効活用を図る必要があります。
- ・水産業については、水産物の漁獲量及び漁獲高が減少し、また、漁業協同組合の組合員数も高齢化などの理由により減少しています。今後は、大村市地域水産業再生委員会で策定した「大村地区浜の活力再生プラン※9」を活用し、漁業経営基盤の強化や養殖業の振興、漁場環境・漁港施設の整備などに取り組む必要があります。

(1) 総農家数・経営耕地面積(販売農家)

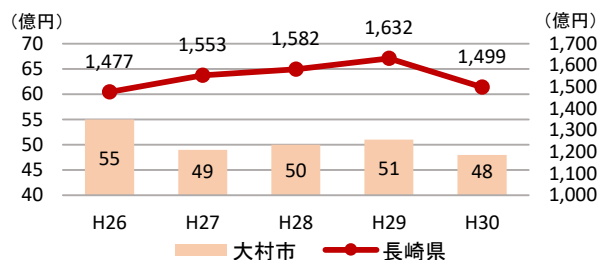


資料) 農林業センサス

(2) 耕作放棄地

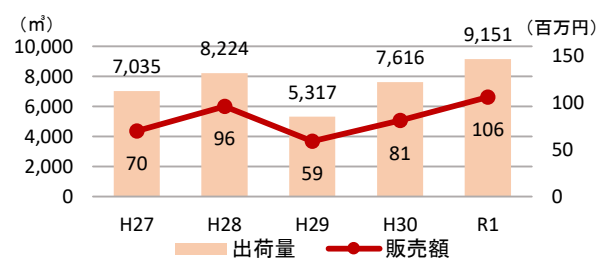


(3) 農畜産業産出額

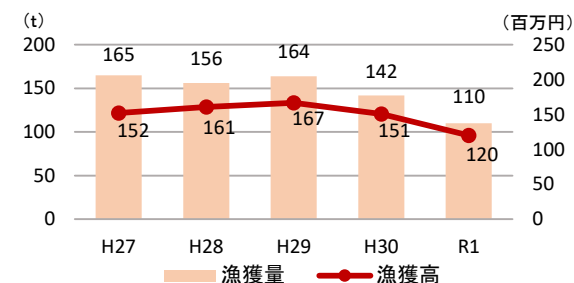


資料) 農林水産省、市町村別農業産出額

(4) 林業出荷量・販売額



(5) 漁獲量・漁獲高



※8TPP11：アジア太平洋地域の11か国においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、幅広い分野でルールを構築する経済連携協定。

※9 浜の活力再生プラン：漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、漁業者が主体となって5年間、具体的な取組を実行するための総合的な計画。

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

施策の体系

政策 4-1 魅力ある農林水産業の振興

施策 1 農業の生産性の向上と販路拡大

- 1 生産性の向上
- 2 農産物のブランド化と販路拡大
- 3 6次産業化の推進
- 4 農業体験等による農産物のPR

施策 2 農業の担い手の育成と確保

- 1 新規就農者の確保
- 2 認定農業者の育成
- 3 集落営農の推進

施策 3 農地の保全と有効活用

- 1 農業生産基盤の保全と強化
- 2 農地の利用集積
- 3 有害鳥獣対策の推進

施策 4 畜産業の振興

- 1 魅力ある大村産畜産物づくり
- 2 防疫体制の強化
- 3 公共牧場の有効利用

施策 5 林業の振興

- 1 森林資源の活用
- 2 公益的機能の保全
- 3 林業経営の安定化

施策 6 水産業の振興

- 1 漁業経営基盤の強化
- 2 漁場環境・漁港施設の整備
- 3 漁業の担い手の育成

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち 【政策 4－1】魅力ある農林水産業の振興

施策 1	農業の生産性の向上と販路拡大
-------------	-----------------------

施策の方針・指標

農業所得の向上を図るため、スマート農業の導入などにより、作業の効率化や生産性の向上を図ります。また、農産物の販路拡大や 6 次産業化への取組などを推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
認定農業者の平均農業所得（千円/年）	4,400（R1 年）	5,200（R7 年）
新たにブランド化した農産物の品数（品）（累計）	3（R1 年度）	6（R7 年度）
6 次産業化への新規参入件数（件）（累計）	2（R1 年度）	6（R7 年度）
農業イベントへの参加者数（人/年）	19,000（R1 年度）	28,000（R7 年度）

<施策の概要>

（１）生産性の向上

生産性の向上を図るため、農産物の多収量化や品質向上に向けた栽培技術の確立、生産コストの軽減を目指します。

また、スマート農業の導入や規格外の農産物の利活用への取組を推進します。

（２）農産物のブランド化と販路拡大

農産物のブランド化と販路拡大を推進するため、生産者や生産者団体、関係機関等と連携しながら特色ある「大村産」農産物のブランド化を推進します。

また、農産物の流通機能体制の強化を図るほか、直売所の充実に努めます。

（３）6 次産業化の推進

6 次産業化の推進を図るため、農業者が自ら生産（1 次）、加工（2 次）、販売（3 次）までを一体的に取り組むことや加工業者、販売業者と連携した取組を推進します。

（４）農業体験等による農産物の P R

大村産農産物の P R を図るため、大村の魅力的な食や農業等に触れることのできる農業体験のほか、各種農業イベントを開催します。

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち 【政策 4－1】魅力ある農林水産業の振興

施策2	農業の担い手の育成と確保
------------	---------------------

施策の方針・指標

認定農業者など所得向上を目指す意欲ある農業者を重点的に支援し、新規就農者の確保、企業参入の促進、集落営農の推進など、新たな農業の担い手の育成と確保に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
新規就農者数（人/年）	16（R1 年度）	16（R7 年度）
認定農業者数（人）	215（R1 年度）	300（R7 年度）
集落営農組織数（組織）	2（R1 年度）	5（R7 年度）

<施策の概要>

（１）新規就農者の確保

農業就業体験（インターンシップ）を通して農業への関心を深める取組を進めるとともに、新・農業人フェアの活用などにより農業に関心のある都市部の方々へアプローチすることで、個人・団体を問わず新たに農業を始めたい人材を市内外から発掘し、継続的に支援します。

（２）認定農業者の育成

「人・農地プラン」における中心的経営体になるべく認定農業者に対し、低利資金の融資や経営相談、研修会など積極的な支援を行い、経営感覚に優れた地域農業の担い手となるべき人材を育成します。

（３）集落営農の推進

高齢化や農業形態が多様化している現状を踏まえ、ＪＡや生産部会等の関係機関と連携しながら、農作業受託組織を強化するとともに、地域の実情に沿った組織的な取組を推進します。

また、農業の担い手不足の傾向にある中山間地域では、組織の中心となる次世代のリーダーを育成します。

施策3 農地の保全と有効活用

施策の方針・指標

都市部や中山間地域など、それぞれの地域の実情に沿った農地の保全や基盤整備を進めながら、必要な利用集積を行うことにより、農地の有効活用を図ります。また、農産物や農地等への被害を抑制するため、地域全体で有害鳥獣対策への取組を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
鈴田内倉地区基盤整備事業進捗率（％）	13.0（R1 年度）	93.0（R7 年度）
農地利用集積面積（ha） （農地中間管理事業活用面積）（累計）	207.1（R1 年度）	300.0（R7 年度）
有害鳥獣による農業被害額（千円/年）	4,152（R1 年度）	3,700（R7 年度）

<施策の概要>

（１）農業生産基盤の保全と強化

農業生産基盤を保全するため、国の制度を活用しながら、耕作放棄地の解消を図り、農地が持つ多面的機能の保全に努めます。

また、農地・農道等を整備し、農業生産基盤を強化するため、鈴田内倉地区における基盤整備を推進します。

（２）農地の利用集積

離農を検討している農業者等から意欲のある農業者等へ農地の利用集積を図り、耕作放棄地の発生抑制と農地の有効活用を行います。

また、農地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法や農地法に基づく取組を進めながら、地域の現状を把握し実行可能な将来計画となる「人・農地プラン」の作成に取り組みます。

（３）有害鳥獣対策の推進

農産物や農地等への被害を抑制するため、地域全体で防護柵の設置や有害鳥獣捕獲に取り組みます。

また、防犯カメラやセンサーの設置によって情報収集を行うほか、「捕獲隊」の結成や捕獲対策に取り組む人材の育成を推進するなどの対策に取り組みます。

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち 【政策 4－1】魅力ある農林水産業の振興

施策 4	畜産業の振興
-------------	---------------

施策の方針・指標

魅力ある大村産畜産物づくりを進め、畜産農家の経営安定を図ります。また、公共牧場の更なる有効利用を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
畜産物の産出額 ^{※1} （億円/年）	10.8（R1 年度）	11.4（R7 年度）
飼養頭数（肉用牛） ^{※2} （頭）	820（R1 年度）	870（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）魅力ある大村産畜産物づくり

魅力ある大村産畜産物づくりのため、優良な子牛の自家保留のほか、高品質な素畜や精液等の導入を促進します。

また、農家の経営安定につなげるため、飼養技術の向上を図ります。

（２）防疫体制の強化

鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生防止や早期発見のため、自衛防疫の啓発に努めます。

また、獣医師による農家への定期的な巡回などにより、家畜伝染病に関する迅速かつ適切な情報伝達を行うことで、防疫体制の強化を図ります。

（３）公共牧場の有効利用

肉用牛繁殖農家及び酪農家の飼育経費と労働力の低減のため、公共牧場の有効利用を促し、優良な肉用牛・乳用牛の育成などに取り組みます。

また、酪農家から肉用牛繁殖農家へ経営転換する農家が増えているため、肉用牛の受入態勢の強化を図ります。

※1 畜産物の産出額：大村市畜産部会に所属している畜産農家における JA 部会等から報告された金額。

※2 飼育頭数（肉用牛）：大村市畜産部会に所属している肉用牛（繁殖牛・肥育牛）農家の飼養頭数。

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち 【政策 4－1】魅力ある農林水産業の振興

施策5	林業の振興
------------	--------------

施策の方針・指標

森林資源を有効活用するとともに、森林の持つ公益的機能の保全に努めます。また、林業経営の安定化を図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
素材生産量（m ³ ）	7,420（R1 年）	9,400（R7 年）
森林経営計画の作成区域数（林班）	46（R1 年度）	47（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）森林資源の活用

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、市有林や私有林を計画的に伐採し、有効活用するとともに、新たな植林を行い、将来にわたり活用できる資源となる森林を目指します。

（２）公益的機能の保全

水源かん養、土壌保全、土砂災害防止、大気保全など、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させていくため、森林病虫害の駆除、山林火災や無秩序な伐採の防止などに努めます。

（３）林業経営の安定化

林業事業体の経営安定化を図るため、経営の規模拡大、作業の機械化や配分が開始される森林環境譲与税^{※1}を活用した人材育成・担い手の確保による経営の合理化など、林業経営基盤の強化を促進します。

^{※1} 森林環境譲与税：森林整備及びその促進のため、市において、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てるもの。

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち 【政策 4－1】魅力ある農林水産業の振興

施策6	水産業の振興
------------	---------------

施策の方針・指標

増殖・生育環境の整備、継続的な種苗放流と資源管理などにより、漁業経営基盤の強化に取り組むとともに、漁場環境・漁港施設の整備に努めます。また、新規就業者の確保などにより、漁業の担い手を育成します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
漁獲高（億円/年）	1.2（R1 年度）	1.3（R7 年度）
漁業協同組合の組合員数（人）	162（R1 年度）	165（R7 年度）

<施策の概要>

（１）漁業経営基盤の強化

漁具資材の高騰や漁獲量の減少、魚価の低迷などによる漁業経営の厳しい状況を改善するため、カキなど大村湾に適した魚介類の養殖の拡大や、水産加工品の開発を促進します。

また、新たに朝市を開催するなど、大村産水産物の魅力発信に努めます。

さらに、近年、漁獲量全体が減少傾向にあることから、水産資源の確保を図るため、種苗放流を促進します。

（２）漁場環境・漁港施設の整備

ヘドロや海底ゴミ、アオサなどによる水質や漁場環境の悪化を改善するため、海底耕うんや浮遊堆積物の除去等を行います。

また、将来にわたり継続して漁業操業ができるよう、漁港や漁場の整備に努めます。

（３）漁業の担い手の育成

次世代を担う漁業者を育成するため、漁業に触れ合う機会を創出し、漁業への関心を高める取組を進めるとともに、新たに漁業を始めたい人材を発掘します。

【政策 4－2】活力ある商工業の振興

施策 1

商店街の振興

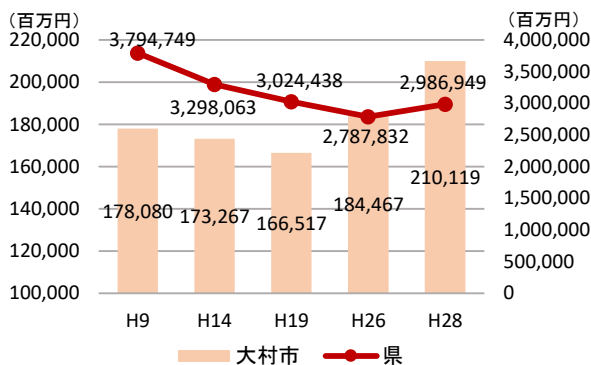
施策 2

商工業経営基盤の強化と創業支援

本市の現状・課題

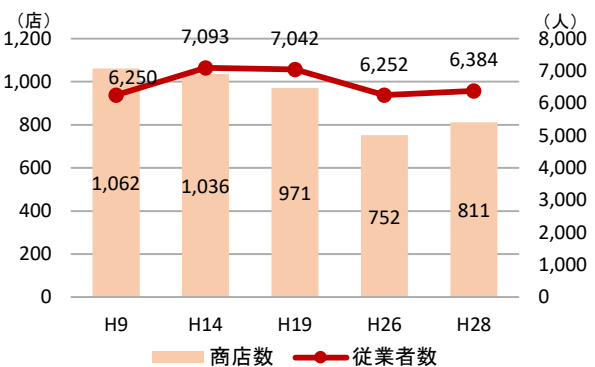
- ・本市の商品販売額・商店数・従業者数は増加傾向にあります。また、製造品出荷額と従業員数は増加傾向にあります。事業所数は微減傾向にあります。
- ・中心市街地周辺は、「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」や「ミライ on（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）」のオープン、鎮西学院大学大村サテライトキャンパスの開校及び民間マンションの建築などにより、来街者、通勤・通学者及び定住人口は着実に増加しています。引き続き、中心商店街と連携した取組や空き店舗対策事業等を行いながら、中心市街地全体の新たな賑わい創出や回遊性の向上に繋げていく必要があります。
- ・「大村市中小企業振興基本条例」に基づき、中小企業振興に向けた各種取組の充実を図る必要があります。
- ・新たな事業の創出や創業を促進するため、「大村市産業支援センター」での相談業務を中心に支援を行ってきました。今後も、創業希望者の学習機会の充実や創業準備、創業後のサポート体制の充実など、取組を強化する必要があります。

(1) 商品販売額



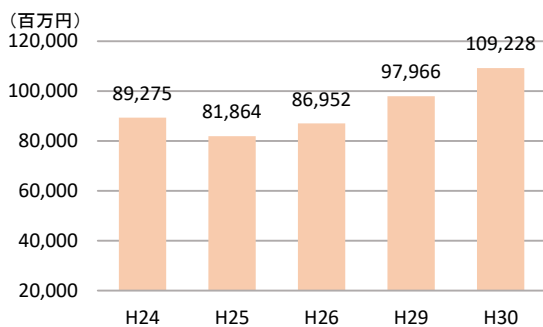
資料) 商業統計調査、経済センサス

(2) 商店数・従業者数



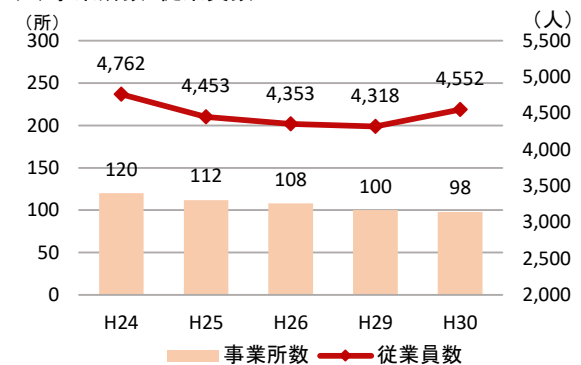
資料) 商業統計調査、経済センサス

(3) 製造品出荷額



資料) 工業統計調査

(4) 事業所数・従業員数



資料) 工業統計調査

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

施策の体系

政策 4-2 活力ある商工業の振興

施策 1 商店街の振興

1 にぎわいのある商店街づくり

2 中心商店街の活性化

施策 2 商工業経営基盤の強化と創業支援

1 中小企業の経営基盤の強化

2 地元特産品の開発と販路拡大

3 創業支援の充実と支援体制の強化

施策 1	商店街の振興
-------------	---------------

施策の方針・指標

商工会議所等の関係団体と連携し、各商店会等を支援するなど、にぎわいのある商店街づくりを進めます。また、「市民交流プラザ」における交流事業のほか、「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」や集客力のある「ミライオン（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）」を活かし、中心商店街の活性化に取り組めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
中心商店街の空き店舗率（％）	11.8（R1 年度）	10.0（R7 年度）
中央商店街の通行者数（人/日） （6 地点の延べ人数）	6,264（R1 年度）	7,300（R7 年度）

<施策の概要>**（１）にぎわいのある商店街づくり**

各地域の商店街の活性化を図るため、街路灯などの商店街共同施設の整備を支援するとともに、新幹線開業における賑わい創出に向けた取組について支援します。

また、商工会議所等の関係団体と連携しながら、各商店街の魅力向上のための取組を推進します。

（２）中心商店街の活性化

JR 大村駅周辺の中心商店街の活性化を図るため、「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」や集客力のある「ミライオン（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）」を活かし、空き店舗対策や、にぎわい創出する集客イベント等に取り組めます。



中心商店街でのイベント

施策2	商工業経営基盤の強化と創業支援
------------	------------------------

施策の方針・指標

各種補助金や融資制度の活用を促進し、中小企業の経営基盤の強化を図ります。また、地元特産品の開発と販路拡大や創業支援を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
融資制度の利用件数（件/年）	93（R1 年度）	105（R7 年度）
そらえきおおむらの販売品数（品/年）	2,871（R1 年度）	4,000（R7 年度）
大村市産業支援センター又は創業塾を介した創業件数（件）（累計）	74（R1 年度）	105（R7 年度）

<施策の概要>**（１）中小企業の経営基盤の強化**

中小企業の経営基盤の強化を図るため、支援制度の充実などに努め、新製品の開発や販路拡大、人材育成などを促進します。

また、中小企業融資制度などの周知及び活用促進を図ります。

（２）地元特産品の開発と販路拡大

物産振興協会や商工会議所などの関係団体との連携強化により、特産品等の更なる開発を促進します。

また、地元特産品のインターネット販売サイト「そらえきおおむら」を活用した販売促進とPR 支援に努めるとともに、大都市圏での知名度向上を図ります。

さらに、日本貿易振興機構（JETRO）などと連携し、東南アジア地域などにおける地元産品の販路拡大や中小企業の海外進出への取組を促進します。

（３）創業支援の充実と支援体制の強化

創業塾^{※1}の開催など創業支援に引き続き取り組みます。

また、「大村市産業支援センター」をはじめ、商工会議所など関係機関と連携し、新規創業者等への支援体制の強化に努めます。

^{※1}創業塾：市内での創業希望者の創業促進を目的として開催する経営、財務及び人材育成等の習得に関するセミナーのこと。

【政策 4－3】企業誘致の推進と新たな雇用の創出

施策 1 企業誘致活動の強化

施策 2 若者や高齢者の就業支援

本市の現状・課題

- ・本市は企業誘致のために工業団地を造成し、誘致活動を行ってきました。その結果、「大村ハイテクパーク」「オフィスパーク大村」などにより、多くの企業誘致を実現し、雇用の場を確保してきました。さらに、平成 31 年 3 月末には「第 2 大村ハイテクパーク」が完成し、同年 4 月から 4 区画の分譲を開始しました。しかし、就職や進学時期の年齢層を中心に県外への人材流出が多くみられることから、更なる雇用の場の創出が求められています。
- ・若年層の求人は改善傾向にありますが、非正規雇用や早期離職など、雇用環境にはいくつかの課題があり、積極的な支援が求められています。
- ・少子高齢化が進む中で、生産年齢人口は減少することが見込まれています。一方、高齢者は、有力な労働力として期待されており、高齢者の経験や能力を活かした雇用の場の確保が必要となってきています。

(1)「大村ハイテクパーク」「オフィスパーク大村」全景



(2)「第2大村ハイテクパーク」竣工式の様子



《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

施策の体系

政策 4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出

施策 1 企業誘致活動の強化

1 「第2大村ハイテクパーク」の早期完売

2 企業誘致活動の強化

施策 2 若者や高齢者の就業支援

1 若者の就業支援

2 高齢者の就業支援

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

【政策 4－3】企業誘致の推進と新たな雇用の創出

施策 1	企業誘致活動の強化
-------------	------------------

施策の方針・指標

関係機関と連携して、市の優遇制度を活用しながら、積極的な企業誘致を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
新たな企業誘致による雇用創出者数（人）	—	1,000（R7 年度）

<施策の概要>

（１）「第 2 大村ハイテクパーク」の早期完売

本市の産業振興や雇用拡大を図るため、「第 2 大村ハイテクパーク」の早期完売を目指します。

（２）企業誘致活動の強化

長崎県産業振興財団や県と連携を図るとともに、市の優遇制度を活用しながら、「第 2 大村ハイテクパーク」や新大村駅周辺などへ、企業誘致を積極的に進めます。

また、企業が利用できる土地情報を調査・整理し、企業誘致活動に活用します。



「第2大村ハイテクパーク」全景

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

【政策 4－3】企業誘致の推進と新たな雇用の創出

施策 2	若者や高齢者の就業支援
-------------	--------------------

施策の方針・指標

若者の地元での就労を促すとともに、高齢者の就業機会の確保を図るなど、多様な世代の就業支援に取り組みます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
市内高校卒業者の市内企業への就職率（％）	16.5（R1 年度）	20.0（R7 年度）
シルバー人材センター会員の就業実人員数（人/年）	707（R1 年度）	841（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）若者の就業支援

市内の高校卒業者の地元企業への就職を支援するため、地域や関係機関等と連携し、インターンシップや職場体験活動等の充実を図ります。

また、キャリア教育の一環として、高校生等を対象に「市内企業説明会」を開催します。

（２）高齢者の就業支援

高齢者の能力の積極的な活用や就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。

また、新たな事業分野への進出や雇用環境の整備など、高齢者を積極的に活用する企業を支援する国の制度等の周知に努めながら、高齢者の就業機会の確保を図ります。

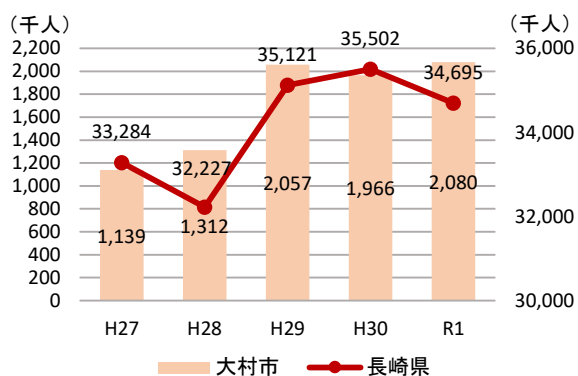
【政策 4－4】歴史や自然を活かした観光のまちづくり

施策 1 観光交流のまちづくり
 施策 2 観光客受入体制の整備

本市の現状・課題

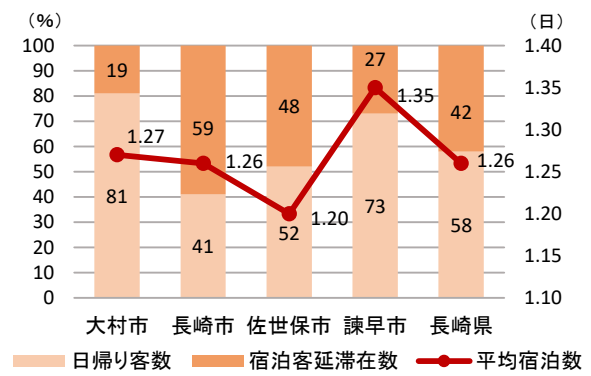
- ・「大村市観光交流都市づくり計画」に基づき、魅力的な観光地づくりや観光交流人口の拡大に努めたことなどにより、観光客数は順調に増加し、平成 29 年に 200 万人を突破しました。
- ・観光客数は増加していますが、約 8 割が日帰り客となっており、観光消費額や宿泊客数の増加を図るための取組が必要です。
- ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界文化遺産登録などにより、外国人観光客が増加しています。今後も公衆無線 LAN の整備や広報活動の強化など観光客の受入環境を整備し、更なる誘客に向けた取組を進める必要があります。

(1) 観光客数



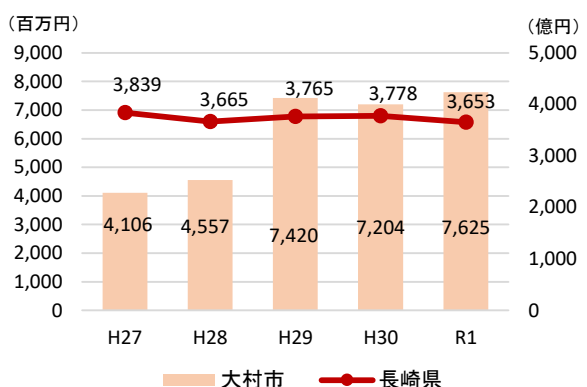
資料) 長崎県観光統計

(2) 日帰り・宿泊客別観光客の構成比(令和元年)



資料) 長崎県観光統計

(3) 観光消費額



資料) 長崎県観光統計

(4) おおむら花まつりの様子



《基本目標4》活力に満ちた産業のまち

施策の体系

政策4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり

施策1 観光交流のまちづくり

- 1 歴史や自然等を活かした滞在型観光の推進
- 2 グリーン・ツーリズムの推進
- 3 観光イベントの充実
- 4 コンベンション誘致の強化

施策2 観光客受入体制の整備

- 1 観光地の魅力向上
- 2 観光基盤の整備
- 3 情報発信・プロモーション活動の強化
- 4 観光推進体制の充実と人材育成

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

【政策 4－4】歴史や自然を活かした観光のまちづくり

施策 1	観光交流のまちづくり
-------------	-------------------

施策の方針・指標

豊かな自然や歴史的・文化的な遺産等、本市の観光資源を活用し、滞在型観光やグリーン・ツーリズムの推進を図ります。また、スポーツ大会などコンベンションの誘致強化に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
観光客数（人/年）	2,080,000（R1 年）	2,600,000（R7 年）
市内宿泊施設の延べ宿泊者数（人/年）	405,000（R1 年）	450,000（R7 年）
市内民泊施設の延べ宿泊者数（人/年）	555（R1 年）	600（R7 年）
観光イベント来場者数（人/年）	567,000（R1 年）	573,000（R7 年）

<施策の概要>

（１）歴史や自然等を活かした滞在型観光の推進

滞在型観光を推進するため、歴史・文化、自然など、本市ならではの観光資源を活用したまち歩きや体験プログラムなど、観光メニューの開発を行います。

また、新幹線開業を踏まえ、「大村市新幹線開業アクションプラン」に沿って、情報発信などのプロモーション活動や観光ツアーの企画などの観光商品づくりといった取組を推進します。

（２）グリーン・ツーリズムの推進

本市の豊かな自然環境等を活かした魅力的なグリーン・ツーリズムを更に推進するため、関係機関と連携し、農業体験や農家民泊などの体験型観光の強化に努めます。

また、多様な外国人旅行者に対応するため、受入農家に対する支援を行います。

（３）観光イベントの充実

「おおむら花まつり」、「おおむら夏越まつり」など、イベント内容の充実を図り、観光客の誘客に努めます。

また、地域の祭りや行事などを観光イベントとして活用します。

（４）コンベンション誘致の強化

大村市観光コンベンション協会や長崎県観光連盟、長崎県スポーツコミッション等と連携し、各種会議・大会やスポーツ大会・合宿など、コンベンションの誘致強化に努めます。

《基本目標 4》活力に満ちた産業のまち

【政策 4－4】歴史や自然を活かした観光のまちづくり

施策2	観光客受入体制の整備
------------	-------------------

施策の方針・指標

自然や歴史を活かした観光地の魅力向上や、Wi-Fi 環境等の整備に努めます。また、情報発信やプロモーション活動の強化を図るとともに、観光推進体制の充実と人材育成に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
市内主要観光施設の入場者数（人/年）	650,000（R1 年）	700,000（R7 年）
外国人宿泊者数（人/年）	7,226（R1 年）	8,000（R7 年）
観光ボランティアガイドの会員数（人）	24（R1 年度）	30（R7 年度）

<施策の概要>

（１）観光地の魅力向上

大村公園をはじめとする自然豊かな観光地の魅力向上を図るため、「オオムラザクラ」や「クシマザクラ」、季節の花々などを植栽するなど、四季を通して楽しめる取組を推進します。

また、日本遺産に登録されたシュガーロード（長崎街道）をはじめ、玖島城跡や武家屋敷街、日本初のキリシタン大名「大村純忠」、天正遣欧少年使節など、各種の観光資源の効果的な活用を図るとともに、市民にも親しまれる魅力ある観光地づくりを進めます。

（２）観光基盤の整備

市内を訪れる観光客が安心して快適に観光できるよう、Wi-Fi 環境、トイレ、駐車場など計画的な基盤整備に努めます。

また、アウトドアアクティビティ※1を推進するため、関連施設の整備を促進します。

（３）情報発信・プロモーション活動の強化

国内外の観光客の誘客を図るため、ホームページやパンフレット、ガイドブックなど各種広報媒体を整備し、インバウンド※2対策として、多言語による情報発信や PR を強化します。

また、ターゲットを明確にした、きめ細かで戦略的なプロモーション活動を強化します。

（４）観光推進体制の充実と人材育成

市民や観光関連団体、ホテルや飲食店等の事業者、行政など、官民一体となった観光地域づくりを推進します。

また、観光客の受入環境の強化を図るため、修学旅行の実施に対する助成等を行うとともに、観光ボランティアガイドの養成など観光人材の育成に努めます。

※1 アウトドアアクティビティ：キャンプやトレッキング、カヤッキングなど野外活動の総称。

※2 インバウンド：外国人観光客のこと。

《基本目標 5》

機能的で環境と調和したまち

- 政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり
- 政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上
- 政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備
- 政策 5-4 環境にやさしいまちづくり

《基本目標 5》機能的で環境と調和したまち

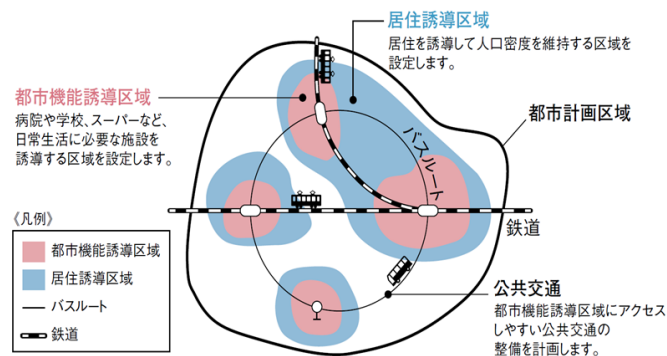
【政策 5－1】コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施策 1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実 施策 2 新幹線を活かしたまちづくり

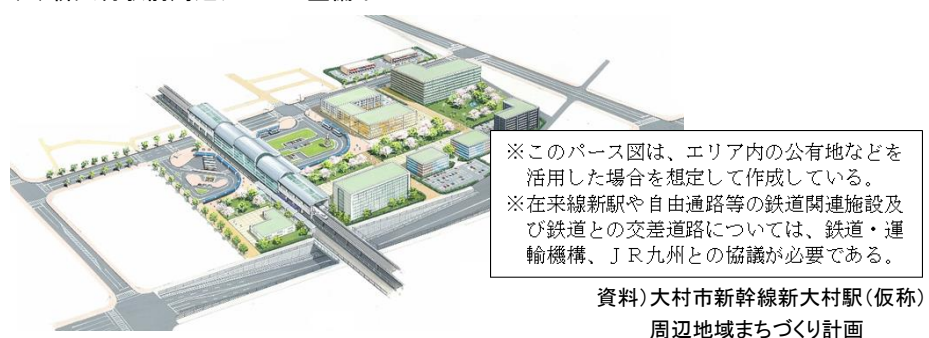
本市の現状・課題

- 本市の市街地は、平野部を中心に広がっています。近年、開発が農村地や丘陵地へ進展し、市街地が郊外へ拡大しているため、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 将来の人口減少に備え、コンパクトで機能的なまちを形成するため、都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく必要があります。
- スマートシティ※1の実現に向けて、AI※2やIoT※3、5G※4などの最先端技術を活用した取組を推進し、市民サービスの更なる向上を図る必要があります。
- 九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、「大村市新幹線新大村駅(仮称)周辺地域まちづくり計画」、「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、官民が連携し新たなまちづくりを推進する必要があります。

(1) コンパクトで機能的なまちづくりのイメージ



(2) 新大村駅前周辺ゾーンの整備イメージ



※1 スマートシティ：都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用するとともに、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

※2 AI：人工知能といい、人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能とする技術の総称。

※3 IoT：建物、電化製品、自動車、医療機器など、「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

※4 5G：第5世代無線移動通信技術の総称のこと。

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

施策の体系

政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施策 1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 コンパクトで機能的なまちづくり
- 3 中心市街地の活性化
- 4 スマートシティの実現に向けたまちづくり

施策 2 新幹線を活かしたまちづくり

1. 新幹線の整備促進
2. 新大村駅周辺の拠点の形成
3. 多様な交流の促進

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5-1】コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施策1	計画的な土地利用と都市拠点機能の充実
------------	---------------------------

施策の方針・指標

計画的な土地利用の推進を図るとともに、中心市街地周辺や新大村駅周辺などの都市拠点機能の充実と、中心市街地の活性化に取り組みます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合（％）	44.1（R1 年度）	47.0（R7 年度）
地籍調査進捗率（％）	51.6（R1 年度）	66.0（R7 年度）

<施策の概要>

（１）計画的な土地利用の推進

自然環境の保全や社会的・歴史的諸条件などを考慮しながら、「国土利用計画法」や「都市計画法」などに基づき、適正かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地籍の明確化を図り、土地利用の高度化に資するため地籍調査の早期完了に努めます。

また、土地利用の現状や将来の動向を考慮しながら、用途地域の適切な見直しを行います。

（２）コンパクトで機能的なまちづくり

「大村市立地適正化計画」に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティ※¹の実現に向け、居住と都市機能の適正な誘導を図るとともに、公共交通のネットワーク化を計画的に進めます。

（３）中心市街地の活性化

JR 大村駅周辺を中心とする中心市街地において、「ミライ on（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）」、「コレモおおむら」、「市民交流プラザ」、「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」の連携を図り、更なる活性化を推進します。

（４）スマートシティの実現に向けたまちづくり

機能的な次世代型のミライ都市を目指すため、AI や IoT、5G といった最先端技術を活用した取組を推進しながら、スマートシティの実現を目指します。

※¹多極ネットワーク型コンパクトシティ：日常生活に必要な行政サービスや医療・福祉施設、商業施設や住居等を集約したコンパクトシティを複数箇所形成し、公共交通により相互アクセスできるよう整備したまち。

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5－1】コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施策2	新幹線を活かしたまちづくり
------------	----------------------

施策の方針・指標

九州新幹線西九州ルートを整備するとともに、新たなまちづくりの拠点となる新大村駅周辺や新幹線車両基地周辺の整備を進め、観光やビジネスなど多様な交流を促進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
新大村駅周辺整備事業の進捗率（％）	63.0（R1 年度）	100.0（R7 年度）
新大村駅の乗車人員数（人/日）	—	2,100（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）新幹線の整備促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、関係機関や関係自治体と連携しながら、着実な整備を促進します。

（２）新大村駅周辺の拠点の形成

新大村駅周辺の基盤整備を行い、高い交通利便性を活かして、企業誘致や定住促進等に取り組みます。

また、車両基地の整備に伴い、周辺部への関連企業の誘導を図るとともに、新たな観光資源として活用するなど、立地を活かした取組を進めます。

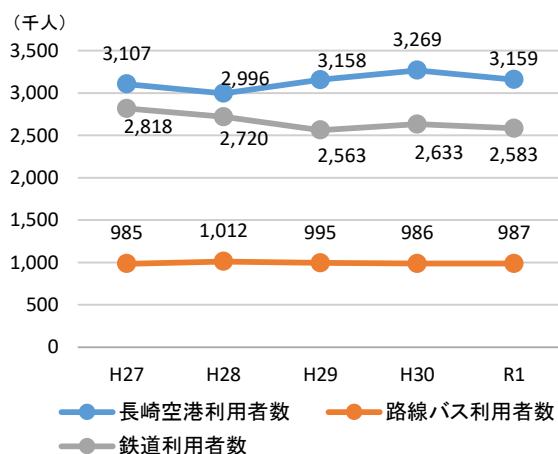
（３）多様な交流の促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、おもてなしや観光商品づくりなど、「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、官民が一体となった交流人口の拡大に取り組むとともに、ビジネスや学術など、多様な交流活動を促進するため、積極的な情報発信に努めます。

施策2 利便性の高い公共交通の確立

- ・道路網は、長崎自動車道、国道、県道と都市計画道路を中心に形成されています。その中でも、国道 34 号は、市内を縦貫し、県北・県南地域をつなぐ大動脈として、地域産業や市民生活を支える重要な幹線です。
- ・国道 34 号大村-諫早間については、未整備区間（大村市与崎-諫早市本野間）の新規事業化が決定し、4 車線化に向けて事業が進められています。同区間の整備は交通・物流による地域経済の活性化や災害時の緊急輸送路としての重要な役割も担っているため、4 車線化整備による慢性的な渋滞解消が急務であります。また、九州新幹線西九州ルートの開業による影響も踏まえながら道路交通ネットワークの整備を進める必要があります。
- ・公共交通は、航空路、JR、バス路線などにより構成されており、路線バスの利用者はここ数年横ばいで推移しています。少子高齢化の影響もあり公共交通への意識が高まりつつあるため、新大村駅への接続を考慮したバス路線の再編も含め、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。
- ・長崎空港の利用者数は、近年、増加傾向にあり、順調に推移していましたが、令和 2 年に減少に転じました。今後は、県や関係団体と連携し、利用者数の増加に向けた取組を行うとともに、利便性向上や機能強化を推進する必要があります。

(2) 公共交通の利用実績



132

《基本目標 5》機能的で環境と調和したまち

施策の体系

政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上

施策 1 道路網の整備

1 国道 3 4 号の整備促進

2 幹線道路の整備

3 生活道路の整備

施策 2 利便性の高い公共交通の確立

1 JR 大村線の機能充実

2 バス路線の再編

3 長崎空港の利便性向上及び機能強化

《基本目標 5》機能的で環境と調和したまち

【政策 5－2】道路網の整備と公共交通の利便性の向上

施策 1	道路網の整備
-------------	---------------

施策の方針・指標

交通の利便性と安全性を確保するため、国道 34 号の整備促進、幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
都市計画道路の改良率（％）	66.0（R1 年度）	74.0（R7 年度）
市道の改良率（％）	68.0（R1 年度）	69.0（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）国道 34 号の整備促進

国道 34 号は長崎県の交通を支える重要な幹線道路であるとともに、国土強靱化における緊急輸送路としての役割もあることから、大村諫早間の 4 車線化による慢性的な渋滞解消と安全・安心な道路整備の早期完成を促進します。

また、市内中心部の拡幅についても、未整備区間の早期完成を促進します。

（２）幹線道路の整備

九州新幹線西九州ルートの開業等による交通需要の変化などを踏まえ、「池田沖田線」、「坂口植松線」など、都市計画道路の整備を進めます。

（３）生活道路の整備

市民生活における移動の利便性と安全性を確保するため、市道の計画的な整備とその他生活道路の維持管理等の促進に努めます。

また、長寿命化計画に基づき、道路施設の適切な維持管理に努めます。

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5-2】道路網の整備と公共交通の利便性の向上

施策2	利便性の高い公共交通の確立
------------	----------------------

施策の方針・指標

JR 大村線や路線バス等の公共交通網の整備・充実を図ります。また、長崎県の空の玄関口である長崎空港の利便性向上や機能強化を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
鉄道の平均乗車人数（竹松駅及び大村駅） （人/日）	3,607（R1 年度）	3,700（R7 年度）
市内バス利用者数（人/年）	765,000（R1 年）	780,000（R7 年）
長崎空港の利用者数（人/年）	3,159,000（R1 年度）	3,200,000（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）JR 大村線の機能充実

九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、JR 大村線の新駅設置等を進めるとともに、新幹線との接続を考慮したダイヤ編成や増便等について関係機関に働きかけを行います。

（２）バス路線の再編

通勤・通学や通院、買物など、市民の日常的な移動を支える効率的で利便性の高いバス路線の再編を図るため、運行事業者と連携し、ルートやダイヤ等の見直しに取り組みます。

また、JR 大村駅や新大村駅と路線バス等との接続を図ります。

さらに、地域により異なる交通需要に対応するため、デマンド型乗合タクシー※1などを活用した効率的で利便性の高い移動手段について検討を進めます。

（３）長崎空港の利便性向上及び機能強化

長崎空港の利便性向上や機能強化を図るため、県や関係団体と連携し、国内線・国際線の定期路線の増設や増便、チャーター便の誘致、貨物輸送の強化などを推進するとともに、長崎空港の24時間化やコンセッション方式※2による運営の民営化を実現できるよう、国や県に要望していきます。

※1 デマンド型乗合タクシー：利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応じて運行する乗合タクシー。

※2 コンセッション方式：国や自治体が公共施設の所有権を持ったまま、運営権を民間に売却できる制度。

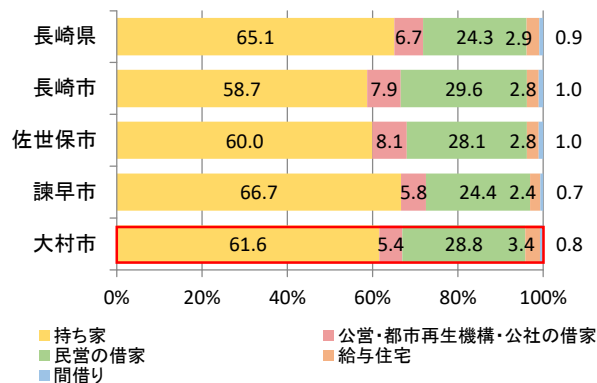
【政策5－3】快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策1	住環境の整備
施策2	景観の保全
施策3	公園・河川の整備
施策4	上下水道の整備

本市の現状・課題

- ・近年の宅地開発は、小規模な住宅地の整備が郊外へ拡大している状況です。こうした状況を踏まえ、都市環境の整備や、多様なライフスタイルに対応した良質な住環境の形成を図る必要があります。
- ・「大村市景観条例」に基づき、歴史的、自然的な景観の維持・形成に取り組んでいます。また、「大村市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な管理を行っています。
- ・安らぎと潤いを与えてくれる貴重な空間として、公園や河川等の整備や適切な維持管理を行う必要があります。また、屋外スポーツ施設として、総合運動公園の着実な整備を進める必要があります。
- ・上下水道事業は、普及・拡大から維持管理及び更新へと事業の転換を進めており、今後も安定した水の供給と効率的な汚水処理を行う必要があります。また、大村湾における水質環境基準を達成するため、令和元年度末に供用開始した高度処理施設に引き続き、今後も、既存施設の更新時期に合わせて施設を改造し、高度処理化を図る必要があります。

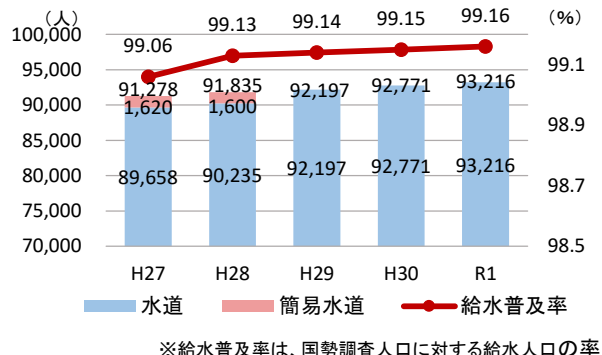
(1) 住宅の種類(一般世帯)



住宅の種類	一般世帯数	世帯人員	1世帯当たり人員
総数	35,564	88,834	2.50
持家	21,901	59,863	2.73
公営借家	1,912	4,110	2.15
民営借家	10,257	21,692	2.11
給与住宅	1,221	2,551	2.09
間借り	273	618	2.26

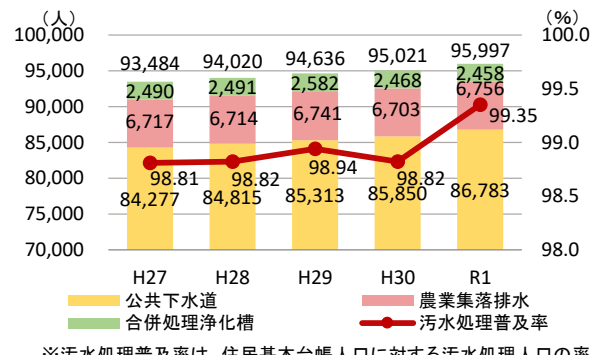
資料) 国勢調査

(2) 給水人口と給水普及率



※給水普及率は、国勢調査人口に対する給水人口の率

(3) 汚水処理人口と汚水処理普及率



※汚水処理普及率は、住民基本台帳人口に対する汚水処理人口の率

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

施策の体系

政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策 1 住環境の整備

- 1 良好な住宅市街地の形成
- 2 市営住宅の適正な管理

施策 2 景観の保全

- 1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成
- 2 屋外広告物の適正な管理

施策 3 公園・河川の整備

- 1 公園の整備・維持管理
- 2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進
- 3 河川・海辺空間の整備・維持管理

施策 4 上下水道の整備

- 1 安定的な水源の確保と水質管理
- 2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進
- 3 公共下水道の整備促進と適正な維持管理
- 4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5－3】快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策1	住環境の整備
------------	---------------

施策の方針・指標

良好な住宅市街地の形成に向けた基盤整備を推進します。また、市営住宅の適正な管理を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
優良な民間住宅への支援件数（件/年）	165（R1 年度）	165（R7 年度）
市営住宅のバリアフリー化率（％）	87.0（R1 年度）	100.0（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）良好な住宅市街地の形成

魅力ある住宅市街地を形成するため、都市計画法に基づいた地区計画※¹制度の推進を図ります。

また、木造住宅については、耐震化や省エネルギー化、バリアフリー化などの支援を行います。

（２）市営住宅の適正な管理

「大村市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅について、ユニバーサルデザインに配慮した改修を行います。

また、予防保全的な観点も踏まえた計画的な維持管理を行うことで、トータルコストの縮減を図ります。

※¹地区計画：都市計画法に定められたまちづくりの一手法で、いくつかの街区などからなる比較的小規模な地区を単位として、道路、公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく条例等で定め、良好なまちづくりを進めるための計画。

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5－3】快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策2	景観の保全
------------	--------------

施策の方針・指標

地域資源を活かした魅力的な景観の形成と屋外広告物の適正な管理を行い、景観の保全に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
街なみが美しく住みやすいと感じる人の割合（％）	77.1（R1 年度）	80.0（R7 年度）
市内の屋外広告物が適正に管理されていると感じる人の割合（％）	30.0（R1 年度）	50.0（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）地域資源を活かした魅力的な景観の形成

豊かな自然と歴史に恵まれた大村にふさわしい景観の形成を図るため、「大村市景観条例」に基づき、良好な街なみの保全など、景観形成を推進します。

特に、歴史的景観が残る上小路周辺地区は、景観形成重点地区として保全に努めます。

（２）屋外広告物の適正な管理

屋外広告物の適正な管理を行うため、「大村市屋外広告物条例」に基づき、市民や事業者に対する周知啓発に取り組み、違反広告物に対する指導を行います。



春日神社参道（上小路周辺景観形成地区）



野岳中腹の棚田

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5-3】快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策3	公園・河川の整備
------------	-----------------

施策の方針・指標

計画的な公園の整備と維持管理を行うとともに、緑化の推進に取り組みます。また、安全で親しみのもてる河川・海辺空間の整備や維持管理を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
一人当たりの都市公園面積（㎡/人）	6.6（R1 年度）	8.4（R7 年度）
地域団体が管理する公園数（公園）	45（R1 年度）	50（R7 年度）
親水空間※ ¹ の設置箇所数（箇所）	23（R1 年度）	24（R7 年度）

<施策の概要>

（１）公園の整備・維持管理

安全で魅力的な公園を目指し、「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、設備等の計画的な補修・更新を行います。

また、大規模なスポーツ大会への対応や市民スポーツの推進などを図るため、「大村市総合運動公園」の早期整備を行います。

さらに、「大村市アウトドアグランドデザイン※²」に基づき、公園の施設リニューアルを図ります。

（２）地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進

美しく潤いのある環境づくりを目指し、地域住民と連携した公園の維持管理や、花に関する住民参加型イベントを実施することで、緑化意識の高揚を図り、緑化の推進を図ります。

（３）河川・海辺空間の整備・維持管理

河川環境の保全や水辺空間の創出など、災害に強く、安全で親しみがもてる河川の整備を目指し、郡川やよし川等の河川改修を計画的に進めます。

また、海岸部においては、海辺に親しみがもてる空間の整備に努めるとともに、プレジャーボートなどを係留する港湾施設についても、県と連携しながら魅力的な海辺空間の整備・維持管理に取り組みます。

※¹ 親水空間：河川や公園、海辺などにおいて、水に触れることで水に対し親しみを深めることができる空間。（郡川砂防公園、シャクナゲの里河畔公園、大上戸川河畔公園など）

※² 大村市アウトドアグランドデザイン：本市の自然環境を活かしたアウトドアアクティビティを新たな観光資源や市民の健康増進の場として捉え、スポーツの振興、地域活性化の更なる展開を図ることを目的とし、アウトドアスポーツツーリズムの構築を見据えた全体構想。

《基本目標 5》機能的で環境と調和したまち

【政策 5－3】快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策 4	上下水道の整備
-------------	----------------

施策の方針・指標

安定的な水源の確保と水質管理を行うとともに、計画的な水道施設の更新と耐震化を図ります。また、公共下水道の整備促進を図るとともに、汚水処理施設の適正な維持管理を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
計画取水可能量 ^{※1} （m ³ /日）	39,090（R1 年度）	40,686（R7 年度）
水道管路の耐震化率（％）	13.8（R1 年度）	20.0（R7 年度）
水道管路の年間更新率（％）	0.80（R1 年度）	0.84（R7 年度）
汚水処理人口普及率（％）	99.3（R1 年度）	99.6（R7 年度）
雨水整備率（％）	55.7（R1 年度）	56.3（R7 年度）

＜施策の概要＞

（１）安定的な水源の確保と水質管理

本市は、表流水からの取水が約半分を占め、渇水が発生した場合には、水の安定供給に大きな影響を受けます。このため、地下水の水量及び水質変化に対応しながら、将来の水の需要を予測した計画的な水源開発を行います。

また、水道水源の水質は、季節や天候などにより変化するため、迅速かつ的確な水質管理を行い、良質な水を安定的に供給します。

（２）計画的な水道施設の更新と耐震化の推進

水道管路については、漏水調査等の分析・評価に基づき管路の更新とともに耐震化を進めます。

また、坂口浄水場をはじめ水道施設（水源・送水施設）についても、更新及び耐震化を計画的に進めます。

※1 計画取水可能量：安定取水が可能な表流水、地下水の水量合計（目標値は第 13 回拡張事業の数値）。

施策 4	上下水道の整備
-------------	----------------

（３）公共下水道の整備促進と適正な維持管理

「大村市公共下水道事業基本計画」に基づき、下水道未整備区域における污水管渠の整備や、老朽化が進む施設の改築更新工事を進め、適正な維持管理を行います。

大村浄水管理センターの水処理施設については、耐震対策、改築更新と併せて高度処理施設の建設を進めていきます。

また、大雨などによる浸水対策として、未整備地区の雨水整備を進めていきます。

（４）農業集落排水施設等の適正な維持管理

「おおむら污水处理構想」に基づき、令和 3 年度から令和 10 年度までの計画で、農業集落排水 7 地区を公共下水道処理施設へ統合し、適正な維持管理と効率的な污水处理を推進します。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。

【政策5－4】環境にやさしいまちづくり

施策1	環境保全の推進
施策2	環境汚染対策の推進
施策3	ごみの減量化と適正処理の推進

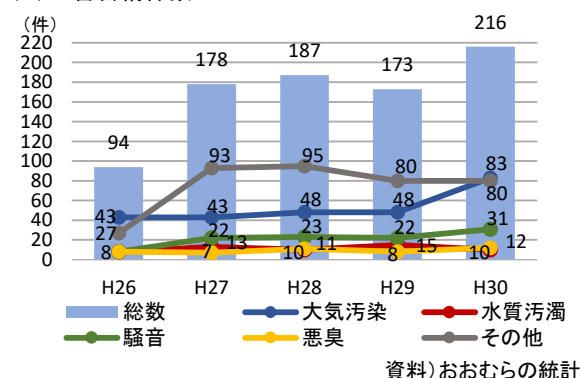
本市の現状・課題

- ・本市の人口一人当たりのCO₂（二酸化炭素）排出量は、全国平均に比べ少ない状況ですが、今後も地球温暖化対策として、家庭生活や企業活動の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用拡大に努める必要があります。
- ・大村湾の水質は、近年、改善傾向にあります。湾奥部などでは、依然として環境基準を達成していない状況にあるため、県や流域市町等が連携して水質改善に向けた取組を実施しています。今後も、水質改善に向けた継続的な取組が必要です。
- ・「第二次大村市環境基本計画」に基づき、騒音や振動等の公害に対する監視、指導等を行っていますが、近年、公害苦情件数は、やや増加しています。しかし、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質等は継続して問題となっており、適切な対応が必要です。
- ・人口一人当たりのごみ総排出量は、全国平均や県平均よりも少ない状況ですが、更なるごみ排出量の抑制に向け、市民・事業者の意識の高揚などに取り組むとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進する必要があります。また、老朽化に伴い、処理能力が低下し、耐用年数を迎える施設の建替えに向けた準備を進めるなど、廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

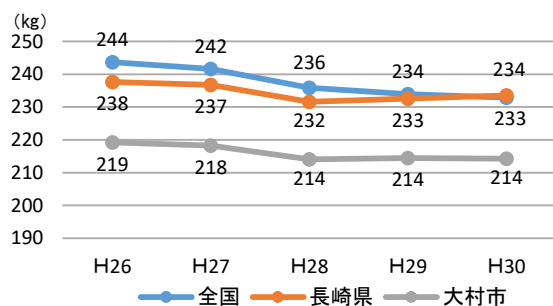
(1)大村湾沿岸一斉清掃の様子



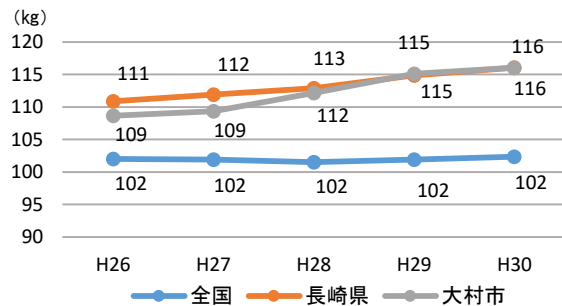
(2)公害苦情件数



(3)家庭系ごみ一人一年当たりの排出量
(※資源物を含む)



(4)事業系ごみ一人一年当たりの排出量
(※資源物を含む)



《基本目標 5》機能的で環境と調和したまち

施策の体系

政策 5-4 環境にやさしいまちづくり

施策 1 環境保全の推進

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 豊かな自然環境の保全
- 3 環境保全意識の醸成

施策 2 環境汚染対策の推進

- 1 公害防止の推進
- 2 環境衛生・環境美化の推進
- 3 斎場及び墓地の適正な管理

施策 3 ごみの減量化と適正処理の推進

- 1 ごみの減量化の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

《基本目標5》機能的で環境と調和したまち

【政策5－4】環境にやさしいまちづくり

施策1	環境保全の推進
------------	----------------

施策の方針・指標

地球温暖化対策を推進するとともに、豊かな自然環境の保全や自然を活かした環境教育に努めます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
市の公共施設における温室効果ガス排出量（t- CO_2 /年）	29,103（R1 年度）	27,648（R7 年度）
大村湾の COD ^{*1} 値（mg/L）	2.0（R1 年度）	2.0（R7 年度）
環境講座・イベントへの参加者数（人/年）	977（R1 年度）	1,000（R7 年度）

<施策の概要>

（１）地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するため、家庭生活や企業活動における省エネルギー活動の普及啓発や建築物の省エネルギー化を促進します。

また、公共施設については、再生可能エネルギー等の導入や活用を促進するとともに、市民や事業者に対し、普及啓発を行います。

（２）豊かな自然環境の保全

大村湾や多良山系などの豊かな自然環境を守るため、水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ森林・農地の保全を推進します。

また、県、大村湾流域市町等で組織する「大村湾をきれいにする会」との連携を図りながら、大村湾の環境保全に努めます。

（３）環境保全意識の醸成

市民や事業者が環境についての理解を深め、自発的な環境保全活動の実践につながるよう、啓発を行うとともに、大村湾や多良山系など、自然環境を活かした環境学習を開催します。

^{*1}COD：化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。水質汚濁の指標の1つで、水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。CODの値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。大村湾のCOD値の環境基準値は2.0 mg/L以下。

施策2	環境汚染対策の推進
------------	------------------

施策の方針・指標

公害のないまちづくりに取り組むとともに、環境衛生・環境美化を推進します。また、斎場や墓地の適正な維持管理を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
環境基準達成箇所の割合 （騒音・振動・水質）（％）	83.3（R1年度）	84.0（R7年度）
市民大清掃の参加者数（人/年）	9,647（R1年度）	10,200（R7年度）
狂犬病予防注射接種率（％）	70.4（R1年度）	73.0（R7年度）

<施策の概要>**（１）公害防止の推進**

騒音、振動などの都市型公害の監視・指導を継続するとともに、関係機関と連携し、大気汚染、悪臭、水質汚濁などへの適正な対応を行うことで、公害のないまちづくりに努めます。

また、光化学オキシダントや PM2.5 などの大気汚染物質等により、人体等への影響が懸念される場合には、市民や事業者に対して迅速に情報を提供します。

（２）環境衛生・環境美化の推進

「大村市環境美化条例」及び「大村市環境保全条例」に基づき、空き缶などのごみの散乱防止や空き地の適正な管理、緑化に取り組み、環境衛生・環境美化を推進します。あわせて、市民参加の清掃活動を開催することで、市民の環境美化意識の醸成に取り組みます。

また、犬や猫などの適正な飼養の促進を図るため、関係機関と連携した飼主への飼い方の指導に取り組むとともに、終生飼養や里親制度など動物愛護についての普及啓発を推進します。

（３）斎場及び墓地の適正な管理

斎場については、無公害で安全な斎場としての機能を維持するとともに、適正な運用管理を行います。

また、墓地については、公衆衛生の観点から適正な管理の指導を行います。

施策3	ごみの減量化と適正処理の推進
------------	-----------------------

施策の方針・指標

ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営などにより、廃棄物の適正な処理を推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
家庭系ごみ一人一年当たりの排出量（kg） （資源物を除く）	183（R1 年度）	182（R7 年度）
事業系ごみ一人一年当たりの排出量（kg） （資源物を除く）	118（R1 年度）	116（R7 年度）
不法投棄回収量（可燃物・不燃物）（kg）	3,764（R1 年度）	3,570（R7 年度）

<施策の概要>**（１）ごみの減量化の推進**

ごみの減量化を促進するため、4R 運動^{※1}の普及啓発を行い、市民・事業者・行政の連携による取組を推進します。

また、リサイクル製品の優先的な購入を行うとともに、市民や事業者に対し、リサイクル製品等の利用促進に関する情報発信や普及啓発を推進します。

（２）廃棄物の適正処理の推進

不法投棄や野外焼却などを防止するため、周知啓発やパトロールを行うとともに、産業廃棄物については、事業者の責任において適正処理を行うよう、県と連携して指導を行います。

ごみ収集については、ステーション化を促進し、効率化を図ります。

ごみ処理施設については、老朽化し、耐用年数を迎えるため、建替えに向けた準備を進めます。また、最終処分場については、埋立量を減らし、延命化に努めます。さらに、し尿処理施設については、大村浄水管理センター内へのし尿受入施設の整備を進めます。

^{※1}4R 運動：4R とは、Refuse（リフューズ：発生回避）、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の4つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動。

《基本目標 6》

持続可能な行財政運営と市民協働の推進

政策 6-1 効率的で開かれた行政運営の推進

政策 6-2 健全な財政運営の推進

政策 6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

政策 6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

【政策 6－1】効率的で開かれた行政運営の推進

施策 1	効率的な行政運営の推進
施策 2	開かれた市政の推進と個人情報の保護
施策 3	組織体制の強化

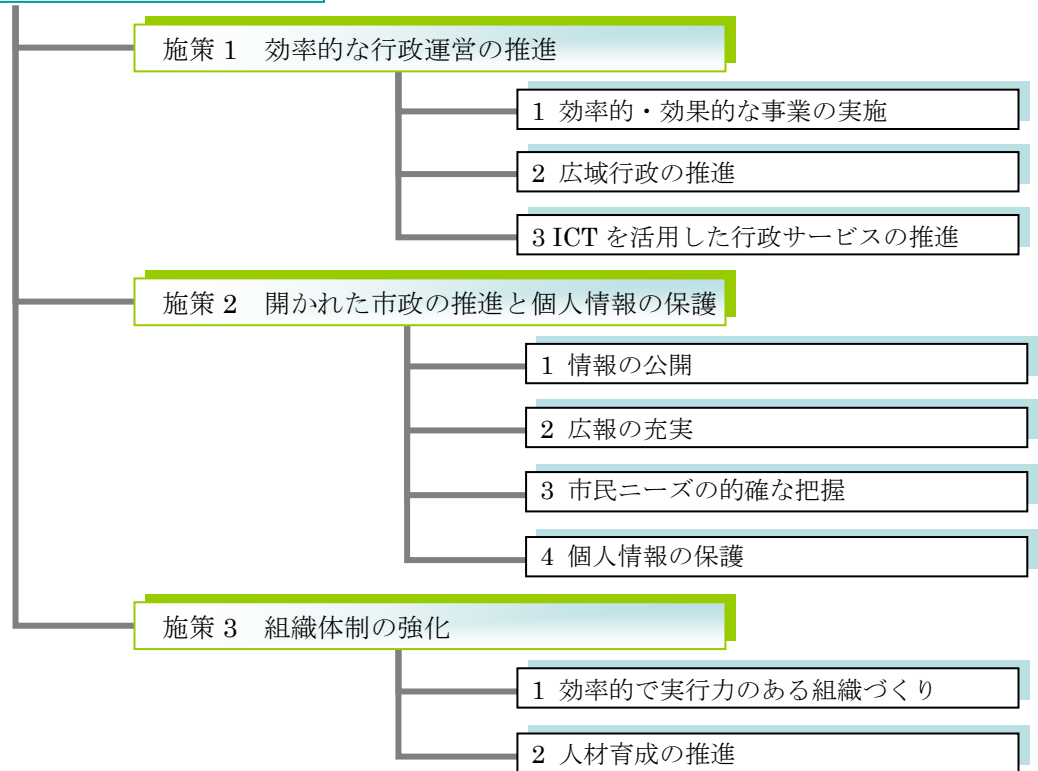
本市の現状・課題

- ・本市では行政評価を導入し、限られた人材と財源を重要度や優先度が高い施策へ充当しています。
- ・事業の推進にあたっては、広域行政による施策展開のほか、指定管理者制度等の多様な民間活力の導入や、ICT を活用した効率的で効果的な行政サービスを推進しています。今後は、迅速で確実な事務処理を実現するため、業務の電子化や電子申請の拡大を図るなど、より利便性の高い行政サービスを推進する必要があります。
- ・行政情報の発信については、広報紙や市公式ホームページ、テレビ、新聞、ラジオのほか、Facebook や LINE などの SNS を活用しています。また、市民を対象とした意見交換会等の機会を活用し、市民ニーズの把握に努めています。今後も新たな情報媒体を有効活用し、効果的な情報発信等を行う必要があります。
- ・多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、効率的で実行力のある組織づくりが必要です。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

施策の体系

政策 6-1 効率的で開かれた行政運営の推進



《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－1】効率的で開かれた行政運営の推進

施策1	効率的な行政運営の推進
------------	--------------------

施策の方針・指標

行政評価の実施や民間活力の有効活用などにより、効率的な行政運営を推進します。また、ICTの活用などにより、業務の更なる効率化に努め、より利便性の高い行政サービスを提供します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
電子申請件数（件/年）	106,624（R1 年度）	118,000（R7 年度）

<施策の概要>

（１）効率的・効果的な事業の実施

多様化・高度化する市民ニーズへの的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供できるよう、行政評価を実施するなど、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。

また、指定管理者制度の積極的な適用など、民間の優れたノウハウを活用し、更なる行政サービスの向上に努めます。

（２）広域行政の推進

県央地域広域市町村圏組合による消防・救急業務など、広域的な対応が必要な事業について、共同して取り組み、広域連携による施策展開を図ります。

また、多様な分野における広域行政の可能性について検討します。

（３）ICT を活用した行政サービスの推進

迅速かつ確実な事務処理を行うため、業務の電子化や電子申請の拡大を図るなど、より利便性の高い行政サービスを推進します。

また、業務の省力化や自動化が可能となる AI や RPA^{※1}等の ICT の活用を推進し、更なる業務の効率化に努めます。

^{※1} RPA：Robotic process automation（ロボットによる業務自動化）の略で、人間がパソコンで行う定型的なパソコン操作をソフトウェアが代行し自動化するもの。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－1】効率的で開かれた行政運営の推進

施策2	開かれた市政の推進と個人情報の保護
------------	--------------------------

施策の方針・指標

公正で開かれた市政を推進するため、広報の充実を図るとともに、市民ニーズの的確な把握に努め、市民参画の機会を拡充します。また、情報公開制度や個人情報開示制度の適正な運用を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
情報公開制度の申請件数（件/年）	47（R1 年度）	50（R7 年度）
市公式ホームページの総アクセス件数（件/年）	5,493,000（R1 年度）	6,811,000（R7 年度）
市公式 SNS の登録件数（件）	8,660（R1 年度）	11,500（R7 年度）

<施策の概要>

（１）情報の公開

公正で開かれた市政を推進するため、「大村市情報公開条例」に基づく情報公開制度や「大村市個人情報保護条例」に基づく個人情報開示制度の適正な運用を行います。

（２）広報の充実

行政情報を広く的確に伝えるため、広報紙や市公式ホームページのほか、テレビや新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

また、緊急的かつ広く市民に伝えるべき情報は、防災ラジオを活用するとともに、Facebook や LINE などの SNS を活用するなど、状況に応じた効果的な情報発信を行います。

（３）市民ニーズの的確な把握

市民の意見や要望などを市政に的確に反映させるため、地区別ミーティングをはじめ意見交換会等を引き続き実施するほか、市民相談などの充実を図ります。

また、市公式ホームページや市長への提言箱など、各広聴媒体を活用した広聴機能の強化を図り、市民ニーズの的確な把握に努め、市民参画の機会を拡充します。

（４）個人情報の保護

市が取得・保有する個人情報については、「大村市個人情報保護条例」に基づき、外部への流出や不正利用が起きないように適正な取扱いを行います。

また、市のコンピューター・ネットワークに対する外部からの不正侵入、個人情報の流出やデータの改ざんなど、市の保有情報に関するリスクを未然に回避するため、情報セキュリティ対策に組織全体で取り組むとともに、市民の個人情報を守り、信頼性の高い市政を推進します。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－1】効率的で開かれた行政運営の推進

施策3	組織体制の強化
------------	----------------

施策の方針

効率的で実行力のある組織づくりと人材育成の推進に取り組みます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
研修受講アンケートによる満足度（％）	—	85.0（R7年度）

<施策の概要>

（１）効率的で実行力のある組織づくり

各部署において、随時、組織体制の点検を行い、グループ制の活用等により、行政課題に柔軟に対応するとともに、必要に応じて市全体の組織機構の見直しと適正な人員配置を行い、効率的で実行力のある組織づくりに努めます。

また、職員の意識改革、事務処理ミスの防止、危機管理意識の向上及びコンプライアンスの徹底を図るため、内部統制機能を強化していきます。

（２）人材育成の推進

市の行政運営を担っている職員の「能力の向上」、「意欲の向上」に継続的に取り組みます。

「能力の向上」については、職員本人の自己啓発に加え、職場における業務の遂行を通じた職場内研修と、高い知識や能力を身につけるための職場外研修に取り組みます。

「意欲の向上」については、業績・能力に基づいた人事管理を行うために、かつ、職員一人ひとりが客観的に自分の業績・能力を捉え、成長の糧とするために、人事評価制度の効果的な運用に努めます。

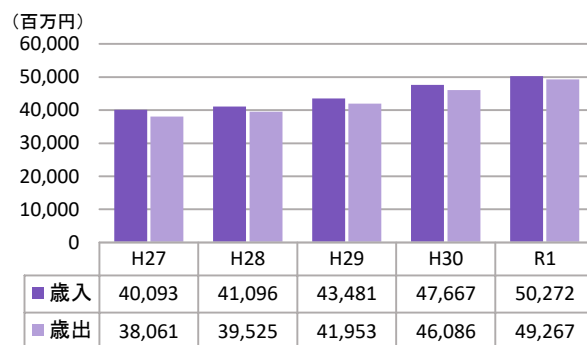
【政策6－2】健全な財政運営の推進

施策1 健全な財政運営の推進

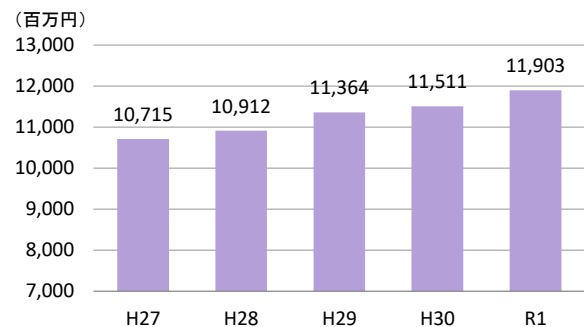
本市の現状・課題

- ・歳入については、その根幹となる市税収入が増加していますが、地方交付税などの減少により、歳入全体的大幅な伸びは期待できない状況です。一方、歳出については、社会保障費や施設の維持管理費が年々増加し、今後、新幹線新大村駅周辺整備や公共施設の更新等が必要となるため、これまで以上に効率的な財政運営に努める必要があります。
- ・「大村市債権管理条例」に基づく債権管理の適正化や未利用公有地の売却のほか、ふるさと納税による寄附の促進など、今後も更なる歳入確保に向けた取組を進める必要があります。
- ・公営企業については、将来的な人口減少や高齢化などの社会動向、施設の計画的な更新等、長期的な視野に立ち、安定した経営に取り組む必要があります。
- ・モーターボート競走事業については、ナイトレースの導入等により売り上げが増加しています。今後は更なる増収・増益を目指し、広域発売の強化に取り組むなど、市の財政に寄与できるよう安定した経営に取り組む必要があります。

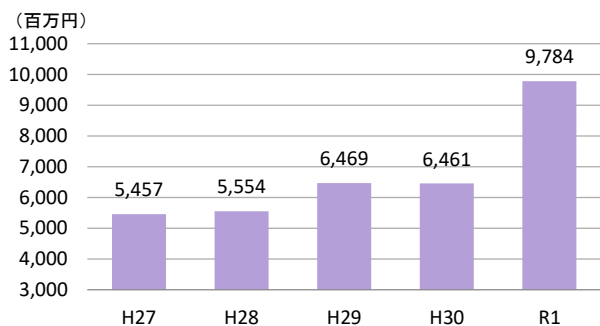
(1) 歳出歳入決算額



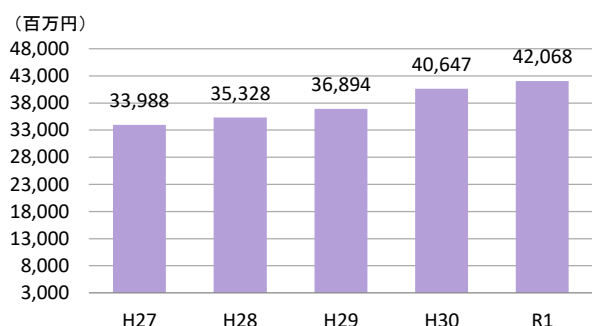
(2) 市税収入



(3) 財政調整基金等5基金



(4) 市債残高



《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

施策の体系

政策 6-2 健全な財政運営の推進

施策 1 健全な財政運営の推進

- 1 効率的な財政運営
- 2 自主財源の確保
- 3 企業会計の効率的運営
- 4 モーターボート競走事業の安定経営

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－2】健全な財政運営の推進

施策1	健全な財政運営の推進
------------	-------------------

施策の方針・指標

効率的な財政運営を行うとともに、市税収納率の向上や使用料などの適正化、未利用公有地の売却等による自主財源の確保に努めます。また、企業会計等の効率的運営に取り組みます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
経常収支比率※ ¹ （％）	97.3（R1 年度）	95.0（R7 年度）
市税収納率（％）	97.8（R1 年度）	98.0（R7 年度）

<施策の概要>

（１）効率的な財政運営

限られた財源の中で最大の効果を挙げていくために、事業の重点化や行政評価と予算の連動など、「選択と集中」により効率的な財政運営を目指します。

また、毎年度公表している中期的な財政見通しを踏まえながら、持続可能で安定した財政基盤を維持します。

（２）自主財源の確保

税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行います。

また、自主納付の啓発を進めるとともに、法令に基づき滞納整理を進め、収納率の向上を図ります。

税外債権については、「大村市債権管理条例」に基づき適正に管理を行います。

利用計画のない市有地については、売却や貸付を進めるとともに、使用料については、受益者負担の原則に立ち、住民福祉との均衡を保ちながら適正化を図ります。

（３）企業会計の効率的運営

上下水道事業については、水道料金・下水道使用料の適正化や収納率の向上対策に取り組むとともに、維持管理の効率化によるコスト削減などに努め、引き続き、将来にわたり持続可能な経営に取り組めます。

病院事業については、公設民営方式の指定管理者制度により、引き続き経営の安定化に取り組めます。

※¹ 経常収支比率：人件費や扶助費、公債費など、縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使える財源が多いことを示している。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－2】健全な財政運営の推進

施策1	健全な財政運営の推進
------------	-------------------

（４）モーターボート競走事業の安定経営

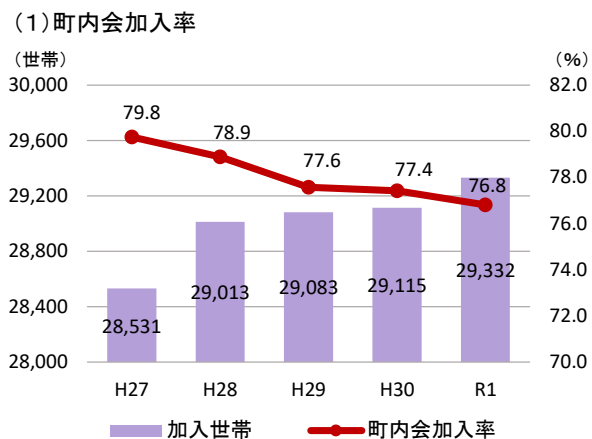
電話・インターネットによる発売環境の充実と新規場外発売場の設置推進など広域発売の更なる強化に取り組み、売上の拡大を図るとともに、効率的な事業運営により収益を向上させ、事業目的である市財政への更なる貢献を目指します。

【政策6-3】地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

施策1 地域コミュニティの活性化
 施策2 市民活動の支援と協働の推進

本市の現状・課題

- ・市民にとって最も身近な住民組織である町内会は、防災・防犯、子育て、環境美化等、住民が生活する上での様々な問題を解決する役割を担っています。その加入率が低下し続けており、地域コミュニティの希薄化が懸念されるため、地域活動への支援が求められています。
- ・市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化している中で、NPO やボランティア団体などの市民活動を活性化させ、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する必要があります。



(2) 地域げんき交付金を活用した「みうら勤作まつり」の様子(三浦地区)



《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

施策の体系

政策 6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

施策 1 地域コミュニティの活性化

1 地域コミュニティの活性化

施策 2 市民活動の支援と協働の推進

1 市民活動の支援と協働の推進

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－3】地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

施策1	地域コミュニティの活性化
------------	---------------------

施策の方針・指標

地域コミュニティの活性化を図るための支援を行います。また、町内公民館の施設整備に対する支援を行います。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている人の割合（％）	46.3（R1 年度）	49.9（R7 年度）
町内会加入率（％）	76.8（R1 年度）	76.8（R7 年度）

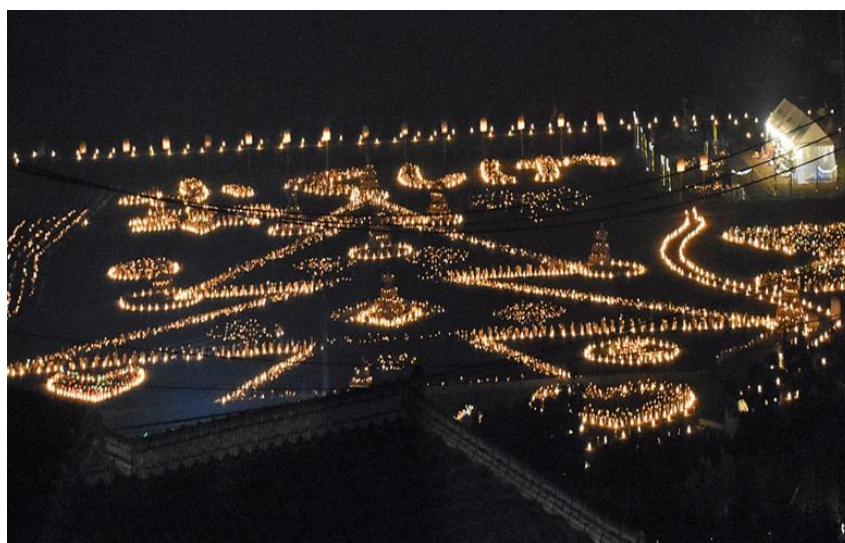
<施策の概要>

（１）地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化を図るために、環境美化や防災・防犯、郷土芸能等、地域づくりに関する自発的な活動への支援を行います。

また、生涯学習や地域活動の拠点である町内公民館の新築や増改築等、施設整備への助成を行います。

さらに、市民が町内会活動などに安心して参加できるよう、保険加入の支援などを行います。



地域げんき交付金を活用して開催された「ふくしげ竹灯籠まつり」の様子（福重地区）

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6-3】地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり

施策2	市民活動の支援と協働の推進
------------	----------------------

施策の方針・指標

市民が自主的に行う活動を支援し、NPO やボランティア団体等とともに、市民協働による魅力あるまちづくりを推進します。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
ボランティア団体のボランティアセンター 利用件数（件/年）	1,117（R1 年度）	1,200（R7 年度）
ボランティアセンターへ登録している人数（人）	4,224（R1 年度）	4,280（R7 年度）
ボランティアの延べ活動人数（人） （ボランティアセンター紹介分）	2,072（R1 年度）	2,160（R7 年度）

<施策の概要>

（１）市民活動の支援と協働の推進

市民協働によるまちづくりを推進するため、地域活性化に寄与する市民活動を支援するとともに、ボランティアに関する情報発信を行うなど、市民や NPO、ボランティア団体等の活動を支援します。

また、子育てや介護、障がい者の社会参加活動などのサポートを行うための各種養成講座の開催等を通じて、身近なボランティア活動を促進します。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－4】お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

施策1 人権に関する教育と相談体制の充実

施策2 男女共同参画の推進

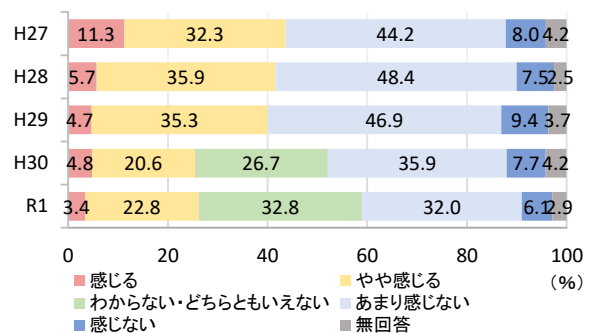
本市の現状・課題

- ・県、警察、学校などの関係機関や団体と連携し、女性や子ども、高齢者、障がい者など社会的弱者に対する虐待防止や相談支援を行っています。
- ・性的マイノリティ※¹に対する関心が高まる中、多様な性のあり方について理解を深めていく必要があります。
- ・「おおむら男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行っています。
- ・アンケート調査の結果、男女が平等な社会と感じる人の割合は、過半数を下回っており、今後も誰もが性別にかかわらず尊重され、活躍できる社会づくりが必要です。
- ・男女が共に仕事と生活を両立し、活躍できる社会を実現するため、女性への就業支援を行うとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を推進する必要があります。

(1) 人権教育講演会の様子



(2) 男女が平等な社会と感じる人の割合



※¹ 性的マイノリティ：「同性愛者」や「両性愛者」、「心と体の性別が違う人」、「性別に違和感をもつ人」のように、性愛の対象が異性ではなかったり、自覚する性別が身体的な性別とは異なったりする方々の総称。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

施策の体系

政策 6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

施策 1 人権に関する教育と相談体制の充実

1 人権教育・啓発の推進

2 相談体制の充実

施策 2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画の意識の醸成

2 女性の活躍による社会の活性化

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－4】お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

施策1	人権に関する教育と相談体制の充実
------------	-------------------------

施策の方針・指標

学校等における人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じた啓発を推進します。また、虐待防止などの相談体制の充実を図ります。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
人権教育・啓発のための講演会及び研修会の参加者数（人/年）	1,780（R1 年度）	2,050（R7 年度）

<施策の概要>

（１）人権教育・啓発の推進

あらゆる人権侵害をなくすため、学校、家庭、地域、職場などにおいて人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、ホームページや SNS を活用した広報活動により、DV や多様な性のあり方など人権に関する周知・啓発を推進します。

（２）相談体制の充実

女性、子ども、高齢者、障がい者などの虐待防止や被害者救済のため、県や関係機関との連携を強化するとともに、相談員のスキルアップに取り組み、相談体制の充実を図ります。

《基本目標6》持続可能な行財政運営と市民協働の推進

【政策6－4】お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり

施策2	男女共同参画の推進
------------	------------------

施策の方針・指標

男女共同参画社会の実現に向けた教育など普及啓発を図り、男女の人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

指 標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
男女共同参画社会について理解している人の割合（％）	47.2（R1 年度）	60.0（R7 年度）
男女が平等な社会と感じる人の割合（％）	36.8（R1 年度）	60.0（R7 年度）
審議会等への女性委員の参画割合（％）	24.9（R1 年度）	40.0（R7 年度）

<施策の概要>

（１）男女共同参画の意識の醸成

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指し、女性の社会参画と男性の家事、育児、介護等への参画推進に効果的な意識啓発を行います。

また、学校、家庭、地域、職場などにおいて、男女共同参画の意識を醸成するための教育や学習機会の充実に努めます。

（２）女性の活躍による社会の活性化

女性の雇用環境改善に向けた取組の周知や再就職・起業の支援などを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や子育て支援を行い、家庭や職場・地域における男女共同参画を推進します。

また、審議会等への女性登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

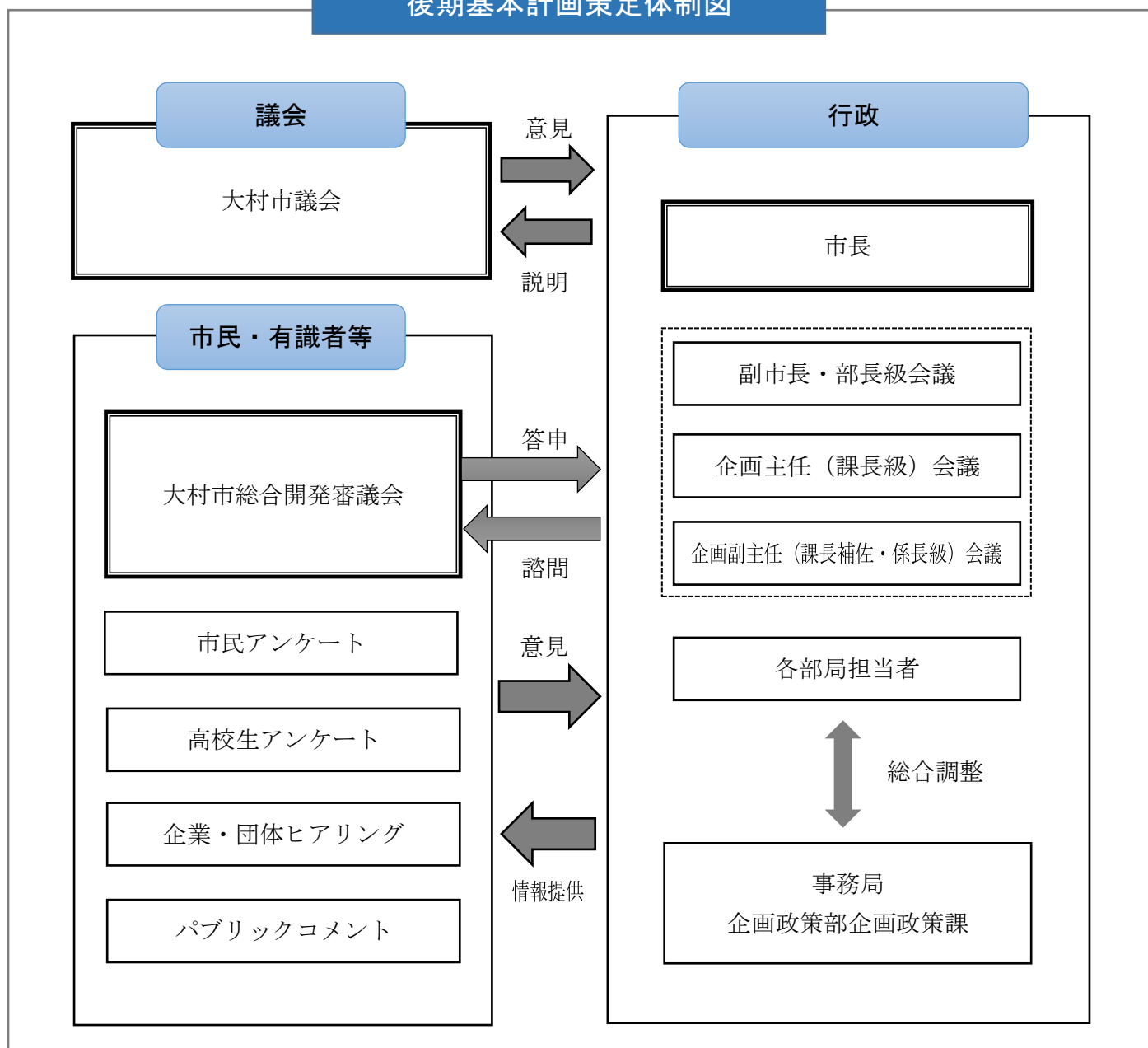
第Ⅲ編 資料

- 1 策定体制
- 2 策定経過
- 3 諮問・答申
- 4 総合計画とSDGsとの関係表
- 5 指標・数値目標一覧

1 策定体制

後期基本計画の策定にあたっては、市民や企業・団体等のニーズを把握するため、市民や高校生に対するアンケート、企業・団体へのヒアリングを実施するとともに、市議会をはじめ、公共的団体等の役員や知識経験者で構成される大村市総合開発審議会等の関係機関の意見を踏まえながら、庁内で議論を重ね策定しました。

後期基本計画策定体制図



2 策定経過

日付	内容
令和元年 11月 5日	各部局に後期基本計画策定方針を通知
11月12日	全庁的に計画案の策定作業開始
令和2年 3月 2日	企画副主任への事務説明会
3月27日～4月30日	企画副主任会議（6回開催）
4月17日～5月15日	市民アンケート
4月24日～7月29日	企画主任会議（7回開催）
5月22日～7月30日	副市長・部長級会議（7回開催）
8月26日～9月16日	高校生アンケート
8月31日～11月18日	大村市総合開発審議会（3回開催、10月27日に計画案を諮問）
11月17日・25日	企業・団体ヒアリング
11月24日	市長への答申（審議会長一任）
12月15日	市議会全員協議会
12月16日～1月 8日	パブリックコメント

3 諮問・答申

<諮 問>

大 市 企 第 1 8 1 号
令和 2 年 1 0 月 2 7 日

大村市総合開発審議会
会長 中村 人久 様

大村市長 園田 裕史

第 5 次大村市総合計画における後期基本計画案について（諮問）

このことについて、後期基本計画を策定するにあたり、大村市総合開発審議会
条例第 1 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

<答 申>

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

大村市長 園田 裕史 様

大村市総合開発審議会
会 長 中村 人久

第 5 次大村市総合計画における後期基本計画案について（答申）

令和 2 年 1 0 月 2 7 日付け大市企第 1 8 1 号で諮問を受けた後期基本計画案に
ついて、当審議会で慎重に審議した結果、市から提示された計画案の内容は妥当で
あるという結論に達しましたので答申します。

なお、施策の実施に当たって特に留意いただきたい点については、当審議会から
の附帯意見として申し述べます。

審議会からの附帯意見

- 1 デジタル化の推進に当たっては、目先の課題解決に向けた取組を行うことに留まらず、将来的な社会を見据えながら、積極的に取り組むことを求めます。
なお、様々な施策でＩＣＴの活用を検討される場合は、費用対効果を踏まえ、行政事務の効率化を図り、市民サービスの向上に努めることを求めます。
- 2 県外・市外からの移住者を増やすためにも、ＩＣＴ教育に積極的に取り組み、本市の教育水準の向上に努めることを求めます。
- 3 令和２年７月豪雨や大型台風等の近年発生した自然災害を踏まえ、避難所の数や設置場所の見直しを行うなど、市民の安全安心のために防災対策の充実を求めます。
また、防災対策と併せて将来にわたる気候変動対策も重要であるため、専門家や地域の有識者の意見を踏まえ、必要な対策を講じることを求めます。
- 4 将来、本市を担っていく若者を育てるため、企業や大学の誘致に取り組みながら、若者が集まる魅力ある場の創出に努めることを求めます。
- 5 観光客誘致に当たっては、Ｗｉ・Ｆｉの整備のほか、トイレ等の美化に努めるなど、観光客の受入環境の充実を求めます。
- 6 地元特産品の販路拡大策については、物産展やインターネット販売等に努めていただいているが、現状の取組を効果検証しながら推進することを求めます。

大村市総合開発審議会委員名簿 令和2年11月現在 敬称略・五十音順

委員	所属
芦塚 義幸	(有) 芦塚酒店 代表取締役社長
有川 晃治	大村市社会福祉協議会 会長
島 竜之介	大村青年会議所 理事長
友永 貴之	長崎県中央農業協同組合 大村中央支店 支店長
砺山 和仁	砺山公認会計士税理士事務所 所長
中村 人久 [会長]	大村商工会議所 会頭
原田 岳	(株) 富建 代表取締役社長
日高 靖郎	大村市町内会長会連合会 会長
福谷 美保子	(株) 福谷商事 代表取締役社長
船橋 修一 [副会長]	九州教具 (株) 代表取締役社長
村里 愛子	(株) 村里運輸 代表取締役会長
森本 光雄	全日本空輸 (株) 元副社長
山口 成美	(有) シュシュ 代表取締役社長

大村市総合開発審議会の様子



答申の様子



4 総合計画とSDGsとの関係表

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
第5次大村市総合計画	●	●	●	●	●	●
基本目標1 人を育むまち	●	●	●	●	●	
政策1-1 子育てしやすいまちづくり	●		●	●	●	
施策1 出会いと結婚の支援						
施策2 親と子の健康増進			●			
施策3 子育てを支える環境の充実	●		●	●		
施策4 子育てと仕事の両立			●		●	
政策1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実		●	●	●		
施策1 幼児教育の充実				●		
施策2 小・中学校教育の充実				●		
施策3 教育環境の充実		●	●	●		
政策1-3 文化の振興と生涯学習の充実				●		
施策1 歴史・文化の保護・活用・継承				●		
施策2 芸術・文化の振興				●		
施策3 生涯学習の充実				●		
施策4 青少年の健全育成						
施策5 ミライ o n の充実				●		
政策1-4 国際・地域間交流の推進				●		
施策1 国際交流の推進				●		
施策2 地域間交流の推進						
基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち	●	●	●	●		
政策2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実		●	●			
施策1 健康づくりの推進		●	●			
施策2 スポーツの振興			●			
施策3 医療体制の充実			●			
政策2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり			●	●		
施策1 地域包括ケアシステムの充実			●			
施策2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進			●	●		
施策3 高齢者を地域で支える体制の充実			●			
政策2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり			●			
施策1 障がい者の自立支援の充実			●			
施策2 障がい者の社会参加の促進			●			
政策2-4 暮らしのセーフティネットの充実	●		●			
施策1 低所得者の生活支援	●		●			
施策2 社会保険制度の安定的運営	●		●			
基本目標3 安全・安心なまち			●			
政策3-1 災害に強いまちづくり			●			
施策1 防災対策の推進						
施策2 総合的な危機管理の推進			●			
政策3-2 消防・救急体制の充実			●			
施策1 消防・救急体制の充実			●			
政策3-3 交通安全と消費者保護の推進						
施策1 交通安全の推進						
施策2 消費者保護の推進						
政策3-4 犯罪のないまちづくり						
施策1 犯罪のないまちづくり						

[illegible]

	1雇用をなくそう	2気候をゼロに	3すべての人に健康と福祉を	4質の高い教育をみんなに	5ジェンダー平等を表現しよう	6安全な水とトイレを世界中に
基本目標4 活力に満ちた産業のまち		●				
政策4-1 魅力ある農林水産業の振興		●				
施策1 農業の生産性の向上と販路拡大		●				
施策2 農業の担い手の育成と確保		●				
施策3 農地の保全と有効活用		●				
施策4 畜産業の振興		●				
施策5 林業の振興						
施策6 水産業の振興		●				
政策4-2 活力ある商工業の振興						
施策1 商店街の振興						
施策2 商工業経営基盤の強化と創業支援						
政策4-3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出						
施策1 企業誘致活動の強化						
施策2 若者や高齢者の就業支援						
政策4-4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり						
施策1 観光交流のまちづくり						
施策2 観光客受入体制の整備						
基本目標5 機能的で環境と調和したまち						●
政策5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり						
施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実						
施策2 新幹線を活かしたまちづくり						
政策5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上						
施策1 道路網の整備						
施策2 利便性の高い公共交通の確立						
政策5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備						●
施策1 住環境の整備						
施策2 景観の保全						
施策3 公園・河川の整備						
施策4 上下水道の整備						●
政策5-4 環境にやさしいまちづくり						●
施策1 環境保全の推進						●
施策2 環境汚染対策の推進						●
施策3 ごみの減量化と適正処理の推進						●
基本目標6 持続可能な行財政運営と市民協働の推進			●	●	●	
政策6-1 効率的で開かれた行政運営の推進						
施策1 効率的な行政運営の推進						
施策2 開かれた市政の推進と個人情報の保護						
施策3 組織体制の強化						
政策6-2 健全な財政運営の推進						
施策1 健全な財政運営の推進						
政策6-3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり			●			
施策1 地域コミュニティの活性化						
施策2 市民活動の支援と協働の推進			●			
政策6-4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり				●	●	
施策1 人権に関する教育と相談体制の充実				●	●	
施策2 男女共同参画の推進					●	

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等 をなくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
	●	●		●	●		●	●		●
	●	●		●	●		●	●		●
	●	●		●	●					●
	●			●	●					●
	●	●		●	●			●		●
	●	●		●	●			●		●
	●	●		●	●		●			●
	●	●		●	●					●
	●	●		●						●
	●	●		●	●					●
	●	●		●	●					●
	●	●		●	●					●
	●	●		●	●					●
	●	●		●	●					●
	●			●						●
	●			●						●
	●			●						●
●	●	●		●	●	●	●	●		●
	●	●		●						●
	●	●		●						●
	●	●		●						●
		●		●						●
		●		●			●	●		●
●				●				●		●
●		●		●						●
				●			●	●		●
●				●	●	●	●	●		●
●				●	●	●	●	●		●
●				●	●	●	●	●		●
●				●	●	●	●	●		●
	●		●	●					●	●
			●	●					●	●
			●	●					●	
				●					●	
				●						
				●						
				●						
				●						●
				●						●
				●						●
	●		●	●						●
			●	●						●
			●	●						●
			●	●						●
	●		●	●						●
	●		●	●						●

5 指標・数値目標一覧

基本目標1 人を育むまち

政策1-1 子育てしやすいまちづくり

施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	出会いと結婚の支援	大村市婚活サポートセンターでの相談件数(件/年)	700 (R1年度)	825 (R7年度)
		お見合いシステム、縁結び隊による引き合わせ成立数(組/年)	98 (R1年度)	120 (R7年度)
2	親と子の健康増進	妊婦健康診査の受診率(%)	92.8 (R1年度)	97 (R7年度)
		予防接種の実施率(%)	91.1 (R1年度)	97 (R7年度)
		3歳児健康診査の受診率(%)	97.5 (R1年度)	98.5 (R7年度)
3	子育てを支える環境の充実	子育て相談件数(件/年)	6,256 (R1年度)	10,000 (R7年度)
		子育て支援サポート登録者数(人)	45 (R1年度)	50 (R7年度)
		SNSでの子育てに関する情報発信回数(回/年)	243 (R1年度)	400 (R7年度)
4	子育てと仕事の両立	教育・保育施設における4月時点の待機児童数(人)	75 (R1年度)	0 (R7年度)
		病児保育施設を利用する児童数(人)	1,478 (R1年度)	1,711 (R7年度)
		放課後児童クラブを利用する児童数(人)	1,823 (R1年度)	2,317 (R7年度)

政策1-2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	幼児教育の充実	大村市教育・保育力向上研修会参加者数(人/年)	382 (R1年度)	400 (R7年度)
2	小・中学校教育の充実	全国学力・学習状況調査平均正答率の全国比(%)	95.38 (R1年度)	100以上 (R7年度)
		学校評価のふるさと教育の項目において「よい」と評価した児童生徒の割合(%)	71.6 (R1年度)	76 (R7年度)
		学校教育に対する保護者の満足度(%)	90.8 (R1年度)	95 (R7年度)
3	教育環境の充実	学校施設長寿命計画に基づく整備着手校数(校)	— (R1年度)	7 (R7年度)
		大学(研究室)等の誘致数(学部)	2 (R1年度)	3 (R7年度)

政策1－3 文化の振興と生涯学習の充実				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	歴史・文化の保護・活用・継承	指定文化財の数(件)	53 (R1年度)	62 (R7年度)
		民俗芸能の保存団体数(団体)	20 (R1年度)	20 (R7年度)
		大村市歴史資料館の入館者数(人/年)	30,305 (R1年度)	50,000 (R7年度)
2	芸術・文化の振興	芸術・文化事業への参加者数(人/年)	13,066 (R1年度)	13,700 (R7年度)
3	生涯学習の充実	生涯学習講座の受講者数(人/年)	1,323 (R1年度)	1,550 (R7年度)
		公立公民館の定例グループ登録者数(人)	2,269 (R1年度)	2,550 (R7年度)
4	青少年の健全育成	青少年健全育成協議会の主催行事への参加者数(人/年)	15,478 (R1年度)	16,000 (R7年度)
		補導活動への延べ参加者数(人/年)	1,539 (R1年度)	1,750 (R7年度)
		家庭教育に関する相談件数(件/年)	12,436 (R1年度)	12,700 (R7年度)
		子ども会加入率(%)	17 (R1年度)	20 (R7年度)
5	ミライonの充実	市民一人当たりの貸出冊数(冊/年)	6.1 (R1年度)	9 (R7年度)
		来館者数(人/年)	264,211 (R1年度)	600,000 (R7年度)
		多目的ホール等の利用人数(人/年)	1,442 (R1年度)	10,000 (R7年度)
		大村市歴史資料館の入館者数(人/年)	30,305 (R1年度)	50,000 (R7年度)
政策1－4 国際・地域間交流の推進				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	国際交流の推進	中学・高校生のホームステイ派遣者数(人/年)	8 (R1年度)	8 (R7年度)
		国際交流プラザの利用者数(人/年)	3,314 (R1年度)	3,900 (R7年度)
		多文化講座の参加者数(人/年)	2,943 (R1年度)	3,000 (R7年度)
2	地域間交流の推進	姉妹都市・友好交流都市交流事業への延べ参加者数(人)	269 (R1年度)	1,500 (R7年度)

基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち				
政策2ー1 健康づくりの推進と医療体制の充実				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	健康づくりの推進	特定健診の受診率(%)	36.9 (R1年度)	50 (R7年度)
		メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合(%)	26.9 (R1年度)	20 (R7年度)
		食育に関するボランティア等の人数(人)	256 (R1年度)	400 (R7年度)
		むし歯のない子どもの割合(12歳児)(%)	70.8 (R1年度)	75 (R7年度)
		自殺対策のゲートキーパー養成講座延べ受講者数(人)	1,175 (R1年度)	2,800 (R7年度)
2	スポーツの振興	スポーツイベントの参加者数(人/年)	5,543 (R1年度)	6,400 (R7年度)
		公認のスポーツ指導者登録数(人)	174 (R1年度)	198 (R7年度)
		スポーツ競技団体の加入者数(人)	8,562 (R1年度)	9,100 (R7年度)
		成人の週1回スポーツ実施率(%)	51.4 (R1年度)	60 (R7年度)
		体育施設の利用者数(人/年)	646,287 (R1年度)	653,300 (R7年度)
3	医療体制の充実	休日・夜間における外来患者数(人/年)(休日当番医、夜間初期診療センターの年間受診者数)	10,114 (R1年度)	10,500 (R7年度)
		市民病院の病床稼働率(%)	90 (R1年度)	90 (R7年度)
政策2ー2 高齢者が暮らしやすいまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	地域包括ケアシステムの充実	24時間対応コールセンター(在宅医療サポートセンター)登録件数(件)	112 (R1年度)	215 (R7年度)
2	高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	介護予防教室の利用団体数(団体/年)	76 (R1年度)	86 (R7年度)
		住民主体の「通いの場」の拠点数(箇所)	20 (R1年度)	100 (R7年度)
3	高齢者を地域で支える体制の充実	認知症サポーター養成延べ人数(人)	8,192 (R1年度)	13,600 (R7年度)
		老人クラブ連合会の加入者数(人)	3,045 (R1年度)	3,045 (R7年度)

政策2ー3 障がい者が暮らしやすいまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	障がい者の自立支援の充実	障害者相談支援事業における相談件数(件／年)	16,415 (R1年度)	17,400 (R7年度)
		障害者就労施設等からの市役所の優先調達額(千円／年)	12,614 (R1年度)	12,870 (R7年度)
2	障がい者の社会参加の促進	心身障害者おでかけサポート事業交付者数(人)	576 (R1年度)	725 (R7年度)
		手話奉仕員・要約筆記奉仕員の登録者数(人)	144 (R1年度)	210 (R7年度)
政策2ー4 暮らしのセーフティネットの充実				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	低所得者の生活支援	生活困窮者自立相談支援を受け就労した人の数(人/年)	34 (R1年度)	46 (R7年度)
		生活保護率(％)(生活保護受給者数/推計人口)	1.84 (R1年度)	1.84 (R7年度)
		生活保護受給者で就労開始した人の数(人/年)	54 (R1年度)	62 (R7年度)
2	社会保険制度の安定的運営	国民健康保険税(現年度分)の収納率(％)	95.03 (R1年度)	95.03 (R7年度)
		介護保険料(現年度分)の収納率(％)	99.3 (R1年度)	99.3 (R7年度)

基本目標3 安全・安心なまち				
政策3ー1 災害に強いまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	防災対策の推進	河川の改修率(%) (準用河川＋よし川)	47.6 (R1年度)	48.2 (R7年度)
		雨水整備率(%)	55.7 (R1年度)	56.3 (R7年度)
		自主防災組織の結成率(%)	56.1 (R1年度)	60 (R7年度)
2	総合的な危機管理の推進	防災ラジオの配布率(%)	67 (R1年度)	72 (R7年度)
政策3ー2 消防・救急体制の充実				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	消防・救急体制の充実	消防団員の数(人)	600 (R1年度)	630 (R7年度)
		救急救命講習会の受講者数(人/年)	220 (R1年度)	270 (R7年度)
政策3ー3 交通安全と消費者保護の推進				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	交通安全の推進	交通人身事故の発生件数(件/年)	305 (R1年)	250 (R7年)
2	消費者保護の推進	消費生活相談件数(件/年)	638 (R1年度)	650 (R7年度)
		消費者問題に対応した情報の市公式ホームページアクセス件数(件/年)	13,429 (R1年度)	15,000 (R7年度)
政策3ー4 犯罪のないまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	犯罪のないまちづくり	刑法犯の認知件数(件/年)	283 (R1年)	250 (R7年)

基本目標4 活力に満ちた産業のまち				
政策4ー1 魅力ある農林水産業の振興				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	農業の生産性の向上と販路拡大	認定農業者の平均農業所得(千円/年)	4,400 (R1年)	5,200 (R7年)
		新たにブランド化した農産物の品数(品)(累計)	3 (R1年度)	6 (R7年度)
		6次産業化への新規参入件数(件)(累計)	2 (R1年度)	6 (R7年度)
		農業イベントへの参加者数(人/年)	19,000 (R1年度)	28,000 (R7年度)
2	農業の担い手の育成と確保	新規就農者数(人/年)	16 (R1年度)	16 (R7年度)
		認定農業者数(人)	215 (R1年度)	300 (R7年度)
		集落営農組織数(組織)	2 (R1年度)	5 (R7年度)
3	農地の保全と有効活用	鈴田内倉地区基盤整備事業進捗率(%)	13 (R1年度)	93 (R7年度)
		農地利用集積面積(ha)(農地中間管理事業活用面籍)(累計)	207.1 (R1年度)	300 (R7年度)
		有害鳥獣による農業被害額(千円/年)	4,152 (R1年度)	3,700 (R7年度)
4	畜産業の振興	畜産物の産出額(億円/年)	10.8 (R1年度)	11.4 (R7年度)
		飼養頭数(肉用牛)(頭)	820 (R1年度)	870 (R7年度)
5	林業の振興	素材生産量(m³)	7,420 (R1年)	9,400 (R7年)
		森林経営計画の作成区域数(林班)	46 (R1年度)	47 (R7年度)
6	水産業の振興	漁獲高(億円/年)	1.2 (R1年度)	1.3 (R7年度)
		漁業協同組合の組合員数(人)	162 (R1年度)	165 (R7年度)
政策4ー2 活力ある商工業の振興				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	商店街の振興	中心商店街の空き店舗率(%)	11.8 (R1年度)	10 (R7年度)
		中央商店街の通行者数(人/日)(6地点の延べ人数)	6,264 (R1年度)	7,300 (R7年度)
2	商工業経営基盤の強化と創業支援	融資制度の利用件数(件/年)	93 (R1年度)	105 (R7年度)
		そらえきおおむらの売品数(品/年)	2,871 (R1年度)	4,000 (R7年度)
		大村市産業支援センター(O-biz)又は創業塾を介した創業件数(件)(累計)	74 (R1年度)	105 (R7年度)

政策4ー3 企業誘致の推進と新たな雇用の創出				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	企業誘致活動の強化	新たな企業誘致による雇用創出者数(人)	—	1,000 (R7年度)
2	若者や高齢者の就業支援	市内高校卒業者の市内企業への就職率(%)	16.5 (R1年度)	20 (R7年度)
		シルバー人材センター会員の就業実人員数(人/年)	707 (R1年度)	841 (R7年度)
政策4ー4 歴史や自然を活かした観光のまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	観光交流のまちづくり	観光客数(人/年)	2,080,000 (R1年)	2,600,000 (R7年)
		市内宿泊施設の延べ宿泊者数(人/年)	405,000 (R1年)	450,000 (R7年)
		市内民泊施設の延べ宿泊者数(人/年)	555 (R1年)	600 (R7年)
		観光イベント来場者数(人/年)	567,000 (R1年)	573,000 (R7年)
2	観光客受入体制の整備	市内主要観光施設の入場者数(人/年)	650,000 (R1年)	700,000 (R7年)
		外国人宿泊者数(人/年)	7,226 (R1年)	8,000 (R7年)
		観光ボランティアガイドの会員数(人)	24 (R1年度)	30 (R7年度)

基本目標5 機能的で環境と調和したまち				
政策5ー1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	計画的な土地利用と都市拠点機能の充実	計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合(%)	44.1 (R1年度)	47 (R7年度)
		地籍調査進捗率(%)	51.6 (R1年度)	66 (R7年度)
2	新幹線を活かしたまちづくり	新大村駅周辺整備事業の進捗率(%)	63 (R1年度)	100 (R7年度)
		新大村駅の乗車人員数(人/日)	—	2,100 (R7年度)
政策5ー2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	道路網の整備	都市計画道路の改良率(%)	66 (R1年度)	74 (R7年度)
		市道の改良率(%)	68 (R1年度)	69 (R7年度)
2	利便性の高い公共交通の確立	鉄道の平均乗車人数(竹松駅及び大村駅)(人/日)	3,607 (R1年度)	3,700 (R7年度)
		市内バス利用者数(人/年)	765,000 (R1年)	780,000 (R7年)
		長崎空港の利用者数(人/年)	3,159,000 (R1年度)	3,200,000 (R7年度)
政策5ー3 快適で暮らしやすい都市環境の整備				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	住環境の整備	優良な民間住宅への支援件数(件/年)	165 (R1年度)	165 (R7年度)
		市営住宅のバリアフリー化率(%)	87 (R1年度)	100 (R7年度)
2	景観の保全	街なみが美しく住みやすいと感じる人の割合(%)	77.1 (R1年度)	80 (R7年度)
		市内の屋外広告物が適正に管理されていると感じる人の割合(%)	30 (R1年度)	50 (R7年度)
3	公園・河川の整備	一人当たりの都市公園面積(㎡/人)	6.6 (R1年度)	8.4 (R7年度)
		地域団体が管理する公園数(公園)	45 (R1年度)	50 (R7年度)
		親水空間の設置箇所数(箇所)	23 (R1年度)	24 (R7年度)

4	上下水道の整備	計画取水可能量(㎡ / 日)	39,090 (R1年度)	40,686 (R7年度)
		水道管路の耐震化率(%)	13.8 (R1年度)	20 (R7年度)
		水道管路の年間更新率(%)	0.8 (R1年度)	0.84 (R7年度)
		汚水処理人口普及率(%)	99.3 (R1年度)	99.6 (R7年度)
		雨水整備率(%)	55.7 (R1年度)	56.3 (R7年度)
政策5ー4 環境にやさしいまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	環境保全の推進	市の公共施設における温室効果ガス排出量(t-co2/年)	29,103 (R1年度)	27,648 (R7年度)
		大村湾のCOD値(mg/L)	2 (R1年度)	2 (R7年度)
		環境講座・イベントへの参加者数(人/年)	977 (R1年度)	1,000 (R7年度)
2	環境汚染対策の推進	環境基準達成箇所の割合(騒音・振動・水質)(%)	83.3 (R1年度)	84 (R7年度)
		市民大清掃の参加者数(人/年)	9,647 (R1年度)	10,200 (R7年度)
		狂犬病予防注射接種率(%)	70.4 (R1年度)	73 (R7年度)
3	ごみの減量化と適正処理の推進	家庭系ごみ一人一年当たりの排出量(kg)(資源物を除く)	183 (R1年度)	182 (R7年度)
		事業系ごみ一人一年当たりの排出量(kg)(資源物を除く)	118 (R1年度)	116 (R7年度)
		不法投棄回収量(可燃物・不燃物)(kg)	3,764 (R1年度)	3,570 (R7年度)

基本目標6 持続可能な行政運営と市民協働の推進				
政策6ー1 効率的で開かれた行政運営の推進				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	効率的な行政運営の推進	電子申請件数(件/年)	106,624 (R1年度)	118,000 (R7年度)
2	開かれた市政の推進と個人情報の保護	情報公開制度の申請件数(件/年)	47 (R1年度)	50 (R7年度)
		市公式ホームページの総アクセス件数(件/年)	5,493,000 (R1年度)	6,811,000 (R7年度)
		市公式SNSの登録件数(件)	8,660 (R1年度)	11,500 (R7年度)
3	組織体制の強化	研修受講アンケートによる満足度(%)	—	85 (R7年度)
政策6ー2 健全な財政運営の推進				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	健全な財政運営の推進	経常収支比率(%)	97.3 (R1年度)	95 (R7年度)
		市税収納率(%)	97.8 (R1年度)	98 (R7年度)
政策6ー3 地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	地域コミュニティの活性化	隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている人の割合(%)	46.3 (R1年度)	49.9 (R7年度)
		町内会加入率(%)	76.8 (R1年度)	76.8 (R7年度)
2	市民活動の支援と協働の推進	ボランティア団体のボランティアセンター利用件数(件/年)	1,117 (R1年度)	1,200 (R7年度)
		ボランティアセンターへ登録している人数(人)	4,224 (R1年度)	4,280 (R7年度)
		ボランティアの延べ活動人数(人)(ボランティアセンター紹介分)	2,072 (R1年度)	2,160 (R7年度)
政策6ー4 お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり				
施策		指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
1	人権に関する教育と相談体制の充実	人権教育・啓発のための講演会及び研修会の参加者数(人/年)	1,780 (R1年度)	2,050 (R7年度)
2	男女共同参画の推進	男女共同参画社会について理解している人の割合(%)	47.2 (R1年度)	60 (R7年度)
		男女が平等な社会と感じる人の割合(%)	36.8 (R1年度)	60 (R7年度)
		審議会等への女性委員の参画割合(%)	24.9 (R1年度)	40 (R7年度)

